

## ■愛荘町議会議事録

お問い合わせ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成20年9月愛荘町議会定例会

#### 1日目(平成20年9月17日)

開会:午前9時00分 延会:午後5時55分

#### 議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第10号 平成19年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 6 議案第56号 がんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例の制定について
- 日程第 7 議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第58号 愛荘町議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第59号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第60号 字の区域および名称の変更につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第61号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第62号 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第63号 平成20年度愛荘町国民健康保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第64号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第65号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第66号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第17 議案第67号 平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第18 議案第68号 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第19 議案第69号 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第20 議案第70号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第21 議案第71号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第22 議案第72号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第23 議案第73号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

## 本日の会議に付した事件

### 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保  
2番 上林 貞  
3番 珠久清次  
4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 久保田九右衛門  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡あみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 森 隆一

### 欠席議員(0名)

なし

## ◎開会の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、平成20年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

## ◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長、提案の趣旨説明。町長。

## ◎町長提案趣旨説明

○議長(森隆一君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日ここに、平成20年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、早朝よりご出席賜わり、厚く御礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

それでは、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、報告案件1件、条例制定ならびに改正条例議決案件4件、字の区域および名称の変更議決案件1件、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)ならびに愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)、国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、下水道事業特別会計補正予算(第2号)、介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の6件でございます。

次に、平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算の承認案件7件、併せて20案件をご提案させていただきました。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成20年12月31日、任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものでございます。

次に、報告案件1件につきましては、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

平成19年6月に成立いたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成19年度決算より議会へ報告し、公表することが義務づけられたところであります。

財政健全化指標の算出結果は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにゼロ以下でありました。従前より算出しておりました実質公債費比率につきましては、前年度比1.3%上昇し、15.0%であります。早期健全化基準25%には至っておりません。

最後に、将来負担比率であります、137%であり、この数値についても早期健全化基準350%以下であります。今後引き続き、健全な財政運営の維持・継続を図っていく所存でございます。

次に、条例制定ならびに条例改正議決案件4件につきまして説明させていただきます。

議案第56号、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例の制定につきましては、平成20年4月に地方税法等の一部を改正する法律が施行され、ふるさと納税制度が創設されました。この制度の円滑な運用を目指し、まちづくり事業の財源に充てるため、愛荘町への熱い思いや応援をしたいという方に安心して寄付いただけるよう、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例を制定するものでございます。

次に、議案第57号、愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第58号、愛荘町議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ならびに議案第59号、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第60号、字の区域および名称の変更につき議決を求めることについては、土地改良法に規定する残地処分による字の区域および名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

次に、議案第61号から議案第66号までの6議案につきましては、平成20年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第61号、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,840万8,000円を減額し、総額を79億762万6,000円をお願いするものです。

なお、今回の予算補正につきましては、通常の補正に加え、歳入の大幅な減少により財政運営上、非常に厳しい状況となり、緊急に緊縮予算を再編成する必要が生じたものであります。年度途中で大幅な事業費等の削減を行うことは、住民生活に与える影響が大きいことが想定されますので、緊急対応としましては、現段階における執行残額等の確認・精査、執行見込みおよび一般経費の削減等により収支の調整を図るものであります。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の主なものを申し上げます。

歳入につきましては、まず町税であります。大手2社の確定税額が大幅な減額となったことから、法人税割3億8,080万円の減額を行うものであります。また、普通交付税の額が確定いたしましたことにより、交付税額は8億8,405万8,000円で、予算額を1億1,894万2,000円下回るという状況となりました。この減額補正を行うものであります。

地方特例交付金につきましては、額の確定により総額1,304万4,000円の増額であります。国庫支出金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金の交付決定があったことにより、4,000万円の追加であります。県支出金につきましては、内示額の増額により、急傾斜地崩壊対策事業補助金1,170万円増、学校支援地域本部事業委託金の追加、担い手利用集積緊急加速化事業補助金の減額など、合わせて745万3,000円を追加するものであります。

繰入金につきましては、法人税等還付金加算金および普通交付税の減収額相当分2億4,772万8,000円を財政調整基金からの繰り入れとするもの、また、地域基盤づくり推進基金につきましては、元気なまちづくり事業の減額など、繰入金合わせて2億4,942万8,000円の増額を行うものでございます。

前年度繰越金につきましては、財源調整のため4,964万8,000円を追加するものでございます。

諸収入につきましては、裁判員制度にかかる既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金81万9,000円の増、指定ごみ袋の販売代金100万円の減額など、合わせて24万4,000円を追加するものであります。

町債につきましては、合併特例債7,850万円、臨時地方道整備事業債5,950万円をそれぞれ減額し、財源不足対策として減収補てん債2億円を追加するものであります。

一方、歳出の主なものは、議会費につきましては、会議録反訳手数料30万円減額等、合わせて58万3,000円の減額であります。

総務費では、主なものとして、法人税等の還付金および加算金1億2,878万6,000円を追加するもの、また、住民

税の公的年金特別徴収システム改修経費600万円、その他緊急緊縮対応として、町長交際費など執行残額を減額し、合わせて1億1,491万1,000円を追加するものであります。

民生費につきましては、彦根愛知犬上地域で実施する地域福祉人材確保事業にかかる町負担金3万円、通所介護事業所等が行う事業に対し町が助成する地域なじみの安心事業の補助金4万7,000円を新規に追加、その他緊急緊縮対応として、特別会計への繰出金を含め減額し、合わせて983万3,000円を減額するものであります。

衛生費につきましては、一般廃棄物処理合理化事業補てん金144万5,000円、健康検査委託料227万8,000円などを減額、犬猫死体収集運搬処分業務45万7,000円の追加、その他緊急緊縮対応として執行残額を減額し、合わせて783万円を減額するものであります。

農林水産業費につきましては、補助対象事業費等の確定により、担い手利用集積緊急加速化事業補助金315万4,000円減額などと、緊急緊縮対応合わせて1,053万7,000円の減額であります。

商工費につきましては、近江上布伝統産業会館の空調設備改修工事の入札執行残45万6,000円の減額など、合わせて50万6,000円の減額。

土木費につきましては、県の補助を受け実施する急傾斜地崩壊対策事業につきまして、大幅な内示増額により1,500万円、斧磨集落が実施する河川愛護事業補助金45万2,000円、住生活総合調査にかかる経費21万4,000円などを追加、道路整備事業等の緊急緊縮対応および下水道事業特別会計を含め、1億777万6,000円減額するものであります。

教育費につきましては、中学生柔道・剣道種目におきまして、全国大会および近畿大会に出場したことに対する補助金57万円、八幡神社本殿障子の破損修繕に対する補助金1万3,000円、秦荘図書館およびハイパーセンターの空調設備修繕費138万9,000円などの追加と、緊急緊縮対応による減額、合わせて5,349万7,000円を減額するものであります。

次に、地方債の補正であります。財源不足に対応するため減収補てん債2億円の追加と合併特例事業7,850万円、臨時地方道整備事業5,950万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第62号、土地取得造成事業特別会計補正予算でございますが、小集落地区土地改良事業にかかる用地につきまして、購入費47万7,000円減額するものであります。

次に、議案第63号、国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、緊急緊縮対応として105万円減額するものであります。

次に、議案第64号、後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、保険料に関する制度改正の啓発通知郵送料等18万4,000円の追加、および緊急緊縮対応併せて18万9,000円の減額であります。

次に、議案第65号、下水道事業特別会計補正予算でございますが、歳入につきまして、公共下水道事業にかかる国庫補助金の内示総額により200万円追加、本年度の償還に充当する資本費平準化債の増による640万円の追加であります。緊急緊縮対応として、下水道事業基本計画等業務委託の入札差額、開発等にかかる面整備工事、上水道補償の減額等により3,655万円の減額であります。

次に、議案第66号、介護保険事業特別会計補正予算でございますが、前年度の介護給付費等の確定により、関係費目の予算変更および緊急緊縮対応を合わせて、771万6,000円の追加をお願いするものであります。

次に、平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。愛荘町一般会計歳入歳出決算、歳入総額90億1,708万3,872円、歳出総額87億6,179万9,957円、実質収支額1億5,629万6,915円となっております。

歳入のうち、町税全体の決算額は38億6,352万円となり、対前年6億9,166万円増で、率にして21%増と大幅な増収となりました。

一方、歳出におきましては、平成19年12月に愛荘町総合計画の策定や住民基本台帳カードによる住民票等自動交付機の整備、またインターネット配信による議会放映システムの整備などを行い、平成20年度より運用を開始しました。

町内に建設されました特別養護老人ホーム「ハッピーライフゆりの郷」の整備につきまして、合併特例債を財源として整備補助を実施し、高齢者福祉環境の向上を図りました。

教育環境の整備では、秦荘幼稚園の新園舎敷地の造成と建築設計を行い、20年度での建築に向けた就学前教育施設の整備を進め、平成18年度からの繰越事業であるふれあいスポーツ公園のナイター設備を合併特例債を財源に整備し、社会体育の推進と交流環境の向上を図りました。秦荘西小学校につきましては、老朽化した校舎の大規模改造を実施し、教育環境の整備を行い、2期工事については、20年度へ繰り越したところであります。

福祉施策として、新しく第3子以降出産一時金制度を創設し、小学生入院医療費の無料化など少子化への対策を図りました。

農林業施策では、本年度より農村保全共同活動・環境こだわり支援事業や桃の木林道の復旧工事などを実施いたしました。

次に、財政状況を表わす主な指標を申し上げます。

まず、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、過去3年間の平均で、昨年より0.065ポイント上がって、0.663ポイントとなりました。普通会計ベースの借金であります地方債現在高は、昨年比1億3,000万円減の98億4,000万円です。

そのほか下水道特別会計の起債残高は、昨年比6,000万円減の121億8,000万円です。町の一般会計積立金は、前年度末に比し1億8,000万円増の50億8,000万円となったところであります。

次に、特別会計であります。まず住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算歳入総額1,340万8,791円、歳出総額1,337万5,841円、実質収支額3万2,950円。

次に、土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額5,092万7,570円、歳出総額5,092万7,570円、実質収支額0円です。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額15億9,136万3,750円、歳出総額15億8,324万7,085円、実質収支額811万6,665円。このうち保険給付費は、対前年14.1%増の10億3,000万円となり、年々増えている状況であります。

一方、国民健康保険税は、対前年11.5%増の4億3,500万円、一般会計繰入金は、対前年41.8%減の8,300万円となりました。保険対象人員は6,585人、対前年105人減となったところであります。合併以降不均一課税でありましたが、平成19年度に税率を改正し、均一課税とさせていただいたところであります。

老人保健事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額14億6,443万9,249円、歳出総額14億5,890万3,405円、実質収支額553万5,844円となりました。対象人員は2,090人で、対前年51人減となり、歳出総額において対前年5,800万円減となったところであります。

下水道事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額14億4,586万4,924円、歳出総額14億2,654万3,867円、実質収支額1,117万1,057円。平成19年度末における普及率は、対前年0.9%増の95%となり、水洗化率は対前年0.4%アップの74.9%となりました。

次に、介護保険事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額8億8,917万7,343円、歳出総額8億7,929万6,208円、実質収支額988万1,135円です。

以上、平成20年9月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(森隆一君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、河村善一議員、6番、本田秀樹議員を指名いたします。

## ◎会期の決定

○議長(森隆一君)日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの14日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの14日間に決定しました。

## ◎一般質問

○議長(森隆一君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(森隆一君)6番本田秀樹君。

〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。一般質問を行います。

まず1点目の、合併後の成果についてお伺いいたします。

平成の大合併によって、平成18年2月13日、愛荘町が誕生し、3年目のスタートとなりました。合併の成果については、高齢者などの福祉サービスが安定的に提供でき、その充実を図ることもできます。保健・土木などの専門的・高度な能力を有する職員を確保・育成することができ、行政サービスの向上が期待できます。窓口サービスや文化施設・スポーツ施設などの公共施設の利用が可能になりました。

また、広域的な視点から道路や市街地の整備、文化施設・スポーツ施設などの整備を効率よく実施することができ、一体的なまちづくりを進めることができます。重点的な投資が可能になり、大型プロジェクトの実施などができ、行政経費が節約され、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能となります。

合併後のメリットとしては、いろいろとあげていますが、目立った成果としては、人件費の削減、特に三役・議会議員の減少が実現されています。また、住民サービスについても、合併によって特に向上したように見えず、個別的・地域的な事情に基づく助成制度なども減少していると思います。今回の市町村合併についての成果についてお伺いいたします。

①行政との距離が遠くなることによる住民の利便性の低下について。②住民の意見の政策への反映やきめ細かなサービスの提供について。③行政サービスの拡大や公共施設の広域的利用等による住民の利便性について。④行政組織の合理化について。⑤住民負担の増加および助成金について。以上、5項目の成果について町長に答弁を求めます。

次に、2点目ですが、防災対策についてお伺いいたします。

地震・風水害・土砂災害は自然現象でありますから、その規模を小さくすることはできません。でも、地震・風水害・土砂災害は事前の備えと実際の対応により、その規模を小さくすることができます。その備えの要は、自主防災組織であります。愛荘町内でも自主防災組織が結成されているようではありますが、自主防災組織の現状と今後の取組





○町長(村西俊雄君)それでは、本田議員のご質問のうち、「合併して効果はあったか」についてお答えいたします。合併につきましては、社会経済構造が変革する中、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展など、市町村を取り巻く情勢が大きく変化してきた今日、将来にわたって住民ニーズに的確に応え、役割を十分果たしていける体制の整備と財政基盤の確立が強く求められてきました。この新しい時代に対応したまちづくりに取り組むための一手段として合併をいたしたところであります。

そこで、合併後の成果について5点のご質問のうち、まず、1点目の「行政との距離が遠くなり、住民の利便性の低下について」であります。町村合併議論の中で合併のデメリットとして、物心ともに住民との距離が遠のくことが懸念されていましたが、愛荘町は合併しても人口2万人の町のままであります。まだまだ住民の皆さんの顔が見え、心が通じ合える町であると実感をしているところであります。また、物理的な距離におきましても、山間部を入れて面積38㎡のこじんまりした町であります。

そこで、合併に際し、庁舎の考え方については、本庁方式や総合支所方式を選択せず、非常にコンパクトな面積であることから、分庁方式となりました。これは、できる限り行政機能を両庁舎に持たすことにより、住民の利便性の確保を図ったところであります。

次に、2点目の「住民の意見の政策への反映や、きめ細かなサービスの提供について」であります。合併に伴う新町まちづくり計画や愛荘町総合計画などの策定過程におきまして、いろいろな委員会なども住民参画を基調に重視させていただいたところであります。多くの意見が政策に反映されているものと思っております。

次に、3点目の「行政サービスの拡大や公共施設の広域的利用等による住民の利便性の向上について」であります。一例を申し上げますと、2つの図書館を補完し合うことによって原則閉館日がなくなり、少し足を伸ばさせていただければ、いつでも利用が可能となりました。

また、プールや屋根付きのドームグラウンド、ナイター設備付きグラウンドの活用の拡大、さらには愛知川公民館とハーティーセンターに有するホールも大・中・小が揃いまして、用途や参集者の数、利用日の調整など使いかかってが格段によくなったところであります。

また、保育所におきましても町内6園となり、保護者の希望を聞きながら待機児童の解消に努めることができました。さらに、住民票など自動交付機の設置、議会放映やコンビニ収納など、住民の利便性の向上を図っているところであります。

次に、4点目の「行政組織の合理化について」であります。何と言いましても合併効果の大きな点は、組織の統合と人員縮小、人件費の削減であります。

合併前、ピーク時の正規職員数は旧2町合わせて214人いましたが、合併した18年2月時点の職員数は193名で、現在はそれが177名であり、2年間で16名の減員となっております。議会議員につきましても、26名から16名の10名減となりました。その他行政委員会委員は、72名から現状53名となりまして、人件費18年度で1億6,000万円、19年度で2億1,000万円の、合わせて3億7,000万円の削減効果が現れているところであります。

次に、5点目の「住民負担の増加および助成金について」であります。合併に伴いましての住民負担の直接増としては、ないものと思っておりますが、国保税につきましては、算定方法の統合および医療費増高のため改定を余儀なくされたところであります。各種助成金につきましては、旧両町のサービスの水準の高い方に調整をいたしたということもございまして、さらに今後事業の効果と財政負担を勘案し、事業評価をしなければならないと考えているところであります。

なお、合併により財政基盤の確立を目指す点で見ますと、合併推進国庫補助金であります。合併後10年間で2億4,000万円、合併支援県交付金は5年間で4億円の支援を受けることになっております。

そして、起債の借入れでは、交付税算入の有利な合併特例債につきましても、額としては60億円もありますが、活

用しましたのは、1億4,000万円、今日まで電算統合、議会放映システム、愛知川消防センター整備、ふれあいスポーツ公園ナイター整備、秦荘西小学校大規模改造、老人福祉施設整備補助、秦荘幼稚園新築工事、コンビニ収納など、多額の投資事業に充当しております。合併による大きな財源となり、多くの施設整備と財政基盤の確立を図る上におきまして、大きな成果があったと考えておるところでございます。

○議長(森隆一君)総務課長。

〔総務課長福田俊男君登壇〕

○総務課長(福田俊男君)本田議員のご質問のうち、2点目の災害対策と4点目の防災行政無線についてお答えします。

まず、災害対策についての2点の質問の1点目の「自主防災組織の現状と今後の取り組みについて」ですが、町内では、現在18自治会において自主防災組織が整備されています。組織率は、平成18年度の資料ですが、全国では66.9%、滋賀県においては68.9%で、本町においては本年度58.2%となっており、低い状況でございます。

自主防災組織については、住民による自主的な防災活動が効果的・組織的に行われる地域の自主的な組織として、愛荘町地域防災計画において位置づけして、組織体制の整備と組織育成交付金や防災資機材整備費補助金を交付するなど、地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進しています。

今後におきましても自主防災活動の活性化を図るため、去る9月12日の区長総代会において研修会を開催するほか、防災訓練・学習会等を通じて組織化を働きかけるとともに、組織のリーダーの育成強化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の緊急時の情報伝達についてであります。災害時等における情報伝達方法としましては、防災行政無線・有線放送・ホームページや広報車により周知するほか、報道機関や気象事業者などによる気象情報など多様な広報手段を活用することとしています。

近年、携帯電話の普及率は高く、携帯電話に対するメール配信など、個人に対する情報提供は有効な方法として考えられますが、情報提供内容やシステム開発など、導入にあたっては今後の検討課題といたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

一方、災害の発生した場合の対応ですが、災害による人的被害・経済的被害を軽減するため、愛荘町地域防災計画・水防計画に基づく災害初動マニュアルにより、職員や消防団員等を配備して情報の収集、二次災害等危険箇所の警戒巡視、避難誘導や救助活動など、防災関係機関が有する機能を有効に発揮して応急対策活動を行うことといたしております。また、滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請や各機関と締結した協定に基づき、応急対策および復旧対策にあたることとしております。

次に、防災行政無線についての質問の1点目の「外国人の対応について」ですが、現在、町内には約20か国600世帯・1,100人の方が外国人登録されております。外国人登録者の多くがポルトガル語圏の方であり、円滑な意思疎通を図るため、週のうち3日間は翻訳業務、2日間は通訳業務を担当する国際交流員を設置して対応しています。また、行事案内や生活情報を中心に『広報あいしゅう』を翻訳して、事業所や関係機関等に配布するとともに、毎週月曜日および第1・第3日曜日に日本語教室を開催しているところでございます。

こうした状況から、外国語での緊急情報の放送や専用の防災行政無線の設置につきましては、出身国や語学さらには居住地域も広範囲にわたっており、それぞれに対応することは非常に困難であり、就労先の事業所やボランティア等を通じて対応していきたいと考えております。

2点目の「受信状態の実態と調査方法および今後の対応策について」でございますが、防災行政無線受信地域の電波は、両庁舎の基地局よりアンテナを通じて個別受信機へ配信しています。運用開始時、受信状態が悪い地域については、屋外アンテナの設置を推奨して、電波確保を図ってきました。また、転入など新規設置申し込みや不具合が

生じ各世帯から申し出があった場合に、屋外アンテナを年間数件程度無償で取り付けさせていただいております。特に、愛知川地域においては、以前より受信条件が悪い地域があることから、平成18年度において該当地域を中心に電波強度の計測を実施するとともに、愛知川庁舎に設置してある基地局アンテナの移設と高さ制限限度まで伸ばすなど、改善に努めているところであります。

なお、新幹線の沿線にある住宅や高層マンション付近の住宅に設置してある一部の受信機については、電波同調など受信状態が悪いことが考えられますので、屋外アンテナの設置を勧めるとともに、屋外アンテナがある場合については、受信状態の最良な場所への移設等に対応していきたいと考えておりますので、ご理解くださるよう、お願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)3番目の「土地利用の推進について」、答弁をさせていただきたいと思っております。

当町は、滋賀県において計画決定されております都市計画の区域・区分では、湖東都市計画区域に属しまして、都市計画区域内の非線引き地域と位置づけられております。

その中で、ご承知のとおり、当町では、昨年度から本年度にかけて国土利用計画ならびに都市計画マスタープランの計画策定業務を行っております。

議員のご質問にあります今後の対策と計画についてであります。先に述べました両計画の策定に際し、策定委員会で十分協議し計画策定していきたいと、このように考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。次に、開発事業にかかる指導でございますが、当町においては、先に説明しましたとおり、都市計画区域内の非線引き地域ということで、3,000㎡以上の開発行為につきましては、都市計画法に基づき県の許可が必要となります。そこで、質問にあります治水対策についてでございますが、現行、県の雨水排水計画基準をもって流下能力等の調査を行わせ、指導をしております。また、3,000㎡未満の開発行為につきましても、町の開発指導要綱に基づきまして、県の雨水排水計画基準を参考に、現地等を確認いたしまして適切に指導を行い、業者に遵守させております。もちろん事業のチェックについても、十分実施をいたしております。

次に、都市計画マスタープランの策定状況であります。住民アンケート調査、現況の把握・課題の抽出までを終えまして、本年6月に第1回目の策定委員会を開催させていただき、協議をいただいたところでございます。現在、現況調査ならびに課題等の結果から全体構想案のまとめ中でございまして、その案をもちまして、第2回目の策定委員会を開催させていただくことを予定いたしております。また、その後の作業といたしましては、地区別構想案というのを作成する作業がございまして、作業の進行に合わせまして、策定委員会で協議させていただきたいと考えております。

愛荘町都市計画マスタープランは、当町におけます都市づくりの将来ビジョンを確立し、整備の方針を定めることから、住民・行政などがビジョンを共有し、協働による都市づくりを進めることを目標といたしまして、これを実現する手法の一つである都市計画の総合的な指針として定めるものであると考えておりますので、よろしくご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再質問を行います。

今ほど答弁をいただきましたが、合併後の成果について再質問を行いたいと思っております。5項目の成果については町長に答弁をいただき、大変理解ができました。

そこで、また市町村合併とは、いくつかの市町村が1つにまとまり、より大きな市町村となって広い範囲でまちづくりを

考えていくことで、よりよい住民サービスを提供していくとするものであります。

日本では、過去に2度の大きな合併の時期がありました。まずは、明治政府は、全国一斉に町村合併を推進いたしました。これが明治の合併と呼ばれております。その結果、全国の町村は7万1,314から1万5,820までに減少いたしました。同じ時期、滋賀県でも1,675から195になりました。明治の大合併により、前の町村の多くは、現在の大字や小字の名前として残されています。

また、昭和28年には、町村合併促進法が策定されました。新制中学の設置・管理、消防や警察の創設事務などを念頭に、これらの行政事務を能率的に処理するために、約8,000人を標準として町村の合併を進めるものでした。これが昭和の合併であります。市町村は、9,868から3,975となりました。滋賀県でも同じ時期に160から66になり、その後、昭和43年に50市町村となり、平成の合併によって現在の13市13町になりました。

愛荘町でも平成18年2月13日に合併をしましたが、それまでに合併協議会において協議をされていることが多数ありますが、そこで、合併協議会における今後の課題となっていることについて、町長にお尋ねをいたします。

まず、1点目ですが、農業委員会の選挙による委員の定数は、現在どこまで検討をされているのか。

2番目に、町民憲章、町民指標、各種宣言、町の木・花・鳥・歌・イメージアップマーク・キャッチフレーズについては、検討機関を設けて新たに定めることになっていますが、現在ほどどこまで協議をされているのか、お伺いいたします。

3点目に、下水道使用料は、合併3年目を目途に審議会に諮って新料金を設定することになっていますが、現在の状況をお伺いいたします。

4点目に、給食については、合併後、速やかに検討委員会を設置し検討することになっていますが、現在の状況と経過についてお伺いいたします。

以上の4点について、町長に答弁を求めます。

次に、災害対策について再質問を行います。全国各地で発生する自然災害や集中豪雨の被害などから、災害に対する住民の関心が急速に高まっています。こうした中、住民の生命や財産を災害から保護することが必要だと考えます。防災体制の強化が必要とあります。防災関係機関・近隣市町・県との連携などのように現在進んでいるのか、お伺いいたします。また、障がい者・高齢者の災害時における避難などのように考えているのか、お伺いいたします。

一部の地域では、大雨時には水害が起きていますが、住民生活の安全確保のために、今後の雨水幹線整備が必要となっています。水害時における現在の雨水対策についての進捗率について、お伺いいたします。

森林や砂防指定地域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等、指定地域については、県に対しどのような要望をされているのか、具体的に答弁を求めます。

次に、防災行政無線について再質問を行います。防災行政無線は、地域住民の生活および財産の保全、福祉の向上等を確保するためのものであり、災害時には、状況の把握、危険地域への警報・警告、命令の伝達、二次災害やパニックの防止、救援活動地域への連絡、避難誘導など、さまざまな情報収集・伝達などの機能があります。また、平常時には、広報のお知らせ、防犯への注意などに使用されています。まさに地域防災には、防災行政無線の通信システムを必要とするものであります。

消防本部も今後、アナログ方式からデジタル方式に移行されていきます。愛荘町の防災行政無線は、現在アナログ方式を使用されていると思います。アナログ方式を効果的に利用していますが、デジタル方式に移行するにあたっては多額の事業費が必要となりますが、今後、デジタル方式に移行を考慮されるのか、答弁を求めます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、合併協議会の残された課題等についてのご質問で、私の方で答えられる部分についてお答えをさせていただきます。

まず、農業委員会の定数等については、今、検討中で、定数減額も検討されているというふうに思っております。

また、農委委員会の定款等にのっとりましては、今検討中じ、定款減が凶作らしいへといつかに忘っしてしま。う。

下水道の使用料につきましては、検討委員会をもう既に設置いたしまして、開催をいたしております。旧愛知川・旧秦荘の下水道の使用料の算定方法が違いますので、先般も私も出ましたけれども、一緒に議論を始めているところでございます。できるだけ早く統一しなければならぬと考えているところでございます。

それから、給食の問題につきましては、非常に大きな課題でございます。これは昨年、給食のあり方について諮問をさせていただきましたところ、その答申をいただいているところでございます。特に旧秦荘地域についての給食のあり方が、随分違います。旧愛知川町はセンター方式を早くからとっておられましたし、秦荘の方は、小学校が自校方式、中学校はしていないということから、保護者のアンケート等を取りまして、答申の内容は、早急に一本化した給食センターが望ましいという答申をいただいているところでございまして、それに添って検討をいたしているところでございます。

まずは用地をどこにするのかといったことで、今その用地の選定作業に入っているところでございまして、これも土地利用検討委員会にお諮りをして、今、議論をいただいているところでございます。私からは、以上でございます。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今ご質問がございました合併後の課題のうち、今、町長が答弁させていただきましたが、そのほか町民憲章、それから町の木・花、あるいはイメージアップマークの関係でありますけれども、これにつきましては、先般公募をさせていただきまして、委員の募集を実施させていただきました。今後、検討機関を設けさせていただきまして、今年度進めさせていただくというようなことで計画をさせていただいているところでございます。

それから、防災行政無線のデジタル化につきましてのご質問でございましたけれども、まずデジタル化につきましては、特徴といたしましては、現在の防災行政無線は一方方向でありますけれども、双方向の通信が可能になるというようなことで、今現在の携帯電話のような通信が可能になってくるというようなことが1つの特徴でございます。そのほか、複数のチャンネルをもつことができる。あるいは画像の送信あるいは文字放送の送信ができるというような特徴がございます。

この前、全員協議会でも説明をさせていただきましたように、消防本部の関係、県も28年度を目標としてデジタル化に移行というようなことも打ち出しております。旧町の防災行政無線の耐用年数を考えますと、ちょうど28年ぐらいいなってくるというような年数になってございます。

また、現在の防災行政無線のアナログの許可を近畿通信局からいただいているわけですが、手元に資料がございませんけれども、その許可年数から見ますと、28年度より少し早くなるのではないかなというようなことを思っております。そういうことから、次の更新につきましては、やはりデジタル化に移行をしなければならないというふうに思っておりますし、総務省におきましてもそのように提唱をされているところでございます。

そういうことから、防災行政無線の更新を見据えまして、防災基金というものを設置させていただいております。現在8,000万円強の積み立てがあるわけですが、もう少し計画的に積み立てをしなければならないと思っております。これ以外に、財源的には、合併後10年以内でありますので、合併特例債の活用、それから国庫補助金を受けるといったようなことで、デジタル化に移行をしなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)災害対策について3点ほどご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、応援協定についての関係でございますが、これにつきましては、合併以前から近隣市町との応援協定を締結いたしておりますし、また、県内の統一応援協定ということで、県内の全消防本部の応援協定によります滋賀県広域消防相互応援協定と、それから県内全市町村で締結をいたしております滋賀県下消防団広域相互応援協定等に基づいて連携をとらせていただいて、有事の時の活動にあたっているところでございます。

それから、2点目の災害弱者と言われる方への対応でございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、愛荘町の地域防災計画に基づきまして、それぞれ災害マニュアルの初動体制をつくっておりますので、初動マニュアルに伴いまして避難誘導等の救助活動にあたっていきたくて考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、3点目の排水路等の整備等の関係につきましては、建設課長から答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

洪水時におけます災害防止といたしまして、町民の安心・安全の確保をさせていただくためには、特に危険箇所についての雨水幹線整備というのが必要であるということには十分認識をしております。

全町的に見てみます時に、旧の秦荘地区の7本の一級河川につきましては、すべて改修工事が終わりました、一応の安全が確保できております。しかし、その中でも、東出地区、南野々目地区の一部におきましては、雨水が溢水(いっすい)する可能性があるということから、雨水排水整備事業というのを計画されているところでございます。

また、旧の愛知川地区におきましても、愛知川の河川は別といたしまして、安壺川・新愛知川とも改修済みでございます。新幹線より東の区域につきましては、まず安全であると認識しております。ただ、ご承知のとおり、不飲川につきましては、ほんの一部の区間を除きまして、ほとんどが未改修でございます。洪水が懸念されることから、一日も早く全面改修ができるように県に強く要望をいたしております。不飲川改修が完了できれば、その支流にございます河川の流れもよくなりまして、西部地区においても洪水地の安全が一応確保できると、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう1点、最後の土砂災害防止法についてでございますけれども、土砂災害防止法というのは、土砂災害から国民の生命を守るために、災害の恐れがある区域につきまして危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようという法律でございまして、土砂災害警戒区域の指定につきましては滋賀県知事が行っておりまして、愛荘町では20年5月現在で、岩倉地区で土石流の関係で2か所・急傾斜地の関係で2か所、また斧磨地区では土石流で3か所・急傾斜地の関係で4か所が指定されておりまして、2つの地区で11か所に及んでおります。また、本年度につきましても、松尾寺南地区で数か所指定されるように聞いております。

指定は、イエローゾーンと呼ばれる警戒区域とレッドゾーンと呼ばれる特別警戒区域というのがございまして、特別警戒区域のレッドゾーンにおきましては、特に厳しい制約を受けております。場合によっては、既存住宅の移転勧告というのが出される場合もございます。

また、町におきましては、一定の条件を満たす区域につきまして、急傾斜地崩壊危険区域という指定を受けまして、県費の補助が90%の事業でございますけれども、急傾斜地崩壊対策事業を実施しておりまして、昨年度に引き続きまして、本年度も松尾寺南地区で実施することになっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)下水道課長。

○下水道課長(田原秀郷君)下水道審議会の現在の状況についてお答えしたいと思います。

今日まで3回の審議会を開催させていただきました。下水道事業の概要説明、あるいは使用料改定に伴うアンケート調査および結果報告、それと使用料の基本的な考え方また両町の現況について、町の方から説明をさせていただきました。また、料金改定設計案についても審議をしていただきました。

この案につきましては、現在の使用料体系、旧の秦荘町につきましては人頭式、いわゆる「人数×7平方メートル」と

ということになっておりまして、旧の愛知川町につきましては重量式ということで、上水道のメーターに伴う使用料ということでございます。

その使用料体系が異なっておりますので、それを一元化するというのと、また高資本費の対策に要する経費を繰り出し対象とする場合におきましては、国から使用量に要する要件が設定されておりまして、現在の単価でございます1平方メートル当たり150円以上を徴収することが必要となってきております。現在の町の単価としましては、136円ということから引き上げる必要があることと、また、企業会計の性質を持っていることから、一般会計からの繰り入れを、段階を得て基準内繰り入れのみにしていくということを提示させていただきました。

しかし、現在の物価の状況等、また両町の単価に差があること等、まずは一元化のみを考えるという意見が多く出まして、次回の審議会でも継続審議となっている状況であります。以上でございます。

○議長(森隆一君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再々質問を行います。

まず、合併後の成果についてですが、先ほども一般質問の中でも5項目、そして、再質問の中でも4項目の答弁をいただきました。その中で町長として、市町村合併のメリット・デメリットはどのように考えておられるのか。また、愛荘町の合併について、町長はどのような考えをお持ちなのか。具体的にわかるように答弁を願いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)メリット・デメリットも先ほどの答弁に出さしていただいたところでございます。

私は、総合的に考えて、この2町合併は非常に良かったと、住民の皆さんからもこれに対する苦情と言いますか、批判的な意見はあまり聞こえてきておりません。総じて、この合併はよかったのではないかと、いうふうに私は評価をいたしております。それぞれの点においては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、今後の合併のことを聞かれたのでしょうか。そのことにつきましては、今、2町合併したところでございますし、今これでしばらく住民の皆さん共々にですね、がんばってまちづくりをしていき、またこれをトータル的に評価を皆さんからいただくということは大事かと思っておりますけれども、現時点では、この2町合併で非常に力強いまちづくりに向かって歩んでいる途上でございますし、いろいろな福祉サービスの点においても決して劣っていない、むしろ、いいところをとって合併したこともあって、それを維持できていると。合併しないと維持が非常に難しかったらと思うのですけれども、そういった点についても維持でき、しかもいろいろな整備についても積極的に取り組んでいるというように今評価をいたしておるところでございます。次の課題については、また時代の評価がなされてくるのであらうと思っておりますけれども、今は考えておりません。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩いたします。

休憩午前10時12分

再開午前10時26分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。2番、上林貞議員。

◇上林貞君

○議長(森隆一君)2番上林貞君。

〔2番上林貞君登壇〕

○2番(上林貞君)2番、上林貞です。一般質問を行います。本日、3点の一般質問を予定いたしました。

まず、町費の講師確保について。現在、愛荘町内には愛知中学校・秦荘中学校と、2校の中学校があります。愛知



中学校においては現在346名の生徒さん、秦荘中学校においては237名の生徒さんが在学しています。教職員および用務員さんも含む総数は、愛知中が26人、秦荘中が28人とお聞きしております。

今回、町費の講師確保について質問といたしますが、秦荘中において、昭和から平成に時代がかわるころ、毎日が授業できないほど大変な学校が荒れた時代がありました。その荒廃した現状に鑑み、当時の北川町長自らが将来の子どもたちのことを考え、教育の大切さを人一倍痛感され、行政が積極的に支援する決意をされました。そんなことがあって、復興を願い、中学校に3人の町費による講師確保をするなど、以来、今日に至るまでこの体制を保持されているところでございます。

その効果は高く、先生方の努力はもちろん、地域の理解と協力のもと、いまや県下に誇れる学び舎となっています。生徒諸君にあたっては、例年築き上げてきた先輩のよき伝統を維持して、こうと、生徒会を中心にがんばっているところであります。

一方、愛知中にあっては、秦荘中になく立派な学業成就をなされ、すばらしい学校であります。しかし、今、町費の講師のみを課題といたしますと、現在1人であるとお聞きしています。

愛知中においては、秦荘中と比較いたしますと、生徒数は多いのに町費の講師確保においては格差を非常に感じ、日常の教育において手薄の状態ではないかと考えられます。

ところで、町費の先生を確保することによっての効果は、まず学校が望む部活の先生が確保でき、充実した部の活性化に期待ができること。そして秦荘中のように3人の町費の先生が確保できると、そのことにより各学年ごとに配属でき、フリーな立場からいろいろな面でサポートできる点、また最大の効果は、生活指導の立場で力を発揮できることなど、期待される利点が多いと考えます。

生徒指導においては、思春期の真っ只中にいる生徒さんの皆さんを指導されることから、その尽力は大変なものと感じます。青少年の健全育成の立場から生活指導は、その生徒の人生をも左右する重大な時期であり、仮にいじめや不登校の生徒に対する対応・対策、不幸にして非行に陥った生徒の立ち直りなどに、より以上の手厚い指導をかけられることから、愛知中において町費の講師を増員され、両校公平な町費の講師を確保して、学校運営が隔たりなくうまくできるよう願いたいと思うのであります。

以上のことから、町費の講師を両校公平に確保することについて、教育長に質問いたします。

2つ目に、植栽の管理について、宇曾川沿い歩道と金剛輪寺までの植栽の景観保持について質問いたします。

宇曾川沿いには、東は宇曾川ダム下流においては、島川地先のJASSまでの区間、当初はコスモス街道としてサイクリングやハイキングロードとして整備されました。車道と歩道の境に植栽枠が設置され、それぞれにコスモスが植えられ、爽やかな秋の香りが漂う一時期が懐かしく思い出されます。今は、コスモスに代わって、ウバメガシやツツジなどが植えられ、年間変わらない風景をかもし出しています。

しかし、今回の一般質問の提出期限であります9月8日現在、全線にわたり枝が伸び放題で、植栽枠の中の雑草においても相当気になります。また平らに整備された歩道も所々ツタや雑草が通路を妨害しているところもあり、残念に感じています。

一方、名勝古刹の金剛輪寺には、年間を通じて多くの観光客が訪れ、特に間もなく始まる紅葉の時期には、たくさんの人たちが来られます。現在、国道307から金剛輪寺までの間、県道に沿って歩道が設けられていて、その間に紅葉などが植栽されています。この場所の手入れについては、特に観光地にあり、秋のシーズンを前に早めの手入れを願いたいと存じます。昨年は、確かシーズンを前にしてもなかなか手入れされず、遅かった気がしています。町施策として一番の観光地をアピールされている中、お寺だけでなく周辺の手入れから管理されたいと望みます。宇曾川沿いと金剛輪寺までの植栽の管理について、どのように考えておられるのか、質問いたします。

3点目、県立愛知高等学校に期待することとして、県立愛知高等学校は、来年創立100周年を迎える、県下でも有数の歴史ある公立高等学校であります。過去には本校が創立100周年を迎えるにあたり、多くの優秀な卒業生が活躍する中、



の歴史のゆるい高寺子校でのりま。過去には素晴らしい人材を輩出され、多くの優秀な人材を育（上げ）こつしました。

しかし、近年にあっては、学び舎としてあまりよくない状況と危惧されています。中途退学の生徒も、他の高校に比べると格段多いとも聞いています。中にはしっかりと勉学に励んでいる生徒さんもいらっしゃるわけで、みんながみんなそうではないと思っていますが、日常生活指導上のことについては、特に厳しい面を感じているのは私だけではないと思います。県立高校ゆえに、問題としてこの場で取り上げるのは課外ごとかも知れませんが、私たちの住む愛荘町に存在するゆえに、地域とともに考えることこそ大事なことかなと思っています。これからの愛荘町のまちづくりに愛知高等学校の発展は、学業はもちろん青少年の健全育成も含めて欠かせない、地域の切迫した問題として取り組まなければならないと考えます。この点について、教育長の見解について質問いたします。以上です。

○議長(森隆一君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)2番目の「宇曾川沿いおよび金剛輪寺地先の植栽の管理について」、答弁を申し上げます。

一級河川宇曾川右岸沿いの町道上蚊野島川線および町道松尾寺上蚊野線の車道と歩道の間にあります植栽の維持管理につきましては、毎年、町の河川管理事業といたしまして、ウバメガシ・ツツジの剪定と雑草の除草を行っております。現在、町のシルバー人材センターに委託して施工しているところでございます。

ただ、6月末に発注しておりますが、施工延長が長く、工期も長期にわたることなどから、どうしても部分的に施工時期が早い遅いというのができますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

また、県道松尾寺豊郷線の国道307号から金剛輪寺地先までの植栽の維持管理につきましても、毎年、県に要望をいたして実施してもらっております。今年も秋の観光シーズンを控えて、既にその後工事も完了いたしております。きれいになっておりますので、よろしくをお願いします。

ご指摘のように、確かに観光地としてアピールしていくためには、その施設の整備だけではなく、環境整備あるいはアクセス整備がより大事であるということも十分認識いたしておりますので、よろしくご理解、ご協力くださるようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)教育長。

〔教育長渡部幹雄君登壇〕

○教育長(渡部幹雄君)上林議員から愛知高校についてご質問をいただきましたので、私の考えを述べさせていただきます。

愛知高校は、県立の学校で県教育委員会の管轄であります。来年創立100年を迎えようとしています伝統ある高校であるにもかかわらず、入学者の定員割れが続いている現在の状況については大変憂慮しております。

地域の唯一の高校としての存在は、良きにつけ悪きにつけ、青少年のみならず多くの町民に大きな影響を与えると思っております。そう考えますと、青少年の健全育成の見地から、地域の唯一の高校のあり方は、そのまま地域に所在する町内諸学校の課題にもなります。

もともと約100年前の明治43年に、当時の郡民の悲願の郡立の学校として設置されたわけです。大正期には郡立を県立に、先人たちの努力によって移管をしました。今を生きる我々としては、地域の学びの拠点となるように、地域で支える責務があると考えております。また、現状を打開するためには、大胆な発想が求められると考えております。そのほか、町費の講師の件につきましては、教育次長が答弁いたします。以上でございます。

○議長(森隆一君)教育次長

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)上林議員のご質問にお答えいたします。

町費の講師確保についてでございますけれども、現在、秦荘中学校におきましては、議員ご指摘のように3名の町費の講師を配置し、愛知中学校におきましては1名、この10月からは2名の配置になる予定であります。

小・中学校におきましては、県教育委員会から教職員の配置基準により、児童生徒支援加配、少人数加配といった教員が配置され、学校経営が図られているところであります。生徒の問題行動等にかかわっての特別な配置につきましては、人事を担当しております県教育委員会の人事主事の学校訪問の際等に、可能な限り多くの教職員の配置をお願いさせていただいているところであります。

しかしながら、最近、特に他校生のたび重なる来校、エスケープ生徒の増加などから、勤務していただいている多くの教職員がその対応に追われ、安定した学級経営・学校経営に支障をきたしているところであります。

また、生徒の問題行動にかかわっての電話対応・警察対応についても多くありますことから、県に対し多くの教職員の配置を強くお願いし、対応していただけない場合につきましては、可能な限り町費の講師を確保してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)2番、上林君。

○2番(上林貞君)2番、上林。再質問を行います。

ただいま町費の講師についてのことで辻次長からご答弁いただきましたが、この秋から2人になるということをお聞かせ願いました。先にお聞きしておりますところによりますと、それなりの対応は、外部講師とかいろいろあるわけでございますが、対応されているということをお聞きしておりましたが、変動性のない対応ができないかなというところが大きな問題でありまして、その都度その都度変わるようでは、来年になったらまた要望しなくてはならないというところがちょっとネックになるかと思えます。できる範囲、緊縮財政のこともございますけれども、教育は大変大事なことでございますので、ぜひとも変わらない、公平な立場で、町費の講師の先生を確保していただきたいなというふうに思うわけですが、この点についてももう一度よろしくお願ひします。

そして、宇曾川沿いの金剛輪寺の植栽の件なのですが、木だけでなく、歩道におきましてもツタが地を張っているとかいうこともありまして、これからダム公園もございまして、利用も多いかと思われまして、ハイキングロード・サイクリングロードとして使えるような状態にしていきたいと、常にそういうことができればいいなと。シルバーさんをお願いしているということなのですが、梅雨時期とまたこの時期には草もだいぶん生えてきますので、ぜひとも常に管理していただける体制がとれないかどうかというようなことで、再度お願いできたらと思います。

そして、愛知高校のことなんですけれども、今も大胆な発想が必要ではないかという教育長のご答弁をいただきました。私もこうしてボランティアをさせていただいている中で感じるのが、感化される生徒さんがおられて、その方が立ち直れなかったと。いまだにもう30歳を超しても立ち直っていないと。この方は生涯立ち直りができないのではないかと、この危惧をされることも十分考えられます。そのことから、そういう子たちが1人でも少なく、なくなるように皆さんの力をいただいて、環境強化に努めていただきたいというふうに思うわけですが、如何せん県立ですので、とやかく中へ入れないとは思いますが、ごさいますけれども、「大胆な発想が必要」とお答えいただきましたのですが、もしできることなら、その大胆な発想の1つでもちょっとヒントにいただければありがたいなと思うわけですが、よろしくお願ひします。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ただいまのご質問につきまして、大胆な発想というのは、私のイメージでございますけれども、申し述べさせていただきます。

例えば、兵庫県に神崎高校というのがあります。大変失礼ですが、愛知校のように荒廃した学校が立ち直った例で、『3年すれば学校は立ち直る』という本が京都新聞から出版されております。現在、定数が80人で、地域からも誇りを持って通っている学校に変わったという事例もありますし、これはまた違う角度かも知れませんが、長崎県に五島市というところがありまして、そこに奈留高校というのがあります。これは、教育特区で小・中・高の一貫教育をやっております。全島教育といっています。その中で、就職をされる方も国立大学に進まれる方もいらっしゃいます。そういう観点や、この間ご講演をいただきました京都の堀川高校も、これも立ち直ったと言いますか、いろいろなプログラムの中で再生された学校です。あと、この間、私はウエストメントに行かせていただきました。ウエストメントの学校は、人口2万8,000人の中で、地域の方がほとんどウエストメントの高校に通っていらっしゃいます。その中でとりわけ私が感心したのは、職業訓練をきちんとやって、目的意識を持って学校に通っている姿を見ました。あるいは、その中で、お世話いただいた方の中に、医学部に進んでいらっしゃる、その学校から複数行っているというようなこともお聞きしました。だから、地域でいろいろな取り組みがあるということを4つの事例から考えさせていただきました。

今後とも、今までの固定観念にとらわれることなく、地域の学校は地域が守り育てるという観点で、いろいろなチャレンジも私は必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)お答えをさせていただきます。

町費の講師の配置につきましては、状況が変わらない限り、可能な限り対応していきたい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)宇曾川沿いの植栽だけではなく、堤防の草刈り等についても実施をしてもらえないかというようなお話でございましたけれども、別途の業者でございますけれども、一応発注済にまなっておりますけれども、これも先ほどのシルバーさんの件と同じように、延長が長いというようなこともございまして、なかなか部分的にはしかできないというような状況でございます。

それと、年に1回だけではなく常にきれいな状態であった方がいいというのは、十分、私だけではなく誰もが思うところでございますけれども、この辺につきましても経費等の関係もございまして、できるだけ、1回にしてもタイムリーな時期にということでございまして、その辺は今後の課題として検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◇瀧すみ江君

○議長(森隆一君)13番、瀧すみ江君。

〔13番瀧すみ江君登壇〕

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、介護保険料について質問します。介護保険計画の3年ごとの見直し時期となり、来年4月からの高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画の策定が行われています。介護保険料の見直しも行われます。介護保険料は、旧愛知川地区においては、はじめからの基準額3,200円が据え置きになっています。旧秦荘地区では、基準額2,800円が平成18年度の見直しからは3,200円となりました。町民の負担増を抑えるために、来年度からの3年間において介護保険料を引き上げないことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、聴覚障がい者にやさしい行政対応について質問します。私は、昨年6月議会においてもこのことを取り上げています。町職員研修に手話を取り入れていただくことを求めたところ、行政から研修機会が設けられることができて

も、来庁者との会話が手話で対応できるようになるまで職員研修を継続することは難しいと考えるので、職員が自発的に手話サークルに参加するように啓発に努めていきたいとの答弁をいただいています。あれから1年過ぎていますが、実践していただいて、どのような状況だったのかについて、答弁をお願いします。

私が入っている町内の「手話サークルゆびゆり」には、聴覚障がい者の方が7名いらっしゃいます。そのほか町内で知り合いの聴覚障がい者の方は、子どもさんも含めて5名いらっしゃいます。私を知っているだけでも12名の聴覚障がい者の方が町内にいます。市であれば、手話通訳者が1人は設置されているものと思いますが、町の規模では難しい。また、手話入門講座などの手話講座などに通うのは、確かに継続しての研修となりますので、仕事として受けることは難しいことだと考えます。

聴覚障がい者の方が窓口に来た時、「おはようございます」「こんにちは」「すみません」「ありがとうございました」「ご苦労さまです」などのあいさつを手話で行うだけでも、聴覚障がい者のことを理解してくれているという安堵感が生まれます。無理なところは筆談でもよいと思います。何よりも大切なのは、聴覚障がい者の立場を理解することです。私たちの手話サークルは、小学生の授業で手話の勉強をする時にたびたび呼んでいただき、出前講座を行うことがあります。その時は、前半に聴覚障がい者の方が「聴こえないってどういうこと？」というお話をし、後半には簡単な手話指導をします。このような研修ならわかりやすいし、1回でも大丈夫です。行政サービス充実のため、聴覚障がい者の立場を学ぶ内容と簡単な手話を取り入れた職員研修を行うことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、旧愛知県役所庁舎の保存について質問します。これについても再三質問していますが、昨年12月議会では、農協との賃貸契約について質問させていただいたところ、1年ごとの契約ということ、また、農協の経営計画において遊休資産の活用を検討に入っていて、いつまでもそのままにしておけないということなので、近々の間に町も早急に検討して、農協の方と協議を進めていかなければならないとの答弁をいただいています。

町内には、郡役所を保存・活用するために活動するグループが複数ありますし、先の全員協議会でも、郡役所のための寄付をしたいという方がいらっしゃったことが報告されました。町民の方々から、「郡役所を解体しないで保存してほしい」、「老朽化して雨漏りが心配」との声をお聞きしています。

行政が考えているように、保存するからには活用方法をしっかりしなければならない、お金もかかるということは否定しません。税収は大幅に減って、緊縮財政という状況の中で、今どうこうできないということも理解しています。今できることは現状維持しかないと考えますので、農協との賃貸契約を続けていくように協議していただくことと、雨漏りについても早急に対策を協議していただくことの2点を求めますが、答弁をお願いします。

愛荘町総合計画の中にも、「第5章共に育つ学びと文化のまちづくり」の「4歴史文化の継承と活用」で旧愛知県役所庁舎の保存と活用があげられています。旧愛知県役所庁舎の建物の利用については、「(仮称)まちじゅうミュージアム構想とあわせて検討します」と書かれています。(仮称)まちじゅうミュージアム構想について、今後協議されていくものと思いますが、(仮称)まちじゅうミュージアム構想における旧愛知県役所庁舎の位置づけと効果についての学術的な立場からの見解を求めますが、答弁をお願いします。

最後に、湖東地域一般廃棄物処理施設整備について質問します。8月19日に行われた議員全員協議会において、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の協議事項について、行政の報告がありました。湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会は、彦根市・犬上郡・愛荘町で構成されていますが、彦根市・犬上郡・愛荘町をひとまとめにした一般廃棄物処理施設の建設を計画しています。

平成17年1月に彦根市石寺町地先に候補地を決めたものの、地質調査の結果、候補地として適切ではないと石寺町地先での建設を今年の5月に断念しました。同協議会が示した湖東地域一般廃棄物処理施設整備の計画によると、建設する施設は、1日に154tの処理能力を持つごみ焼却施設と、粗大ごみ・不燃ごみ・缶・金属ごみ・ビン類・ペットボトル・容器包装プラスチックを収集するリサイクルセンターを建設することになっています。目標年度は平成29年

度で、建設費だけで約90億円、加えて周辺整備費なども必要とのことでした。

質問の1点目として、町民への情報公開についてです。彦根市石寺地先が候補地になっていたことは、昨年ぐらいまで議員の私たちにも何の情報公開もされていませんでした。この計画が進められれば莫大な町民の血税が使われるのに、また、ごみの分別方法も変わっていくのに、行政は今なお町民に何の情報公開もしていません。密室の協議で事が決められ、結局、事後承諾に終わってしまうようでは困ります。町民への情報公開を基本にすることを求めますが、答弁をお願いします。

2点目として、新たなごみ焼却施設についてです。1日に154tの処理能力を持つ施設を想定されています。形式は未定となっていますが、今までの経過からも、ガス化溶融炉を有力としていることは明らかです。ガス化溶融炉と想定した場合、一度火を入れれば、炉が傷まないようにするためには、たびたび消すことできません。そうなれば処理量を少なく見積もっても年間5万tぐらいのごみが必要になります。

平成19年度の愛荘町と犬上郡の可燃ごみは約7,193tですが、プラスチック類を除けばもっと少なくなります。彦根市の可燃ごみは、平成19年度で約3万3,414tです。単純にプラスしても4万607tなので、年間1万tのごみを増やさなければならぬわけです。愛荘町と犬上郡の1年間以上のごみを増やさなくてはならなくなります。

愛荘町は、昨年、環境基本計画および地球温暖化防止実効計画を策定しました。愛荘町環境基本計画では、廃棄物発生量の削減ということで、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組み推進事業を進めて、ごみを減量化・資源化しようとしているのに、示された新たなごみ焼却施設の内容はその流れに逆行するものであり、矛盾していることを指摘します。これについての行政の見解を求めますが、答弁をお願いします、終わります。

○議長(森隆一君)総務課長。

〔総務課長福田俊男君登壇〕

○総務課長(福田俊男君) 議会議員のご質問のうち、聴覚障がい者の立場を学ぶ内容と簡単な手話を取り入れた職員研修を行うことについてお答えします。

組織は人なりと言われ、行政にとってはまさに行政は人なりであり、職員として必要な知識・技能の習得や時代の変化に対応できる能力を高めるなど、資質向上を図るため職員研修を実施しているところでございます。

研修は、毎年度研修委員会で検討し、職場内の全体や班別研修のほか職場外派遣研修など実施しております。特に手話研修としては実施いたしておりませんが、自己研鑽に努めていただいております、引き続き職員が自発的に手話サークルなどへの参加や班別研修の中で、簡単な手話について実施するよう周知していきたいと考えております。また、職場外研修機関である滋賀県職員研修センターなどに研修機会の確保を要望していきたいと思慮いたしておりますので、ご理解くださるようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

〔環境対策課長西川作男君登壇〕

○環境対策課長(西川作男君) 議会議員のご質問のうち、4点目の湖東地域一般廃棄物処理施設の整備計画について、お答えします。

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会では、新しいごみ処理施設の建設にあたって、町民の皆さまにどのようなごみ処理施設を建てようとしているのかを知っていただくことが必要だと思っております。

また、本協議会の会長でございます彦根市長も、この6月の彦根市定例議会で、場所を選定する時は非公開とせざるを得ない場合もあるが、1市4町の皆さまにできるだけ公開しながら進めていきたいというふうに発言されています。このため本協議会におきましても原則公開で行うことや、ごみの分別方法、焼却炉の方式や余熱利用等も議題

として、これから研究していくことが検討されています。

また、議員お尋ねの用地に関することは、地主等の用地交渉への影響も考えられ、非公開の状態であったことをご理解いただきたいとお願い申し上げます。

さて、2点目のごみ処理施設と形式および規模の関係でございますが、去る8月19日の全員協議会におきましてもご説明申し上げましたように、現時点では、ごみ焼却炉形式は、ストーカー施設、2つ目にストーカー施設プラス焼却残渣溶融施設、ガス化溶融施設の3タイプが計画案としてありますが、いまだ未定でございます。今後、ごみ焼却炉形式の選定が必要となった時点で、専門家や協議会委員の意見を聞きながら、本協議会で選定していくことになると存じます。

ごみ焼却施設の規模の関係でございますが、広域的にごみを取り扱うことにより、効率よくごみの分別を推進し、リサイクルやごみの資源化を図り、最後までどうしても焼却しなければならないものを焼却処理していこうとするものでございます。広域により新たなごみ処理施設を建設していくことは、議員ご指摘のごみの減量化・資源化の流れに逆行するものでも、また矛盾するものではないと確信しております。

これから関係市町が知恵を絞り、ごみの減量を行い、建設場所が確定し、建築を目指す時期になり次第、各市町のごみ量を正確に把握し、それに応じた適正規模のごみ処理施設の建設を行うところでございます。あわせてご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君) 議員の1点目の介護保険料のご質問にお答えをいたします。

平成18年4月の制度改革では、介護保険制度の定着とともに、総費用は急速に増大しているために介護保険料の大幅な上昇が見込まれ、制度の持続可能性が課題となったために、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないように介護予防を重視した改正が行われました。

本町におきましては、平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画策定にあたっては、制度改革の趣旨を踏まえた事業計画を策定し、基準額保険料3,200円に決定をいたしました。

ご質問の平成21年度から23年度までの3か年の介護保険料につきましては、現在、愛荘町高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画策定委員会において審議いただくとともに、7月25日から8月8日までの期間に、若年者・高齢者・要支援認定者・要介護認定者に対しまして、介護保険や保健・福祉サービス、高齢期の暮らしに対する考え方やニーズのアンケート調査を実施いたしました。これを事業計画に反映させるために詳細な分析を行っているところでございまして、結果につきましては、ホームページや事業計画策定時にお知らせをする予定をしております。

また、平成16年・17年の制度改革に伴う激変緩和措置の終了後の対応や、介護保険料算定に必要な諸係数として第1号被保険者の負担率が1%引き上げられ、19%が20%になるということが介護保険料算定において大きな影響を受けることは間違いありません。

介護保険料の算定を行うには、平成21年度から23年度までの3か年の総費用額の見込みが大きく影響をいたします。本町では、本年4月に特別養護老人ホーム「ハッピーライフゆりの郷」が開設をされましたことによりまして、短期入所、いわゆるショートステイや施設サービス等が増加することが考えられますが、現時点では、具体的な費用額が推計しづらく、どの程度の増額になるかが見込めない状況であります。

今後、最新の情報やデータを事業計画策定委員会において審議等をしていただく中で、基準額介護保険料の決定を行いますが、極力皆さま方のご負担が増えない事業計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)文化振興課長。

〔文化振興課長 林定信君登壇〕

○文化振興課長(林定信君) 瀧議員のご質問のうち、3点目の旧愛知郡役所庁舎の保存についてお答えいたします。

まず、農協との賃貸契約の継続につきましては、旧愛知郡役所における近代文化遺産としての価値については、誰しもが認識するところでございます。町といたしましても、後ほど改めて述べますが、(仮称)愛荘町まちじゅうミュージアム構想検討プロジェクトチームによる検討におきましても、旧愛知郡役所は核となり得る地域の文化資源の1つとして位置づけられております。

しかしながら、ご承知のとおり、当該物件はJA東びわことJA湖東の共有名義であり、まず町の所有にしていくことが保存等の前提になると思われませんが、議員ご指摘のとおり、今般の財政事情の厳しい中において、旧愛知郡役所の保存のための用地取得や改修にかかる多額の経費に住民のコンセンサスも必要でございます。

結論を出すまでの猶予期間をJAにお願いしておりますが、旧愛知郡役所の土地につきましては、メインストリートに面したいわゆる一等地でございまして、JAとしても遊休資産の処分の立場から、早期に建物を除却してその土地を利活用したいとの意向で、早期の決着を求められております。賃貸契約の継続等も非常に厳しい状況でございますが、今後も継続して協議してまいりたいと思っております。

次に、雨漏りについてですけれども、旧愛知郡役所におきましては、2階東南の一室におきまして雨漏りから天井板の一部が腐朽破損していることを確認しております。その後の降雨の折などに調査を実施しましたところ、かなりの強い雨でなければ、裏板を経て天井に達する雨水等は認められませんでしたので、今のところ、とりあえずすぐに状況が悪化するということはないようです。しばらく経過観察したいと考えております。

最後に、(仮称)愛荘町まちじゅうミュージアム構想ですけれども、(仮称)愛荘町まちじゅうミュージアム構想につきましては、このことを横断的・総合的に検討するために、まず庁内で(仮称)愛荘町まちじゅうミュージアム構想検討プロジェクトチームを立ち上げております。渡部教育長をチームリーダーといたしまして11人からなるもので、既に3回の会議を持っております。まだ地域資源の掘り起こし等も不十分ですし、議論を深めるのはこれからでございますが、エコミュージアムの概念を基本コンセプトといたしまして議論を進めてまいりたいと思っております。

愛荘町の地域資源は、金剛輪寺や古墳公園あるいは博物館など、古代から中世にかけての文化財が存在する愛荘町東部地域と、旧愛知郡役所や愛知川の町並み、近江上布伝統産業会館など、近現代を中心とした西部地域に大きく分かれます。まちじゅうミュージアムにおける東部地域の拠点・コア施設はやはり金剛輪寺でございますが、西部地域の拠点といたしましては、旧愛知郡役所などがその候補になると考えております。

性格の異なる東西の2つの拠点資源および周囲の衛星資源を有機的にネットワーク化し、愛荘町のまちじゅうミュージアム「屋根のない博物館」を具現化していくべきと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君) 13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君) 13番、瀧すみ江。再質問を行います。

まずはじめに、介護保険料について再質問をしたいと思っております。今、策定委員会などが開かれている途中ですので、はっきりしたことは、まだこれからだと思います。先ほども答弁の中でありましたけれども、行政は、愛荘町高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査を行いました。その暫定報告版によりますと、アンケートに答えた65歳以上の半分以上の方が、介護保険料を引き上げないことを望んでおられます。また、平成17年度に今の介護保険料を決める時、基準額3,322円になりましたが、介護給付準備基金が7,500万円あるので、不足分は取り崩していくという説明が、私が介護保険の策定委員会を傍聴しておりました時にあったと思いま



す。ということで、結果的には3,200円ということで決定しました。

実際には、平成17年度末の介護給付準備基金の総額は8,582万2,863円であり、平成18年度中に191万6,431円が取り崩されていますが、平成19年度中には1,034万6,101円積み増しされて、平成19年度決算における介護給付準備基金の総額は、9,425万2,533円と増額になっています。

介護保険料は、先ほども言いましたように、これから算定が行われていくわけですが、町民の声を反映して、介護保険料を現状維持していくための財政の裏づけがあると私は把握していますけれども、それについての答弁をお願いしたいと思います。

次に、旧愛知郡役所庁舎について再質問します。今、町民の方々が郡役所という文化遺産を後世に残していくという重要な活動をされています。町民の方々が積極的に総合計画の「歴史文化の継承と活用」に動いておられます。この動きは、行政が掲げている「郷土の歴史文化を守り継承するため、文化財の保護・保存および活用を図り、世代を越えた文化財愛護の精神を育みます」という施策方針そのものであり、まさに総合計画で言っている「町の歴史文化を学び、町の明日を考えよう」という、自助の実践です。

先日、町民のグループの方々が郡役所を保存活用する内容の署名を集めて町の方に提出され、そして本日も追加分を提出されたとのことをお聞きしています。この町民の方々の郡役所を愛する熱い思いを、行政は総合計画実践する立場からどのように受け止められたのかについて、答弁をお願いしたいと思います。

先ほども答弁の中にありましたけれども、まちじゅうミュージアム構想検討プロジェクトが今進められているということで、6月議会でも説明を受けているわけです。

本当に今の答弁でも重要な位置に置かれていると、核にされるということで、改めてその郡役所の貴重な存在というものを感しているわけです。でも、いくら貴重だから残したいということでも言われても、そのものがなくなってしまう何ものもないわけで、本当にこの部分、行政として保存を継続できるようにがんばってもらいたいわけです。町民の方々の思いを受け止めていただき、今後も協議の方を続けて、現状維持を実現できるように実行していただきたいと思いますが、これについての答弁をお願いしたいと思います。

次に、順番から言うと戻りますけれども、手話を取り入れた研修についてですけれども、昨年の6月議会では、手話サークルに積極的に参加するようということ啓発をしていきたいということで答弁があったわけですが、これの実際していただいた結果について、具体的に答弁がなかったわけです。これについての答弁を最後求めたいと思います。

再質問の最後ですが、湖東地域一般廃棄物処理施設整備計画についての再質問を行いたいと思います。先の質問で愛荘町環境基本計画についても触れましたけれども、総合計画の中にも、「循環型社会の構築で、住民・事業者・行政が一体となったごみの減量化と、分別の徹底や再利用・再資源化などを促進し、ゼロエミッションを目指したまちづくりを進めます」。また、「リデュース・リユース・リサイクルの考えに基づき、環境への負担の少ない事業活動や暮らしの実践を広報等を通じて呼びかけるとともに、町の公務においては徹底を図り、成果の評価や改善を図ります」と書かれています。「ゼロエミッションとは、廃棄物を限りなく出さないことにより、循環型社会の構築しようとする考え方」という説明があります。さらに、「平成7年の京都議定書の発効により、地球温暖化に対して我が国は温室効果ガスの削減に向けた行動責任を果たさなければなりません。本町においては、地球温暖化防止対策のための指針づくりを行い、自然エネルギー導入など、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります」と明記しています。

行政が自ら立てた計画に、理想的な状況と取り組みが記されています。ですから、それを実践していくためには何が必要なのかは、自ずと明らかになります。まず、町民の方にごみの実態を知らせ、理解してもらうことから始まり、町民と行政が一体となって、3Rや地球温暖化防止に取り組むこと、国に3Rを基本とした資源循環法の実践、地球温



暖化に対する企業責任を明らかにさせることです。このような立場に立って実践していけば、大型焼却炉は必要ありません。

先ほど、「今はこういう計画を立てているけれども、今後また変化します」というような答弁でした。それにかかわって、1点目として、環境省が2000年以降に、一日の処理能力が5t以上100t未満の焼却炉への国庫補助も認めていることを把握しているのかどうかについて、答弁をお願いします。

そして、2点目として、先ほどは焼却炉の種類を、今のところは未定だと。ストーカー炉かガス化溶融施設など、いろいろ考えてやるというような答弁だったと思いますけれども、この予算で約90億円出されているわけですが、この90億円という金額は何を、どんな焼却炉を想定した費用なのかどうかについて、答弁をお願いします。

そして、3点目として、愛荘町の環境基本計画および地球温暖化防止実行計画、そして総合計画の立場に立った意見を、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の場で反映していただくことを求めますが、答弁をお願いします。終わりたいと思います。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)聴覚障がい者についての実践の状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨年度につきましては、手話サークル等への啓発に努めていきたいというふうにご答弁をさせていただいているわけですが、職員研修につきましては、先ほど申し上げましたように、職場内でも全体・班別研修、それから職場外での派遣研修と、大きく分けて3つで実施をいたしております。

昨年度は年度途中で、もう計画も実施をいたしていました関係から実施ができておりませんが、引き続き今年度につきましても、前半につきましては課題別の研修に取り組んでおりまして、班別研修を実施してまいりますので、その中で引き続き取り入れていくように啓発をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、愛知郡役所の再質問に対するお答えを申し上げます。

過日、ころばえの会の皆さまから、署名簿を添付していただきまして要望書をいただきました。このことにつきましては、真摯に受け止めさせていただいております。

今ほども文化振興課長より答弁を申し上げますが、その繰り返しにならうかとも思いますけれども、まず、旧愛知郡役所を保存・活用するとすれば、先ほども話がありましたように、今現在JAの持ち物になっておりますので、有償にならうかと思いますが、譲渡を受けなければならぬというようなことで、非公式ではございますが、数回にわたり話し合いはさせていただいております。JAの希望といたしましては、等価等積での代替地を求められているところでございます。

しかしながら、条件的に見ましても、現在の旧愛知郡役所の土地と同等の条件をクリアした土地を見つけることは、非常に困難な状況でございます。また、JAは、現有施設がご覧のとおり老朽化しておりますことから、災害が発生した場合、この施設から起因した損害が周辺に及ぶことを懸念されておまして、愛荘町の早期対応を望んでおられます。

したがって、土地の問題につきまして、買収を視野に入れながら、継続して今後も話し合いを重ねていきたいと思っております。

しかしながら、土地の問題等含め、旧愛知郡役所を保存・活用とするならば、相当な額の予算が必要となってまいります。したがって、保存・活用するとすれば、町民や町議会の皆さまのご理解が重要となってまいりますので、JAとの話し合いと並行し、町議会の皆さまに保存・活用計画を提示させていただきながら、その対応について考えてまいりたいというように思っておりますので、ご理解の方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)介護保険料についての再質問でございますが、基金が多くあるではないかというようなご質問であろうかと思ます。

平成19年度末で9,425万円の基金現在高でございますが、これにつきましては、第3期の介護保険事業計画を策定するその中で、町内に特別養護老人ホームの建設を見込んでおりました。しかしながら、その建設が遅れまして、特養の開設が本年4月になりました。そういうことが大きな要因で、基金を取り崩さなくても対応ができて、その分、逆に基金が増になってきたということでございます。

第4期の保険料の算定にあたりましては、先ほど申し上げましたように、基本的に介護保険料をできるだけ上げないで算定していきたいというスタンスで進めておりますが、特に今ご質問の、この基金を活用して、基金の取り崩しも含めて、とは言いましても全体を一気にゼロにするような計画をいたしますと、次の保険料の改定の時に一挙に飛び越えて上がるというような心配もございますので、その辺、基金の段階的な取り崩しも含めて検討をさせていただきたいと考えております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)湖東地域一般廃棄物処理施設の関係でございますが、その再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の100未満に対する補助金の部分があるということ承知されているかというふうなことですけれども、これについては、時期も早尚というようなこともございますので、承知はしておりません。

それから、90億円でどの計画案でされるかというふうなことでございます。そういうふうなところで、今申し上げましたように3つの案がございまして、運転の難易度、それから技術の信頼性および実績、それから安全性、ごみ質の適応、有効利用の可能性、いろいろの項目がございまして、こういうふうな項目について、これから調査していこうというふうなことでございます。すべて90億円の範囲内では可能だろうということを申し上げておきたいと思ます。以上です。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時29分

再開午前11時30分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)湖議員の質問でございますけれども、当然、我々のつくりました計画については意見を求めていますし、そのようになるように努力していきたいと、こういうふうにご考慮しております。

◇辰己保君

○議長(森隆一君)1番辰己保議員。

〔1番辰己保君登壇〕

○1番(辰己保君)1番、辰己。一般質問を行います。

まずはじめに、行財政運営が厳しくささやかれ、また、そのことが問われている今日において、湖東三山インターチェンジ事業、ただ国の方針のままに我々地元が動いていいのかどうか。こうしたことに基づいて質問を行います。

湖東三山スマートインターチェンジ事業は、社会実験準備会に移行設置され、上りハーフの社会実験採択に向けての取り組みがされようとしています。計画では、社会実験採択後に用地買収およびアクセス道路とランプ路の工事としています。ハーフインターチェンジ社会実験の開始までの総事業費における町負担金と、それに伴う町単事業費の割合が、

の答弁を求めます。

愛荘町の行政運営を推進するために、平成20年度一般会計当初予算は約79億円です。その事業推進を支えている町税収入は、歳入総額予算の約43%、要するに、町税総額のうち町民税は50%で、個人町民税は約26%、法人町民税は約23%となっています。特に、法人税で注目すべきは、主要法人2社の法人町民税です。当初予算でみると、法人町民税の約80%を主要法人2社が占めています。今年度、世界税制の影響で法人町民税が大きく影響を受けました。行政から示された平成20年度決算収入見込額は、6億8,000万円が2億5,000万円と、見込みを算定替えています。それでも法人町民税の約65%を占めているのが、主要法人2社です。世界税制の影響額は、湖東三山インターチェンジ設置の町負担額に匹敵するものだと私は推定をしています。

町税収入は、経済動向によって影響を受けます。その影響は、法人税だけでなく町税全般に及ぼすことは当然です。このような時に、湖東三山インターチェンジは必要不可欠な事業となり得るかどうか、しっかりと提議が再度必要になってきます。行政の利用見込みからも、町民個人が利用されるのが少ないと考えます。企業についても、運送経費ならびに車輦経費が十分見込めなければ、利用台数は減少していくでしょう。利用台数を増やすためには、国道307号や湖岸道路までの幹線道路の整備は、当然必要になってきます。差し迫って国道8号までの整備が必要となります。その整備の投資額も莫大と推定できます。

湖東三山インターチェンジの有無に関係なく、高速道路を利用するのに不便さを感じているのは、一般道路や生活道路の整備が遅れていることに付随して感じているものです。

国道307号を整備するだけで、最寄りの要するに八日市インターチェンジへの利用の不便さは解消されていきます。現在でも池尻までの整備でかなりその不便さは解消されていると考えます。

湖東三山インターチェンジは、高速道路の利用台数を向上させる1か所、すなわちハイウェイ利用計画の検討協議会、そうしたところが指し示し、その利用率を上げる、そのためには、20kmという長距離の中に一つのインターチェンジが必要だというような論法を用いて、それをすなわち国からの負担ではなくて、地元の負担でそれを設置していくという構想、こうしたものになってくわけです。

要するに、ETC管理運営上、採算が取れなくなれば地元要望を盾にして、地元負担における運営を求めてくるという国道がここに生まれてくるわけです。将来的にも不安要素の高い湖東三山インターチェンジ設置を見直すべきだと訴え、生活道路の整備を優先されることを求めます。

2つ目に、施設利用の有料化について質問を行います。行政の施設について有料化または自治体市場化への国の誘導によって指定管理者制度のさらなる導入、こうした流れが先の全員協議会の中で示唆をされました。

私は、今本議会の一般質問の中で出ていますように、要するに、行政が今日まで作り上げてきた施設は、町民の福祉の向上、この目的に基づいて設置がなされていますし、当然、青少年の健全育成の見地からも、その制度充実を図っていくということがされてきたわけであります。

行政は、町民の福祉と安全を守るために行政サービスを提供する、これが仕事です。町民の施設利用料を有料化もしくは利用料の引き上げを行っての財政確保、町税の不均衡を是正するだけで解消する額だと推察します。湖東三山インターチェンジ設置に費やす費用の1%、2%ぐらいの額になると思います。財政収入の努力を棚上げして、不急の事業を聖域にしている中で町民の負担を求めることは、町民の理解を得ることまでできない、このように考えます。

行政施設が建設されてきた経緯や行政サービスの提供の責務からも、施設利用の有料化および引き上げは断じて実施すべきでないことを申し上げ、これについての答弁を求めておきます。

3つ目に、雇用促進住宅愛知川宿舎の廃止について。国は、全国に14万戸ある雇用促進住宅を2021年度までに譲渡・廃止する方針を打ち出し、昨年12月の閣議で独立行政法人整理合理化計画を決定しました。その決定は、2011年度までに全国の半数の雇用促進住宅を廃止するというものです。

愛知川宿舎は2011年度までの廃止計画に組み入れられ、今年の5月・6月に突然、「今後は地方公共団体への譲渡に加え、民間事業所等への売却等を進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます」との文書が配布されました。

独立法人雇用・能力開発機構は、定期借家契約者に対し、契約期間満了を迎える方から再契約を中止するとの通告を行っています。突然の追い出しに、入居者の不安は高まっています。再契約の中止は、年明けから同宿舎を追い出される町民をつくり出します。通い慣れ、友だちもつくれた学校を、国の都合で学校を変えさせられる、そのことが余儀なくされる町民をつくり出すわけです。

雇用促進住宅は、建設の歴史からも公共住宅です。同じように、公共住宅を提供している行政として、町民の居住権を乱暴に否定する政府および雇用・能力開発機構の一方的な追い出しに文書で抗議するとともに、政府に廃止することの中止を要請することを求めます。

町長、愛知川宿舎の入居者は町民です。町民の居住権を守るためにも、廃止する根拠は把握すべきだと考えます。政府および雇用・能力開発機構は、「今後は地方公共団体の譲渡の加え」というように、愛荘町への譲渡を検討しているのか。これに沿って愛荘町への譲渡、要するにそれを受託することを検討しているのか。廃止の根拠とあわせて答弁を求めておきます。

最後に、県道神郷彦根線について。滋賀県道路整備アクションプログラムでは、県道神郷彦根線は継続事業として位置づけられ、南川瀬工区より着手されています。同線の工事プログラムはどのようになっているのか、愛知川架橋の見通しはどのようになっているのか、答弁を求めて質問いたします。

○議長(森隆一君) 農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君) 雇用促進住宅愛知川宿舎の廃止について、お答えをしていきたいと思えます。

雇用促進住宅の廃止につきましては、平成13年12月19日に特殊法人等整理合理化計画について閣議決定され、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止」とされたことを受け、今後の運営等について、地方公共団体への譲渡を含めて関係機関等への働きかけ等をされており、雇用促進住宅愛知川宿舎につきましても、合併前の愛知川町当時より譲渡についての意向について打診等がありました。

また、平成19年6月22日に、規制改革推進のための3か年計画について閣議決定され、「民間事業者の知見・ノウハウを活用し、住宅の売却方法について、常に工夫を行いつつ、売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにすべての処理を完了する」とされました。

同年12月24日の独立法人整理合理化計画についての閣議決定では、平成23年度までの廃止予定住宅数について、「全住宅の2分の1程度に前倒して廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的な方策を速やかに講ずる」とされ、愛知川宿舎についても、行政への譲渡や民間への売却が不調の場合は、閣議決定に基づき廃止されることとなります。

当町に対しましても、平成19年7月より譲渡についての意向確認が訪問によってされましたが、当町としましては、雇用促進住宅を公営住宅として運営するためには、高齢者や障がい者等の入居も視野に入れた管理運営を考えた時に、エレベーターの設置やバリアフリー化等の大規模な改修、場合によっては建て替えも視野に入れた施策が必要であり、譲渡にかかる経費のほか、今後の管理運営費や改修工事等に要する経費は莫大なものになり、費用対効果を考えた時に、愛荘町としては譲渡を受けることができない旨、平成19年8月の政策調整会議でも結論が出ています。

雇用対策としての雇用促進住宅については、一定の効果は上げてきた経過もありますが、今後ますます雇用対策・

就労支援等の施策の推進について、雇用促進住宅が果たす役割はあると考えております。また、住宅施策の観点からも、雇用促進住宅の廃止・売却にあたっては、入居者の不安を解消するためにも、国および雇用能力開発機構の責任において、転居先の斡旋についての配慮、退去に際しての経済的支援についての配慮、母子・父子家庭や高齢者・障がいを持つ入居者に対する配慮をはじめとする対応が十分図られるよう、県町村会の平成21年度県予算施策の要望書を県に提出し、国の働きかけることとしています。10月9日ぐらいに活動の予定をしております。

現在、町で把握いたしておりますのはこの程度で、今後において独立法人雇用能力開発機構等から何らかの通知等があると思われれます。その時期において、その対策等については関係各課と協議検討し、該当者に町でできる範囲での対応をしたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)辰己議員の1点目、(仮称)湖東三山インターチェンジ事業についてお答えをしたいと思います。

まず、質問の「上り線ハーフインターチェンジの社会実験にかかる総事業費」であります。現在、現地測量や実施設計ができていない段階での概算見込みで、変動の可能性は多々ありますが、総額4億7,400万円としております。このうち町負担分ですが、県で整備いただく分の負担金として約800万円、町で整備する分として約1億1,000万円あり、計約1億2,000万円としております。

また、町整備にかかる事業にあつては、合併特例債は充当率95%、交付税措置70%のものでございますけれども、こういった有利な起債の借り入れ等も検討しております。

そのほか、インターチェンジ関連事業工事としまして、町道付け替え費やチェーン脱着場・駐車場整備費用として、約8,000万円程度を予定しているところでございます。

なお、議員ご質問の中で、「採算が取れなくなれば地元要望をたてに、地元負担による運営を求めてくる」とのお話ですが、社会実験後の本格運用による管理は、中日本高速道路舗が通常のインターチェンジと同等の管理体制とするものであり、収支が合わなく地元負担を求めるといふことはあり得ませんので、申し添えておきます。以上でございます。

○議長(森隆一君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)4番目の県道神郷彦根線についてお答えをさせていただきたいと思つます。

「滋賀県道路整備アクションプログラム2008」は、平成20年度から29年度までの10年間を、24年度までの前期と25年度以降の後期とに分けた、県の道路整備計画でございます。この中で、県道神郷彦根線は、彦根市の南川瀬工区と当町の川原工区の2つに分けて、継続事業でございます南川瀬工区(JR河瀬駅近から彦根工業高校付近)は前期に完了、川原工区につきましては新規事業として前期に着手と位置づけされておりますけれども、その後、県の財政状況の悪化等から、着手の時期を後期へと先送りされたということを確認いたしております。

この事業につきましては、湖東地域振興局建設管理部において、まず一級河川愛知川への架橋工事に着手をいたしまして、続けて、県道愛知川彦根線交差部から右岸堤防までの区間を整備することになっております。

また、並行しまして、東近江地域振興局建設管理部におきましても、神郷地先(県消防学校付近)の神郷彦根線の起点から左岸堤防までの区間を整備する計画となっております。

しかし、当該事業につきましては、特に今申し上げました愛知川架橋について、かなりの長大橋となることから多額の事業費を要し、また、川原工区は、河川に隣接する現行の県道事業の区間から、後期に事業費を削減す

の上争いを望みます。アクションプログラムにのみ現在継続中の他事業の目途がつかず次第、後期に事業費を仲郷彦根線に集中して着手されるということを知っておりますので、現在のところ、具体的な年次計画までは樹立されておられません。

しかし、県道湖東彦根線(仮称)愛知川右岸道路)についても継続事業としてアクションプログラムに位置づけされておりますので、両事業とも少しでも早い着工が見られますよう、両期成同盟会を通じて強力に要望をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長 林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)辰己議員の「施設利用料の有料化」について、お答えいたします。

公共施設の利用料等については、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入や行財政改革検討委員会の提言などから、有料化の方向づけをされているところであります。

町としましては、県内の他市町類似施設と比較して、料金に差があるものや減免規定により使用料を免除し実質的に無料となっているもの、具体的には、体育施設や社会教育施設の利用料等について、受益者の公益負担の原則および今後の指定管理者制度導入後の運営等を総合的に勘案し、料金および減免規定の見直しを検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。再質問を行います。

まず、施設利用料の有料化の問題についてですけれども、いみじくも今言われたように、一般質問の冒頭に言いました「自治体市場化への誘導」という言葉を使わせてもらったのですが、まさにそのことを答えたものだということをお願いしたいと思います。

緊縮財政を非常に言われる中で、しかも国の方針が行財政改革と集中改革プラン、そうした諸々をどんどんと総務省が各地方自治体に押し付けて、こういう中で、要するに本来の姿、地方自治体の本来あるべき姿は、どんどん壊されてきている。

今日、テレビを見ていましたら、東京都の日の出町というところが、税収が何か見込めたものがあったので、それを後期高齢者医療制度に該当する75歳以上の方に対して、医療費を援助するということが今日報道されておりました。要するに、地方自治体は、この合併問題で三位一体の改革とかいろいろなこと、税源移譲だとか言われながら結局は抜け出せないのが現実。そうした中で、では、集中改革プランに基づいて、そうしたものをいさなければ補助金がないのかどうか。地方交付税は確かに、影響を受ける要素をつくり出しています。

一方、がんばるプロジェクトと言いまして、地方交付税で算入する、財政事情としては、そうしたビジョンもあるわけです。国のあり方というのは、非常にアメと飴ムチを持ち出しています。

でも、がんばるプロジェクト、がんばる施策は、結局、地方交付税を取りやすくしようと言っているだけで、現実には愛荘町では取りにくい状況を、9項目ほどあげているけれども実際は取りにくいという状況もある。そうした全体像を見て財政運営をしていかざるを得ない。

私は、インターチェンジをあえて言っているのは、そうした全体を見て本当にどうなのかということを知っているわけで、政策調整室長は、インターチェンジについては、「管理体制は西日本道路が管理してくれるので、理解を間違っていますよ」なんてことをあえて言っているけれども、では、今まで社会実験を開鎖したところは何の理由で開鎖をしたのか。わざわざ社会実験を申請しながら、結局は開設しなかったわけでしょう。

では、湖東三山の場合、上りハーフのスマートインターを設置して、社会実験は申請できた、じゃあ、社会実験が採用されなかったら、その分の投資はどうなるのだということになるのですよ。そんな、あなたみたいに「管理は西日本

道路だから云々」と、あとも、スマートインター、ETC機器のあそこの管理運営を、事故が起こらないように下請けがやっているわけでしょう。それは当然、ベースとしては中日本道路㈱が持つのですよ。それなのに、それが流れによってどうなるかは、そんなもの国の方針なんて、これほど財政でも好きなことをやられている中で、それは、私は「不安定要素だ」という言葉を使っているわけですよ。よいことばかり言っているだけでもだめだということです。それなら今現在ある八日市のインターはどうなのか。

では、町長にお尋ねします。県庁へ行かれるのに、現在どこのインターチェンジを使っていますか。まず、それは答弁いただきます。職員が県庁へ行くのに、どのインターチェンジを使って県庁へ行っているのか。わざわざ山の方に向かって県庁に行くという、そうした行程が生まれ出せるかどうか。だから、今の答弁は町長に、どのようにインターチェンジを活用されているか、答弁をいただいております。

それで、私は三芳町に行ったように、本当に低額な、まさにPAやSAを利用して設置するという、そうしたものを本当は安価で済ませるといのが本来的な姿だろうし、そこを進展させて国の責任で、また中日本道路㈱、当然、基本的には国の責任です。国の責任でインターチェンジをつけさせていく。そうした流れを我々はイニシアチブを持ってやっていくことが大事だということを言いたいのです。

行財政の点で、あえて日の出町を出したのは、厳しい財源の中で、町長がせっかく改革断行をして、入札制度を変えました。それによって毎年度、19年度決算でも多額の差金というものが出てきます。そうした事業の中で経費で浮いてきたお金は、当然住民に回せばいいわけですから、当然、必要な事業が後年度に残っているということもあるでしょうけれども、とりあえず住民に還元すればいいわけですよ。

課長ではなくて町長や副町長に答弁を求めますが、施設利用料について、そういう国の方針に則った財政改革計画プランを提示しなければならないと言うけれども、あげなくてもよい財源があるわけですから、有料化にする必要はないわけですから、だからあえてそこを踏み込まないで計画作成をし直すということができないのかどうか、答弁をいただいておりますのと、答弁をいただけない町税の不均衡の是正はどうするのだという、この是正するだけでも町税収入は1,000万円は入ってくるはずですよ。そこが欄上げされていて、全体の利用はされている施設もあれば、していない町民さんもいる。だから、均衡を保つために利用料をいただくのだと、そんな論法は、我が町においては通用しないということの実例をあえて言いますので、その観点からも施設利用料の有料化が町民への均衡性を保てる問題かどうかということで、答弁をいただきます。

雇用促進住宅については、我々も、今答弁があった立場での法人が責任を持って、入居者に対して最後まで責任を負うと、またそこが壊れれば生存権の問題に発展するというので、あえてそうした問題なんだと、雇用促進住宅の廃止問題は、そうした問題意識を持って、当然、行政に処分を協力願っているわけですから、そういう観点からも、雇用促進住宅の問題については問題意識を持ってかかっていたいただきたいということで、再質問を終わります。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、インターチェンジのことで、町長ほどのインターチェンジを利用しているかという話でございましたが、現時点では、県庁へ行く時は、やはり八日市インターしかありませんから、そこを利用しておりますし、東の方へ行くことはあまりないのですが、あっちへ行く時は彦根インターチェンジしか利用できないので、それを利用していると。当然、湖東三山インターチェンジができれば、これを利用させていただきたいと思っておりますし、町民の多くの方も当然利用をしていただけるというように思っています。

インターチェンジの効用は、今までから何回となく申し上げてはいますが、滋賀県は、全国の中でも県民所得4位の県であります。これはなぜかというのは、そのおかげというのは、高速道路とインターチェンジだと。いつかこれはNHKが特集してはいたけれども、空港もない、港もない、内陸の県で、こうして内陸工業地帯を形成し、住民の所得向上にも寄与してきた。これは、やはり高速道路がある。しかもインターチェンジが8か所ございますけれども、



それを中心にいろいろな生産活動・経済活動が行われて、そして住民が活発に行き来できるようになってきた。その恩恵は非常に大きいということで、せっかくここに高速道路が走っているながら、それを活用しない手はないと。これは、もう30数年前からの悲願であったわけですが、ぜひこれは、やはりなければ、将来のこの地域に住む若い人たちにとっても夢の持てる、希望の持てるまちづくりはできないというふうに確信をいたしているところでございます。

このインターチェンジができますと、いろいろな試算がございまして、上下線ができてフルになった時で、約1,700台ぐらいの試算ができていますけれども、ここに、湖東三山インターチェンジができることによって、新たな利用者が数百台増えるという試算もございまして、これは、短い区間の利用も可能になってきますし、今でしたら、長浜に行くのに、彦根まで行ったらあと下を走って行くというのは普通の方ですが、ここにインターがあれば、長浜に行くのに利用しようかと、木之本に行くのに利用しようかというようなことにもなる可能性があるわけでございます。そういうことで、このインターチェンジなので、やっていきたいという決意で取り組んでいるところでございます。

それから、町税の不均衡の問題のお話があったと思いますが、この町税の不均衡は、住民の皆さんにとって一番不均衡感というのは、やはり滞納だと思うのです。滞納が非常に大きい。これはやはり、住民の皆さんが苦しい中で税金を払っていただいている人とのそういう意識を持っていただくためにも、滞納整理はきちんとやっていくことが大事な課題かなというふうに現時点では思っているところでございます。

施設利用料の問題は、財政が非常に逼迫(ひっばく)してきたということの理由ではございません。もちろん、これは財政がどうであろうと、やはり利用料をいただくというのは、受益者負担の原則をこれからの政策につなげていくというのは、どこでもやっていることでもありますし、ご理解を住民の皆さんに賜っていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長(森隆一君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。今、先の税の問題で、当然、滞納整理も大事です。でも、滞納という事態に追い込まれた背景・経済事情も、当然いろいろなものが出てきます。それと次元が違うことだけは言っておきます。今、我が町が抱えている不均衡の問題を解消していくという問題は、

それを同じようにして、まずは滞納だなんていう論法を使うと話がややこしくなってくるので、あえて、再度、税の均衡性をどのように対応していくのか。だから、今、受益者負担は当然だという、それは国の方針が当然化させているのであって、皆さんを誘導しているのです。地方自治体の本来のあり方は、先ほども言いました。その立場で、要するに地方にも権限を与えよと、そうしたことを叫んだわけですが、合併は、そうしたものも含めて推進したのではないのでしょうか。

しかし、実際は、がんじがらめにされているという現実でしょう。その流れに沿って、受益者負担は原則だなんてことを言っていること自体が、町民さんの、要するに暮らしを守るということはどういうふうになっているのかという、そうしたことまで問われざるを得ない。

しかし、その努力を安定した財政運営をするために町長は努力をされて、大きな功績もあげておられるわけです。ただ、その功績を町民の暮らしに、また、子どもたちの健全育成に、わずかですから、それを受益者負担だという言葉で求めるのではなくて、求めなくてもいいのではないかとことを言っているわけです。その対価として私は財源も示しているわけです。ただ、無料化を求めるだけでなく、無料化するための財源も今同時に提起しています。そう無責任なことはいってないつもりです。

そうした観点からいけば、インターチェンジも、できれば使うと。それまでできれば使う人は増えるでしょう。それは、ハイウェイ高速利用計画はそうなっているのですから。それならば、私は国がつくるべきだと言っているわけですよ。私は、インターチェンジをつくるとは結構重たいテーマでも言っているのです。地元負担を、皆さんが言っている



るトータルから言っても21kmという長い距離の中に1つ要するというのは、国の考え方であります。言えば、地元ではないわけです。基本は、国にその考え方があるわけです。ですから私は、「地元が、地元が」と言わないでもいいですよということを行っているわけです。

要するに、金の出所をしっかりと求めようではないかと、愛荘町の財政を豊かにしていこうではないかという提案を私はしているわけです。絶対悪を言っているわけではないのです。それならば生活道路を整備する方に回す、その財源が浮けば。だから総合計画でも国土軸・新国土軸、地域間循環整備、そうしたものがあられるわけですから、要するに、事業をやらなければならないことがたくさんある。しかも、私が言いたいのは、八日市インターまでに便利になるような生活道路を整備すれば、町民さんは何ら不便はきたしませんよ。なおかつ、それ自体を言うのだったら、国が、あなたが責任をもってつくってくださいよという論法があるのだということです。

そうしたことで、いかに地方自治を守っていくのかということ、私はこの一般質問を通して訴えさせていただいているわけです。再度、自分の考え方を当然ここまぶつける場です。ですから、違いはわかります。「今さらそんなことを言っても」と言われても、しかし、そのスタンスがない限り、税収もなお一層厳しくなるでしょう。だから、そういうことを考えれば、よりそうした観点で事業推進が要ります。ですから、その立場からも再度施設利用料について、私は特に、しかも社会教育・生涯教育、そうした観点での利用料の有料化というものはやはり控えていくべきだと。いよいよこれから来年度に向けた取り組みをしていくわけですから、やはりその現況で進んでいくと、国に対してもしっかりとものを言っていくということのスタンスを求めておきます。施設利用料については、それに対して答弁をいただきます。その財源確保として提案しているのですが、それについての答弁もいただきます。終わります。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、施設使用料の有料化についての再々質問にお答えを申し上げたいと存じます。今、辰己議員のご指摘では、国の集中改革プランあるいは三位一体改革等々の締め付けによって使用料を取ろうとしているのではないかというようなことではございますが、決してそうではございませんで、町としての一定のポリシーをもってやろうとしているところでございます。

それで、生涯学習課長が答弁いたしましたけれども、ご案内のとおり、この行政財産・公の施設の使用あるいは利用の対価としては、地方自治法第225条の規定により、徴収できるものであるということになっております。

現在、町有施設につきましては、各施設の設置条例に使用料を定めているところでございまして、そのうち愛荘町に在住する者または町内の事業所に勤務する者につきましては、使用料あるいは付帯施設使用料を無料とするところがございます。

しかしながら、施設の老朽化とともに維持補修費もかさんでまいっております。これらの財源にも少しでも充当することも重要でありますし、全国的にも、施設を利用する人、利用しない人の負担の公平性を確保する観点からも、使用料の減免制度の廃止あるいは見直しをされているところでございます。

本町におきましても今、検討中ではありますが、社会体育施設の指定管理者制度の導入を機会に、社会体育施設あるいはハーティーセンター秦荘等の使用料について、額は適正化を含め、見直し検討を進めているところでございます。

また、施設が建設されてきた経緯や行政サービスの提供の責務から、施設利用の有料化をすべきでないとの当初の質問でございますが、条例設置をいたしております各施設とも、地方自治の本旨に従い、公共の福祉に寄与するため設置しているものでございます。

使用料につきましては、設置当初は条例の減免規定により無料としてまいりましたが、先ほども申しましたように、維持補修費の増加や先行きの財政環境等々総合的に勘案し、受益者いわゆる施設利用者の公益的負担の原則、また、愛荘町行政改革検討委員会からの提言をも踏まえまして、使用料等の見直しを進めていこうとするものでござい

ますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、町税の不均衡につきまして、たぶん言おうとしておられることは推測できるわけですが、それらにつきまして、我々、鋭意、今、詰めている状況でございますので、ご理解をいただきたいというように存じます。以上です。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩をいたします。再開は、13時15分です。

休憩午後12時14分

再開午後1時15分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇吉岡久ミ子君

○議長(森隆一君)10番吉岡久ミ子議員。

#### [10番吉岡久ミ子君登壇]

○10番(吉岡久ミ子君)10番、吉岡でございます。3問ほど質問をさせていただきます。行政の先生方、的確な答弁を願います。

それでは、第1問から始めさせていただきます。1つ目、子育て支援の取り組みと少子化対策について質問いたします。

今、国を挙げての重要課題となっております少子高齢社会での対策の中で、子育て支援は大きな政治課題としてクローズアップされているところです。女性が働きながら安心して子どもを出産し育てられるよりよい環境は、女性の誰もが持つ自然で素朴な願いであります。私は、この愛荘町を、近郊でもうらやましがられる子育て支援の充実した先進的な町を築きたいものと、大きな期待を寄せている一人であります。

子どもを産み、育てたいと願っているのに、いろいろな理由や障害によって出産を躊躇されている例が多く見受けられますが、子どもを産みたいと願った人が、その望みを叶えられるよう、その障がいとなるべきものを一つずつ丁寧に取り除いていくことにより、安心して子どもを産み育てられる環境が整っていくわけであります。

これらを実現するのは、何と言っても政治であり、それに対応する政策が実践されなければ、子育て支援も少子化対策もよりよい進展を望むことまでできません。国の社会保障給付費のうち子育てに向けられた予算は全体の4%であり、県でも少子化関連予算は全体の3.5%に過ぎず、先進国には概ね10%を超えているのに比べて、甚だお粗末と言わざるを得ません。これまでの政治が道路や橋など、ややもすれば建設に偏した予算の仕組みがあり、今日まで光が当たらなかった分野、その代表が子育て支援であると言っても決して過言ではないと私は思っております。

この8月23日の新聞紙上によりますと、舛添厚生労働大臣は、少子化対策の一環として、出産費への公的支援を拡充する方針が示され、現在、出産費は健康保険が適応されない代わりに、一人当たり35万円の出産育児一時金が支給されておりますが、これを増額することや妊婦健診の補助拡充も明言され、また、出産した女性が手術中に死亡した「大野病院事件」など、また、奈良県で発生した「妊婦のたらいまわし事件」などを例にあげ、安心して妊婦が出産することのできる対策の必要性を強調されました。

このように、国・県レベルではさまざまな対策が打ち出されておりますが、子どもを地域で育てる、地域ぐるみでの子どもを支援する基盤づくりが必要であり、本町における子育て支援の取り組みなどのような状況にあるのか、まずは、出産にかかるすべての医療環境、出産検診等を含め費用の軽減問題、出産後の小児医療システムとして乳幼児および母子検診等の子育て支援のネットワークの構築など、町独自の施策についてお考えはないのか、お聞きいたします。ついでに、予算の面もあわせてお伺いいたします。

次に、学童保育の問題ですが、近年、核家族化や都市化の進展により、子どもに対する凶悪犯罪など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。核家族化・少子化が一層進行する中で、学童保育所や幼稚園施設の充実や増設の要望がありますが、その施設整備計画のお考えがあればお伺いいたします。

続いて、2点目でございます。男女共同参画社会の推進についてでございます。若いも若きも、男性も女性も、すべての人は平等であり、個人の尊厳は我が国の法のもとで保障されているところであります。中でも、男女平等への真の社会を構築することは当然のことでありながら、これが実現していないのが実態であります。

男女共同参画では、「男女は、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと」と、県の男女共同参画推進条例に明記されております。誰もが安心して暮らせる21世紀にふさわしい社会を実現するためには、男女が性別に関わりなく、持てる個性をフルに発揮して社会参画できる環境づくりが求められています。

我が国においても、男女共同参画基本法が平成11年に、これを具現化するため平成12年に男女共同参画第1次基本計画が、また平成17年に第2次基本計画が、県におきましても平成14年に男女共同参画推進条例が制定され、何ものにも束縛されることなく男女が共に輝いて生きることのできる湖国づくりが展開されているところでございます。

平成19年に内閣府が実施した世論調査によりますと、男は外で働き、女は家庭を守るという考えについて、女性は反対意見が多数を占めたものに対して、男性は賛成の方が多く、こうした男女間のギャップを考えれば、まだまだ女性の真の社会参画は困難であり、活動する上で必要以上に世間体を気にしなければならないのが実情であります。平成18年に実施された県の意識調査でも、各分野での地位の平等感では、職場の中または政治の場、社会通念、慣習・しきたりのそれぞれでは、「男性は優遇されている」と答えた人は7割強を占め、唯一、学校教育の場では「男女平等」と答えた人が66.4%を占めております。県の実情を見ましても、知事こそ女性であります。その他の首長は圧倒的に男性であり、本町の行政職における管理職を例にとりましても、7割が男性であり、女性は3割に過ぎません。これは単に行政のみの問題ではなく、一般企業においても同様で、重要な方針を決定する地位に就く女性の少なさがあり、依然として男性優位の組織運営や制度が根強く残っているからだと私は思います。

そのほか、女性が働くことに対して家庭や周囲の理解と協力、また、安心して子どもを産み育てられるための必要な育児休業問題、職場復帰しやすい職場環境、あるいは女性に対する暴力行為の撲滅のほか、この男女共同参画社会づくりは多岐にわたり問題を抱えておりますが、要は、女性の持つ能力や特質が最大限に生かせる環境づくりが問われております。

ここに来て、人々はそれぞれの価値観の変化、社会経済や文化の変化等があり、仕事中心に生きてきた男性文化のみではもはや対応できず、地域に密着して生き、豊富な情報やノウハウを持つ女性文化が反映され、地域づくり、つまり私はこれが真の男女共同参画の姿だと思います。

国はもとより県におきましても、男女共同参画の推進についてさまざまな取り組みが行われておりますが、何よりもこの活動が地域に浸透してこそ実るものと思います。

2008年愛荘町総合計画にも重要施策の一つとして、この男女共同参画社会の構築が盛り込まれておりますが、これらの取り組みに対する行政の具体的な活動、取り組みの状況をお聞きいたします。

また、隣の彦根市、そしてまた野洲市では、条例の制定を行い積極的な取り組みをされているように聞きますが、今後の条例制定なり推進組織の体制などお考えがあれば、お伺いいたします。

続いて、3点目でございます。給食センターの整備と食育についてでございます。本町の総合計画の重点プロジェクトに取り上げられているところです。その狙いとして、食育支援機能を持った給食センターを整備し、食育機能の向上

および地元の安全・安心な食材を給食に取り入れること、つまり地産地消等が計画に盛り込まれております。私たちが生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性を育む上で、食育の持つ意義は大変大きく、特に子どもに対する食育は、心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼすとして、食育について重要性が叫ばれております。この食育の推進について国民運動として取り組みが展開されているものであり、平成17年6月に食育基本法が、また、18年3月に食育推進基本計画が施行され、各都道府県においても食育推進計画が作成され、積極的な取り組みが行われているのが現状です。

この食育推進について、家庭におけるもの、学校や保育所におけるもの、地域におけるものの3つの食育推進がありますが、とりわけ日本の将来を担う子どもについては、心身ともに発達途上にあるわけですから、学校や幼稚園等における食育の推進、指導体制の充実が問われているところであります。これを実現するため、国では、平成17年度より学校における栄養教諭の配置が実施され、平成19年度現在では、全国では986人の栄養教諭が誕生し、献立作成や衛生管理等の学校給食の管理として、学校給食を活用した「食」に関する指導が展開されているところでございます。現在のように豊富な食生活環境では、ややもすれば過食に起因する内臓脂肪症候群や食事バランスの欠如、あるいは食物アレルギーや偏食等による健康障がい、子どもを侵食している状況を見逃すことまでできません。

この子どもの成長に重要な役割を果たす学校給食の現状は、全国小学校では99.3%であり、中学校では82%が給食を受けておりますが、当町では、全国の水準を大きく下回っているのではないのでしょうか。しかも、旧愛知川町・秦荘町の給食体制の実施状況もまちまちで、食育の重要性が軽視されているのではないのでしょうか。また、心身ともに健やかな子どもの成長を見守る意識が欠如しているのではないかと危惧するものであります。今こそ食育の重要性を認識し、愛荘町が誇れる給食センターの整備が急務ではないのでしょうか。

昨年11月1日に大分県豊後高田市に、町長をはじめ全議員と給食センターの先進地視察を行いました。この視察を生かしていただき、給食センターの整備を今後どのような計画で進められようかとされているのか、具体的に何年ごろを目途にされているのか、よろしければお伺いしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)吉岡議員さんの1点目の「子育て支援の取り組みと少子化対策」について、お答えをいたしたいと思います。

まず、出産にかかる部分ですが、妊婦健診費用の一部公費負担として、平成20年、本年4月から妊婦1人当たり2万5,000円の補助を行っております。

次に、医療環境の部分ですが、愛知郡広域行政組合の救急医療体制として、旧愛知郡4町の医療機関の輪番制で休日急病診療を実施するとともに、湖東地域救急医療体制で病院群の輪番制による第二次診療の実施などを広域圏で行っております。

また、適正な医療機関への受診について、子どもの病状に対する知識や応急手当について、あらゆる機会を通じて、その啓発を図っているところであります。

次に、学童保育所の充実についてでございますが、秦荘地域の学童保育所は、現在、放課後は秦荘地域の3保育園および夏休みなど長期休業期間は町の直営で実施していますが、愛知川地域の学童保育所のように、同一の整備が求められています。

町では、総合計画や次世代育成支援行動計画において、町内が統一した基準の中で、より児童に配慮した効率よい学童保育所の運営に向け、実施場所を整理していく必要があります。今年度、学童保育所検討委員会を設置し、

このようにしいくへさかを丁が検討・協議いたいたに上じ、養壯地獄の子里1年月川に上じ、対象となる児童数や運営の状況、財政面での施設の有効活用、両小学校の施設の状況等を考え合わせて、具体的な方策を定めて、教育委員会と連携しながら進めていく所存でございます。

いずれにいたしましても、未来を担う子どもたちを守り育てる社会の実現のため、関係機関と連携・協働を図りながら、子育て支援事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)私からは、吉岡議員の2点目、「男女共同参画社会の推進」について、お答えをしたいと思います。

まず、取り組み状況であります。男女共同参画社会の実現を目指し、この推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、本年4月から庁内課長会議メンバーで組織する愛荘町男女共同参画推進本部を設置し、各課連携を図るとともに、現在、愛荘町男女共同参画推進計画(案)の策定にとりかかっています。

本年8月、公募委員2名を含む14名からなる男女共同参画推進計画策定懇話会を組織し、本懇話会に対し同計画(案)の策定について諮問したところであります。

懇話会では、来年9月の計画策定に向け、概ね7回にかけてお集まりいただき、ご意見をいただくこととしておりますが、その議論のもととなる男女共同参画にかかる町民の意識について、10月早々に20歳以上の住民2,000人を無作為抽出し、アンケート調査を実施する予定であります。あわせて、本アンケートの設問の一部には、国や県で実施された設問も加え、愛荘町民の意識を国・県の数値と比較することも考えております。

また、次代を担う若年層の男女共同参画についての意識把握のため、両中学校の3年生に対し、別のアンケートを実施する予定でもあります。

愛荘町では、全国的に見られる少子高齢化の傾向とは若干異なり、人口構造では20歳代後半から30歳代前半や団塊の世代と言われる50歳代後半の人口が多いことや、出生率も国や滋賀県に比べて高く、また、女性の就業率にあっては50.3%と、県下26市町中第3位など、パワーあふれるまちでもあります。

懇話会では、前述のアンケート結果はもとより、こうした町の特徴を活かした愛荘町男女共同参画推進計画をとりまとめたいただけるものと期待しているところでございます。

また、お尋ねの条例制定や推進組織であります。これらは推進計画策定後の計画を実践するひとつの手法であり、現在のところ十分な検討はできておりませんが、基本的な考え方として、地域に住む女性や男性が自らの個性や能力を発揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることのできる社会、すなわち男女共同参画社会の実現は、これからの愛荘町のまちづくりに欠かすことのできないものであり、今後も庁内関係各課と連携を図りながら、まちづくりに男女の視点を取り入れた施策が展開できるよう努めるとともに、地域への啓発活動にも力点を置きたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)吉岡議員の「給食センターの整備と食育」について、お答えをさせていただきます。

給食センターの建設計画につきましては、現時点で、平成21年度に設計業務・造成工事を実施し、平成22年度に建設、平成23年度からの稼働の方向で整備していきたいと考えております。

次に、食育の関係でございますけれども、ご質問の中でもお示しされておりましたように、学校給食センターにおきま

しても、自校炊飯を実施していただいております秦荘東・西両小学校におきましても、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食を提供し、食に関する理解や関心を高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する生きた教材として食育を位置づけております。

このことから、給食センターの整備にあたりましても、食育の重要性を認識し、施設整備に取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)10番吉岡君。

○10番(吉岡み子君)再質問をさせていただきます。10番、吉岡でございます。

先ほど第1問でございますが、子育て支援で答弁いただきました未来を担う子どもたちのこととございまして、私も、愛荘町は子育て支援、またならびに少子化対策に先進的なまちであると言われるように望みたい1人でございまして、それについては町単独でも支援をしていただきたいと、そのように考えております。

また、視点を少し変えて、教育長に関連質問でございますけれども、質問させていただきたいのですけれども、少子化対策についてどのように考えておられるかということ、教育長にお尋ねいたします。

全国で仕事を持たないニートとか、また、定職に就かないフリーターと呼ばれる若者が約277万人いると推定されておる中で、少子化に拍車をかけていることも事実であります。若者が勤労意欲を出して仕事に従事することによって、ニートやフリーターにならないよう、学校教育の場や、また行政関係機関でしっかりと取り組んでいくことも、少子化対策の上では極めて大切なことではないかと考えます。そこで、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

2問目での男女共同参画社会でございますけれども、ただいま政策調整室長が答弁していただきまして、男女共同参画社会の実現はまちづくりの根幹となり、私も理解しております。現在、取り組んでいただいている男女共同参画推進計画に住民の皆さんの意見を盛り込んでいただいて、その実現に向けてがんばって努力していただきたい。そして、また、先ほどおっしゃっていただいた推進計画策定懇話会の14名のお方ですけれども、ここで私も男女共同を言う関係上、男の方向名、女の方向名おられるのかということだけ聞かせていただきたいと思います。よろしく頼みます。

そして、また、給食センターの問題ですけれども、私はここで述べさせていただいたように、食育がどれだけ大事か、これから育っていく子どもに大事かということ、私はここで述べさせていただいたつもりでおりますので、そういうことを教育関係また給食に携わる方が十二分に考えていただいて、これからも進めていっていただきたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ただいまの吉岡議員の質問に対してお答え申し上げます。

フリーターやニートというものは、個人の責任であるという考え方もあるわけなのですけれども、東京大学の大学院と教育研究創発機構が2005年10月1日にシンポジウムを開きまして、その中で、横浜市立大学の中西新太郎という教授が、若者論を研究されている方なのですけれども、若者の非正規就労と低処遇が背景にあるということを申し上げていることもありますし、また、龍谷大学の浜井浩一教授が犯罪学の立場から、社会の中の受け組みの受け皿が消滅してしまったということを述べているように、複雑な背景がこのニートやフリーターにはあるというふうに私は考えております。

ただ、教育の現場では、旧教育基本法でも新教育基本法でも、教育の目的のところ、「勤労を尊び」ということが目的に掲げられております。そういうことを考えると、勤労の教育と言うか、職業教育というのは重要だというふうに考えております。

本町の両中学におきましては、中学校2年生が職業体験という形で、町内の各企業さんのご協力を仰ぎながら、現

場に行って勤労を学ぶという機会もあります。さらに、これは一時少し話題を呼んだのですけれども、作家の村上龍という人がいるのですけれども、『13歳のハローワーク』という本の出版を2003年11月にされました。これは、大ベストセラーになったわけなのですけれども、13歳というと中学1年生です。その機会に、職業についてきちんとした本が出ていないということで、村上龍氏は、514種の仕事を絵本風にして出版をされて、これが大ベストセラーになりました。

そういうふうに、今、社会では、幼い頃から職業訓練と言いますか、将来の目的なり、そうしたものについての機会を与えようということを考えているわけなのですけれども、私どももそういう考えには深く共鳴するところでございます。本町におきましても、そういう機会をとらえればそういうことで、就労学習と言いますか、職業教育について力点を置きたいというふうに考えております。

先ほどご質問いただいた中で、上林議員がご質問いただきましたけれども、愛知高の問題の中で、ウエストベントの高校の例を申し上げましたが、私が行ってびっくりしたのは、ウエストベントのお医者さんの子どもさんがウエストベントの高校に行っておられて、動物が好きだから犬の訓練士になるというようなことで目を輝かせて述べられたことを見まして、非常にそうした幼い頃からの職業訓練というものに日本も取り組まなければいけないと考えております。また、少子化問題につきましても、これは教育だけではなくて、いろいろなセクションと共同しなければ、解決できる問題ではございませんが、教育委員会としましても、引き続き研究をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)吉岡議員の男女共同参画にかかる推進計画策定懇話会の委員のメンバー構成、男女別をお聞きになりました。

14名のうち、女性が7人、男性が7人ということで、半分半分の数字で組織をいただいております。ちなみに、会長・副会長は、お二方とも女性にお願いをしております。以上でございます。

◇河村善一君

○議長(森隆一君)5番河村善一議員。

[5番河村善一君登壇]

○5番(河村善一君)5番河村善一。一般質問を行います。

まず始めに、彦根通園の今後についてお尋ねいたします。彦根通園は、平成9年に彦根市八坂町の旧県立短大付属幼稚園跡地で通園事業が開始され、平成14年度から豊郷町、今現在豊日中学校の前にございますが、そこに新築されたステップアップ21に移転し、事業が継続され、今日に至っています。

定員が10名に対し、現在13名が利用し、今後人数が増え、平成22年には20名、平成30年には35名の利用が見込まれ、今の施設ではまかないきれないのが現状でございます。

そこで、ひこね通園親の会はじめ彦愛犬の重症心身障がい者(児)の地域福祉をすすめるライブの会では、早急に第二の彦根通園の建設を求める要望書の提出をしてきたところでございます。

それに応じて、6月23日、ひこね通園の親の会に対し、また7月8日、彦愛犬の重症心身障がい者(児)の地域福祉をすすめるライブの会に対して、滋賀県湖東地域振興局地域健康福祉部の主催で、彦根通園の今後についての懇談会がもたれ、重症心身障がい者(児)生活介護施設(新通園施設)の整備についての説明がございました。

説明内容は、社会福祉法人「青い鳥会」(彦根学園)に運営主体を移し、平成22年4月開始までに彦根学園内に新施設をつくるというものでございました。その説明会の後、ひこね通園親の会(会長・勝間純子さん)と彦愛犬の重症心身障がい者(児)の地域福祉を進めるライブの会(会長・中村享子さん)では、会をもたれ、それぞれから彦根通園



の地域についての要望書を各市町の長および議長宛てに提出されており、愛荘町にも届いているところでございます。

その要望書の趣旨は、現在の彦根通園を残し、第二の彦根通園を新しく建設してほしいというものでございます。当初からそのように要望し、保護者はじめ関係者もそうなるものだと思っていました。

しかし、今回湖東振興局より提案された「彦根学園の敷地内に彦根通園を建設し、全員そこに移ってもらう」ということは、あまりにも唐突であり、無謀すぎるところでございます。

重症心身障がい者(児)は、病院(豊郷病院)とびわこ学園の支援なしでは生きられないのが現状でございます。彦根通園には、気管切開や胃瘻など、常時医療行為の必要な者がいます。また、障がい者の病気は、よくなるということよりも日に日に重くなっていくのが現状です。健常者でも病院、特に主治医を持つことの必要性を言われますが、障がい者はもっと密接なつながりで病院とお医者さんにお世話になっているところでございます。今年4月、豊郷病院の小児科の先生が長浜赤十字に転勤されたために、豊郷病院から長浜赤十字に入院を変えて診てもらっているという例がございました。

その意味で、今の彦根通園に入っている全員が新しい通園に移るということは、難しいと考えるところでございます。このことについて、町長の見解を求めます。

第2点、出産に悩む女性の相談についてお尋ねいたします。1年間に失われる胎児の命は、届け出数だけでも27万人、そのうち10代の中絶件数は約2,700件、実数はその2倍とも言われ、戦後64年に葬り去られた命は7,300万に上ると言われています。

ノーベル平和賞を受賞されたマザー・テレサは、今から26年前に来日された講演で、「日本は経済的に大変豊かな国だと聞いてきたが、よく聞いてみれば、1年間になんと100万もの胎児を墜胎している現実があるのに、国民がそういうことについて何とも思わない、心貧しい国だとわかって大変残念に思っています。お腹の中の赤子は、人間として「いと小さき者」です。この小さき者の命を守れなくて、どうして世界の平和が守れるでしょうか。どうか子どもへの愛を失わないでください」と訴えられました。

最近の幼児虐待、援助交際、その他命が軽んじられる事件の原点は、胎児を人間として見ず、物と同じように考え、安易な中絶を認めていることに起因しているのではないのでしょうか。マザー・テレサが来日時にたびたび訴えられたように、お腹の赤ちゃんは人間です。しかも、人間の中で「いと小さき者」の典型と言えます。中絶された胎児の一人ひとりには、かけがえのない才能を秘めていたはずで、人類にも大きな宝となるはずだったかも知れないその才能は、むざむざ失われてしまったのではないのでしょうか。お腹の赤ちゃんを大切にしていけることが、命を大切にできる原点ではないのでしょうか。

今回、町の子育て支援センター準備室がつくった「子育て応援ガイド」には、妊娠から赤ちゃんの誕生、子育てについてこと細かに書いてあります。しかし、このガイドには、妊娠に悩んだ女性が出産についてどこに相談したらよいか、全く説明がありません。ほかの地区・県では、「妊娠かっとう相談窓口」を設置しているところがございます。また、経済的理由等で出産に悩んでいた女性に対し、NPO法人円ブリオ基金センターが集めた1円基金で、全国で160人、滋賀県で4人の赤ちゃんが誕生したとっております。町では、早急に出産に悩む女性の相談窓口を設置すべきだと考えますが、町長の見解を求めたいと思います。

3点目に、平成20年度の全国学力検査の町と各学校の平均点の公表を求めることについてお尋ねいたします。昨年同様、今年も小学校6年と中学校3年の原則全員を対象に4月に実施されました全国学力テストは、8月29日、文部科学省から公表され、30日の各新聞紙に大きく報じられました。

都道府県別の正答率も発表され、滋賀県の小学校6年の正答率は、国語110.1、全国平均は115.9でございました。算数は120.7、全国平均は123.8、合計で230.8、全国平均239.7で、全国平均を下回り、都道府県別順位は41位、昨



年39位でございましたが、41位になりました。

中学3年の正答率は、国語 132.1、全国平均は134.4でございました。数学は112.7、全国平均は112.3、合計で244.8、全国平均246.7で、これも全国平均を下回り、都道府県別順位は35位、昨年42位でございましたので、若干上がったと申し上げるところでございます。新聞発表はこれのみで、市町村および学校単位の発表はありませんでした。

そこで、教育長にお尋ねいたします。地域の教育のあり方について活発な議論を生むためにも、町および学校単位での情報公開が不可欠だと考えますが、公開を求めたいと思います。

第2点、昨年の学力検査の結果を踏まえ、町および学校で何が討議され、どう取り組まれたのか。住民にわかるように発表していただきたいと思います。

第3点、今年の結果について、教育長の感想と今後どのような取り組みを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。以上3点について一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君)ただいまの河村議員の1点目の「彦根通園の今後」について、お答えをいたします。現在の彦根通園施設を存続することについてであります。ステップアップ21の一部を借用して運営している現在の通園事業は、県補助事業の重度障害者通所訓練援助事業を実施しているものでございます。

また、今回新たな整備計画の施設では、障害者自立支援法による重症心身障がい者を対象とした障害福祉サービスにおける生活介護事業を実施しようとするものでございます。

現在、実施している事業と新たな実施をしようとしております生活介護事業の違いは、サービス利用方法や利用者負担も異なり、また送迎・入浴などのサービス提供内容にも一部違いが生じてくることとなります。このような事業運営面への対応や財政面からも、施設の一元化を図っていきたくと考えております。

びわこ学園との連携についてでございますが、新たな施設整備により、事業運営主体が「社会福祉法人びわこ学園」から「社会福祉法人青い鳥会」へと変わりますが、びわこ学園との関係がなくなるのではなく、青い鳥会においては、施設開所の前年度からびわこ学園へ研修のために職員を派遣して、びわこ学園に受け入れていただき、びわこ学園のノウハウを学んでいただく予定をされておられます。

また、毎月1回は、びわこ学園から医師や理学療法士・作業療法士の派遣もお願いする方向でございまして、びわこ学園との連携を維持しながら、スムーズな移行を図っていきたくと考えています。

新施設での医療体制につきましては、看護師を常時配置していただき、びわこ学園からは月1回専門医の派遣をお願いしたいと考えております。

また、利用者が施設利用中に医療が必要となった場合は、新施設での嘱託医による対応が基本になると思われませんが、現彦根通園利用の皆さん方につきましては、豊郷病院での受診も多くございます。そのため、今後利用者の意見も聞きながら、医療体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長(森隆一君)保健センター所長。

〔保健センター所長野々村たつ江君登壇〕

○保健センター所長(野々村たつ江君)河村議員の2点目の「出産に悩む女性の相談窓口の設置を」の質問について、お答えいたします。

命の誕生、子どもを産むということは、人間にとって最も尊厳に満ちた大切なことです。この命の尊さや命の誕生などについては、市議会から質問があり、市議会から市役所までおたがいのやり取りの知識を身につける機会が与えら

については、小児科がわが子首がゆり、すくもがわが八八まじでまさまなこころじでの知識を身に付ける機会がゆりま  
す。しかしながら、社会構造や環境の変化により、産み育てることが困難な方もおられるのも現実です。  
現在、保健センターでは、保健師が妊娠から出産や子育てに至るまで、健康管理や悩み事なども含めて、指導や相  
談など総合的な見地から対応しています。また、電話での相談についても適切な対応をしておりますし、母子健康手  
帳交付の時には、妊娠期間中の不安などに対する相談対応ができることも伝えていきます。相談窓口の今日までの  
対応状況など勘案したところ、現在の方法でも十分であると考えておりますので、新たな窓口の設置については考え  
ておりません。

しかし、妊娠から出産に関する悩みについての相談窓口は保健センターであることの周知は、機会をとらまえて啓  
発していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)教育長。

〔教育長渡部幹雄君登壇〕

○教育長(渡部幹雄君)河村議員から学力テストの結果についてご質問いただきましたので、感想を述べさせてい  
たきます。

第1の感想につきましては、予想どおりでした。既に公表されていまして全国的今年の数値結果を見ましても、上位  
数件と下位数件の順位がほとんど変わらない点です。これは、従前からの私の考えでもありますが、真の学力は、  
一朝一夕には形成されないだろうとの見方からでした。やはり、学力向上には、計画的で多面的な取り組みが必要  
であることを再認識した次第です。

6月議会でも答弁させていただきましたように、秋田県や北陸は上位にくるだろうと予測しておりました。全くそのと  
りでありました。これは新聞でも報じられていますように、地域や家庭でのあり方が投影しているものと思われま  
す。塾等で学習環境が整っていると思われる大阪などの競争の激しい大都市地域は、意外にも上位グループには位置  
していないことも興味深い点です。学習には、落ち着いた生活環境が大切であると思った次第です。

さらに、世界的な学力調査でありますOECDの学力調査(PISA)でも、小国でありながら世界一となったフィンランド  
の実践や、今回や前回の日本の学力テストで滋賀と同じように地方でありながら上位の秋田県・福井県・富山県・石  
川県の実践に学びたいと、改めて思った次第です。

今後の取り組みにつきましては、基本的な生活習慣の徹底、あるいは基礎基本を大切にした学力向上に努めたいと  
思っております。

その他の点につきましては、学校教育課長が答弁をいたします。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)全国学力・学習状況調査につきまして、河村議員のご質問にお答えいたします。

去る8月29日に、今年度の全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。既にご存知のとおり、この調査の狙  
いは、1つ目には、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育および教育施策の成果と課題を検  
証し、その改善を図ること。2つ目に、教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育および教  
育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通して、教育に関する継続的な検証  
サイクルを確立すること。3つ目に、学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状  
況の改善等に役立てることとなっております。

教育委員会におきましては、昨年度と同じように、国・県の指導に従い、学校間の序列化を防ぐため、また、児童生  
徒の過度の競争を避けるため、学力の一部である数値を伴った結果の公表は、ない方針でございます。ですが、町と

しての学習到達傾向、今後の課題等については、昨年と同様に分析をし、公表をしていきたいと考えております。また、学校におきましては、十分分析をし、学校教育の取り組みをお知らせしていきたいと考えております。しかしながら、膨大な資料のため分析までには時間がかかることが予想されます。

次に、昨年度の学力・学習状況調査結果を踏まえ、各学校におきましては、各校の実態から今後の取り組みについて、小委員会・教科部会・研究会・職員会等で細かく分析をしております。その分析を元に、各校のより伸ばしていけること、克服していかなければならないことを明確にし、今後の学習・生活に活かしていける、学力向上につなげる取り組みを行っております。学力のみならず生活も見直しをし、折りに触れて保護者にも通信等でお知らせし、協力もお願いしております。

今年度も学校の分析と町全体の考察をあわせ、校長・担当者による会議を持ち、具体的な手立て等について本町としての取り組みを出していく予定をしております。ご理解いただきますようお願い申し上げます、以上答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)5番河村善一君。

○5番(河村善一君)再質問をさせていただきます。

彦根通園のことにつきまして1つ。びわこ学園の理事長は、山崎先生というお医者さまでございます。びわこ学園の場合は、6名のお医者さまを抱え、重度の心身障がい児を診ていただいているわけですが、そういうように医療的な立場で診ていただいていることが非常に多いわけでございます。箱物をつくって、そこコッパッと行ける状態の子どもたちであればいいのですけれども、現実には、なかなか難しいということが、実際そこに慣れるまでにはかなりの時間がかかり、いかに親の苦労があらうかと考えるわけでございます。

そういう意味においては、今後10月に話し合いを持たれるようなことを少し聞いておりますけれども、十二分に親の意見を聞いて対応していただくようお願いしたい。絶対入ってもらおうのだということになると、やはり保護者の反発を招くだろうと考えるのです。なぜかと言ったら、今まで今日培ってきたびわこ学園あるいは豊郷病院、お医者さまとの関係というのは、非常に信頼関係と言うか、もう介護の、この人が来てくれるといいけれども、この人だったら難しいと子ども自身が認識してしまう。親というより、その子ども自身が認識してしまうというような現実もあるわけですから、一気に急いで全員を入れるというのは、私は困難ではないかと考えておりますし、そのことについて今後どのように対応をされていくのか、今後の計画があればおっしゃっていただきたいと思っております。

あと、第2点の子育て支援、あるいは相談窓口についてですけれども、平成18年滋賀県では、実数が出ておまして、2,672人の方が中絶されたということの数が出ております。経済的理由、いろいろ理由があらうかと思っております。この2,672人の方が、もし経済的理由とか、いろいろなことで救えるならば救えるのではないだろうか。今、相談窓口が設けられていますからどうぞということだけではなくて、やはり積極的に救うということが必要ではないかと。

10代では261件という、これは厚生労働省からの統計で、平成24年からずっと統計をして3,657万7,371人、その約2倍から3倍いると言われるわけです。3倍いるとしたら1億人を超えてしまうわけで、非常に大きな人数のそういうことがあるわけで、何とか我々としては救うことはできないかという、心構えと言うか、その必要性があるのではないだろうかと思うのです。

目に見えないから知らないふりをしていいのだろうかというようなことで、やはり悩んだらどうかという、この子育て支援ガイドがあるわけですが、何もそこについてはふれられていないから私は言っているわけで、そういう相談する窓口、あるいは何とかそういうことについての、子どもを授かって、喜びにあふれて、経済的な理由が第一に多いだろうと思うので、そういうところを何とか救えないだろうかというようなことで、今後考えてもらいたいと思っておりますし、そのような点を求めたいと思っております。

あと、学力検査ですが、最近、非常に大阪の橋下知事が、大阪府下の教育委員会で公表するように言って、

やはり私は、教育委員会にとどめているだけでは議論は進まないだろうと思うのです。やはり何らかの形でもっと、教育委員会の中で取り組んでいるだけではなくて、できるだけ多くの方に、できるだけの公開をして取り組んでもらえるように求めたいと思いますし、昨年どのようなことをされたのかということが具体的な目で見えてこないのので、学校職員会で話をされているけれども、もっとこのように取り組みましようとかいうところのものを、もっと積極的に発表してもらおうようなことを求めたいと思いますけれども、そのことについて質問いたします。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)今ほど再質問をいただきましたわけは、ご学園との関係、それと保護者会への説明というようなことですが、先ほどもご説明申し上げましたように、22年度から開設を目指しているわけですが、その前年の21年度に、現在の彦根通園の現場へ、実際の新施設へ主任クラスで担当される方を、1年間研修に派遣をしていこうというようなことで、青い鳥会のほうが計画をなされております。そういう点についても、今日まで打ち合わせをして、できるだけスムーズに移行できるようにということで、そういう計画になっているところでございます。

それと、保護者への説明、あるいは話し合いの場を設ける予定ということで、議員の方から10月というなお言葉もございましたが、現在、何日という日までは決まっていないのですが、10月に開催をさせていただく予定をいたしておりますので、説明をして、十分な話し合いを持っていけるように、進めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)出産に悩む相談窓口の関係でございますが、先ほど河村議員のご指摘のありましたとおり、子育て支援センター準備室ができて、現在、子育て関係の事業につきまして冊子にまとめさせていただきました。それらは事務局の方でまとめておりますので、今後精査しなければならない部分もまたあろうかと思えます。

ただ1点、妊娠からスタートさせてもらった書き方をしております、その一番最初には、妊娠したらこういうところへ相談をくださいよという感じからスタートをさせてもらっておりまして、妊娠にあたっては保健センターの相談窓口ということで明記はさせてもらっております。

ただ1点、先ほどのご質問にもありましたように、妊娠前からの問題点もあろうかと思えますので、そういった部分については、現在子育て支援センターの検討会を設けさせてもらって、今後の子育て支援センターのあり方等を検討いただいております。

そういった中で、今後、どこら辺から子育てにかかわっていくかということも含めまして、答えを出していきたいなど。そういった中で、新たな冊子等をつくっていけるのではないかなど。そういった機会をとらまえて啓発を図っていけたらというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほう賜りたいと思います。以上です。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡辺幹雄君)先ほどの学力テストの公開のことですけれども、ご案内のように、学力テストは小学校の6年生の国語と算数、中学校3年生の数学と国語であるのですが、その結果の数値だけが一人歩きするというのが心配されるわけでありまして、実はこれは学力テストと学習状況調査でありますので、睡眠時間がいくらか、いろいろな項目がございます。だから、それを多面的に研究しなければ、国語と算数の結果だけで優劣つけられて、この学校はいい、悪いというふうになると、それだけで評価をすると、ちょっと学校教育も歪められる方向にありますので、そこは教育的な配慮から、先ほど申し上げました公開できる分については公開をいたしますが、今後とも、諸般の状況を踏まえながら、研究を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

◇久保田九右衛門君

○議長(森隆一君)8番、久保田九右衛門君。

[8番久保田九右衛門君登壇]

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。一般質問を行います。

農業問題についてですけれども、町長に、本町の今後の農業施策についてお聞きします。私の質問はいつも農業関係の質問が多くなっておりますが、どうかよろしくお願ひします。

今年に入りまして、油類・肥料・運送費、その他の物価が軒並みに値上がりしています。しかし、米の作柄は、先日の発表によりますと、全国平均作況指数が103と、今年も豊作というような結果が出ております。そういったことにおきまして、またも今年も豊作ということで、米価が下落するのではないかと懸念があります。そういったことにおきまして、昨年の一俵当たりの生産費は、一俵に対して1万6,800円かかっております。しかしながら、農協の買い上げは1俵が1万3,000円前後、これは最高の値段で1万3,000円前後です。この両方の価格を見比べて、町長さんはどういうことを感じておられるか、感じをお聞かせ願ひたいと思います。

それと、去年の生産費は1万6,800円ですけれども、来年になれば、この生産費がぐっと上がるのではないかと、私はこういうように感じております。というのは、去年は、まだ肥料もあがっていなかった、油もあがっていなかった。それでも1万6,800円かかっている。ところが、今年になって肥料・油がものすごくあがって、倍近くになっております、油も肥料も。そういったことにおいて、1万6,800円生産費は2万円近くになるのではないかとというような感じを受けておるのが、私の実感でございます。

そして、米だけの生産費の上昇だけではありません。野菜・麦・大豆、それに牛乳ですね。乳牛を飼っておられます。それもトウモロコシの値上がりということで、相当コストが高ついております。すべての物が、農作物の生産費が高騰して、とてもじゃないが採算が取れないというのが現状でございます。

こういった状況で、どんどんと農家戸数が減少し、農地が荒廃するのではないかと、私は本当に心配しております。今まで述べたのが、私の本当の実感でございます。

そこで、町としても、何らかの手立てをしてまいり。せっかくほ場整備で立派になった美田を、どうして守っていくのかと。ほ場整備をして、初めの5年、10年はめかるんで、トラクターやコンバインが沈んで大変困ってございました。そうかと思うと、地味(ちみ)が少しもなくして石ころだけの田んぼが、やっと20年、30年経って本当にりっぱな田ができた。これがまた、こんなええかげんな農業施策というか、採算の取れない農業施策において、美田が雑木林に変わっていくのではないかと、本当に心配をしておりますところであります。町長の今後の農業に関する考え方をお聞きします。2つ目に、子どもたちの朝食についてでございます。近年、幼稚園児や小・中学生、先ほども話が出ておりますが、小学生・中学生・高校生の朝食をとらない子どもが大変多くいると聞いています。学校へ行って、お腹が空いて運動や勉強に集中できず、学力の低下の原因になるのではないかと。先ほどから、河村議員なり吉岡議員の質問にも教育長から答弁もありましたように、いろいろと学力の問題もありますが、この間の、先ほど出ておりました全国の学力テストの結果でも、やはり朝食を取っていない子どもの成績は非常に悪いという結果が出たそうです。

先ほどもちょっと教育長からも話が出かかっていたけれども、止めていただいたような形だったと思いますが、我が町としては朝食の必要性を学童たちに教えているのか。とるのが必要だということを教えているのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

朝食をいろいろな家庭の状況でとれていない生徒に対して、学校としては何らかの手立てを考えておられるのか。その2点を、朝食についてお尋ねしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。以上、質問を終わります。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)久保田議員のご質問のうち、農業問題についてお答えをさせていただきます。

農業を取り巻く環境は一段と厳しく、米価下落の中でがんばっていただいております農家に対しまして、またさらに鞭打つように、今年も、先ほども申し上げられていましたとおり、燃料・肥料・農薬に加え農機具まで値上げされるという状況であります。米や麦の生産コストに比べ、農協や政府の買い上げ価格が極端に安く、これらの主要産物において赤字が出るようでは、農家の意欲は減退し、作り手が離れていき、農業に対する希望も失われてしまう由々しき事態であります。また最近、外国産汚染米の不正転売が大きな問題になり、流通経路に対しまして不信感が広がり、国全体が大きく揺れ動いている情勢でもあります。

私は、6月議会でも申し上げましたように、農業は、国民に安全な食を供給し国土保全を図るという重要な産業であり、経済論理だけでは語れない、保護していくべき産業であるという認識は、今も全く変わっておりません。また、石油価格1つをとりましたが、現在のグローバル社会の中での変化が地域の農業に大きな影響を及ぼして来る時代であり、農業を取り巻く環境はあまりにも舞台が大きく、一地域で対応できる代物ではありません。したがって、農業の基本的なあり方は、国家の重要な戦略として明確に樹立されるべきと考えます。

そのような中で、自治体や関係団体・集落は何を担うのか、ビジョンを示すべきと考えますが、町といたしましては、県下で唯一の宮農機械に対する補助券制度の運用や、農地・水・環境保全向上対策事業など各種振興施策を予算化し、適切な執行に努めているところでございます。

また、国では、農家への肥料や燃料の高騰対策として、8月末に政府与党がまとめました緊急総合対策の一環として、費用増加分の一部を補てんする補正予算を打ち出すこととされておりまして、選挙が間近でありますけれども、その動向を注視しているところでございます。

ところで、26年前の1982年の農水省予算は3兆7,000億円、国予算に占める割合が12%あったが、20年度予算におきましては、これが2兆6,000億円、国予算に占める割合は6%と半減している状況であります。来年度の概算要求においては、徐々に農水省予算のシェアを上げたいとしております。その一環として、減反を解消し、水田フル活用方策として、米粉や飼料用米による生産調整を行い、作付けを拡大した場合、一反5万円を助成する制度を設けると伝えられているところであります。

これらの国の対策に対し、地域でできる農業対策として、私はその地に適した特色ある地域農業を発見すること、また、地産地消を促進する農産物直売所などは有効かと思っております、JAなど関係機関と協議をまじめているところでございます。以上でございます。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)子どもたちの朝食について、久保田議員のご質問にお答えをさせていただきます。平成20年度における全国学力調査の結果において、毎日朝食をとっていると答えた子どもの率は、全国平均87.1%、本県では87.4%であり、どちらかと言えばとっていない子どもの率は、全国平均3.7%、本県平均3.3%という結果でありました。

議員ご指摘のように、朝食をとらないと、学校へ来てもお腹が空き、勉強や運動に集中することができず、結果として学力の低下につながるとされております。このことから、秦荘学区の小学校におきましては、ランチルームで全校児童が給食を食べておりますので、この場所において食の大切さを指導しております。また、愛知川学区におきましては、毎月の給食献立表で食の大切さを保護者に知らせる取り組みも展開してもらっておりますほか、栄養職員が給食の時間などに学校へ出向いて、子どもたちに食の必要性などを教える機会も持たせていただいております。

どうしても朝食抜きとなる子どもへの対応でございますが、プライバシーの関係もあり、すべての子どもたちに確認することはできませんので、保護者に対しては、成長期の子どもであることや、水泳・運動会等々体力が必要な時期には、折に触れて学級通信等をお願いをしているところであります。直接子どもに対して朝食を与えるといった対応はしておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)久保田です。再質問を行います。

まず最初に、農業問題ですけれども、町だけで米価を上げよ、生産コストを下げよとは、それはなり得る話でもございません。しかし、この問題にせよ、3月議会に質問させていただいた担い手の質問ですね。その時も国の方に強く要請するとの答弁でありました。私の3月議会の質問は、認定農家・専業農家に補助金をもうちょっと出せないものか、営農組合組織には補助金は何千万円出ているけれども、個人には出せないという答弁で、国の方へ何とかもっといういろいろな方法で要請をするという答弁をいただいておりますが、国の方へ要請をしていただいた時期や、それに対しての答えを、半年前の質問でありましたから、もうまた何らかの要請と答えが出していただけるものかと今日はちょっと期待をしておりますので、町長さん、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

それと、朝食の問題ですけれども、いろいろ本人のプライバシーの問題もあろうかと思えます。しかし、どこかの県だったと思いますが、学校によって、朝食を希望される方は、おにぎりとかパンとかを、多少学校へ早く来て食べさせておられる学校もあったか、なんか新聞かテレビで聞いたような気がしますので、もしそういうことができるようなら、そういうことも必要ではないかと思えますので、その辺、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)3月議会の時に担い手対策のお話が確かあったように思いますが、その後、国はかなり横断的対策とかいろいろな対策を講じて、かなり対応をしたということがございました。

そういうこともあって、特に書いた物で要望したりとかはいたしておりませんけれども、国に対する国会議員等には、こういう話題を時おりさせていただいているところでございます。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡辺幹雄君)久保田議員のご質問にお答え申し上げます。

日本農業新聞がここにあります。「朝食をとる子、好成绩」というのがあります。学力向上で名を馳せた立命館大学で、今、教授をされている蔭山先生という方がいらっしゃるのですけれども、この方が立命館産業論集の中で、ご飯を食べる。5色とか、いろいろな種類の物を食べることが学力向上につながっているということ、この論文の中でも述べていらっしゃるのですけれども、これは先ほど申し上げたように、基本的な生活習慣がきちんとできるということは、学力に結びつくことがいろいろなところで裏付けられているのですが、ただ、家庭の協力や学校の協力がないと、「早寝や早起きや朝ごはん」という運動もやっているのですが、徹底できない部分がありますが、今後引き続き、校長会・教頭会を通して、そうした基本的な生活習慣が身につくように、指導もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩をいたします。

休憩午後2時38分

再開午後2時55分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇森野榮次郎君

○議長(森隆一君)11番、森野榮次郎議員。

〔11番森野榮次郎君登壇〕

○11番(森野榮次郎君)一般質問を行います。1点目、道路新設改良事業にかかる指導事務について。ここでお尋ねいたしますのは、長野西・長野東両集落北部に新設される長野外周道路の設計内容を通して、気づきました点に



ついてお尋ねをいたします。

長野外周道路3号線、この3号線と書かせてもらいましたが、あとで担当の主監から伺いますと、3号・4号となっているようですが、本年度予算に調査設計費を、6月議会では町道としてお認めいただいた路線で、多年の宿願がかない、両区関係者一同、深く感謝しているところであります。

既に1号線は、外周道路本線と現県道の接続のための支線で、幅員5mの生活道路であります。集落の西部、人家沿いに約200m、各位のご尽力で既に竣工し、供用開始されています。

2号線は、西部開発道路(県道神郷彦根線)より町道長野出町線までの約300m、集落に密着しての法線であり、大変困難を極めました。これまた、設計・用地買収・曳家工事(農舎3戸)、かんがい用ポンプの移転交渉も、おかげさまでこの春には遅滞なく終了し、この秋終いの工事開始を待つばかりの状況にまでこぎつけていただきました。このうち100mばかりが、途中でお願いいたしました防火水槽工事のため出会い帳場となり、工事期間が多少ずれるとのことであります。年度内竣工を目指して、引き続きの施工を切にお願いするものであります。まず、工事の無事を祈るとともに、町担当課をはじめとする関係各位の今日までのご尽力に、心より感謝するものであります。

3号線は、町道長野長野出町線より東、長野東領に入り、県道愛知川彦根線(パチンコクラウンの裏)、国道8号線(勝美自動車横)に至る長大スパンであります。延長は約1kmあろうかと思えます。そのうち長野西領内は約200mであります。先線との関連もありますが、今回の質問は領内に絞ります。

2号線と3号線の接点は、長野長野出町線の十字交差点であります。2号・3号と言いますが、あくまで工事区間のための便宜的な呼称で、両線とも連続した1つの道路であります。長野の集落を出外れたところが、幅員9尺の嶋田川であります。工程そのものは2m前後であり、川を越えたところで新線は町道長野長野出町線と十字交差をするわけであります。

長野長野出町線は、嶋田川を越えると道路改良をされて幅員が6mの道路になります。集落内は道路改良されていませんから、もともとの里道幅で9尺ぐらいであります。ヘビがカエルを飲んだように、急にポコンと西側に2mほど膨らむわけであります。両側は人家でありますから、交差点になったからと言って、角切りはできません。

したがって、嶋田川までは、集落内から出るまでは見通しゼロであります。集落内ですから生活道路であり、自動車も農耕車もひっきりなしに通ります。歩行者も自転車も老人車も、三々五々通行されますし、通学路でもあります。

この2号線は、町当局のご指導と住民各位のご指摘に基づき、長野唯一の排水路であり、百々町を含む北田400反のかんがい用水路であります。かような状況で、嶋田川は管理面、特に膨大な一気水対策からも開渠にし、2m歩道は100mおきに設置される生活道路との接点から、交通安全上、川を越え平行して集落よりの南側に設計をされております。

さらに、長野集落から出町に向かう車輦や人たちが、2mの川と2mの歩道で一定の見通しが持てるという考えもあったのであります。

8月に提示された設計案では、その3号線が川を暗渠にしてなお、片側3.5mの対抗車線を取るというものであります。これを提示された地元の役員諸氏の反対で、撤回はされましたが、それによると、道路センターは車線幅員3.5m超え、4m食い違っております。常識では判断できない道路構造であります。

その修正案、川を暗渠にするというのが反対でありましたから、修正案が再度提示されたのを拝見しました。あくまで、叩き台であるとのことですが、嶋田川は開渠化されましたが、歩道を2号線とは反対の北側に移され、嶋田川沿いが車道であります。集落を出、橋を渡ると、すぐ右手が3号線の左車線であります。即そこに車があるということになります。2号線は川の横に2mの歩道でありますから、必然的に道路センターは2m食い違います。どちらから走ってきた車も、6mの町道範囲内でハンドルを右か左に切って、進行方向の修正をしなければならない。事故必至の道路であると言わざるを得ません。

湖周道路以前の古い記憶であります。守山から草津に向かう、通称メロン街道で道路センターが何メートルか食い違っているところがありました。事故は多発したと聞いております。修正を重ねられたようでありますが、地図では今でも、軽微ではありますが、変な形で迂回をしています。用地買収等にかかわって、かような設計になったとも考えられます。ご苦労は拝察いたしますが、問題は、道路新設改良事業における町当局の指導事務であろうと思えます。

そこでお尋ねをいたします。町道の新設ならびに改良の事業推進方策についてであります。認定された道路は、多少問題があっても強行するのか。いずれにしても安全第一で対応されるのか。地元の要望が最優先され、問題点の説明・理解は二次的な扱いとされるのか。このあたりが、事業推進方策についてお尋ねをしたいところであります。2点目であります。今ほどもお聞きいただいたとおり、2号線では右側にあった歩道が、6mの町道を越えると、反対の左側に移るわけでありまして。どちらにでもつければよいと。人命尊重であるとか、安全第一の発想で検討しておられるのかどうかという点であります。

3点目であります。河川の暗渠化については、環境保全や雨水対策等々から、できるだけ避けるべきであると考えます。そのことについて、いかがお考えであるか。

4点目であります。町道を新設される場合、今ほど事例としてあげさせていただいております長野外周道路のように、片側車線3.5mで右左で7mであり、2mの歩道が規格であるのか。さらに、費用対効果等、状況に合わせて狭めるとか、その辺の対応はいかがお考えか。

5点目であります。新線と長野長野出町線、今ほどお聞きいただいたとおりであります。その交差点の安全対策はどのようにお考えであるのか。

6点目であります。これもお聞きいただいておりますように長野西領を超えると長野東の領域に入りますが、東西両長野の間の外周道路にかかわる地元レベルでの事前協議はされているのかどうか。お聞きいただいておりますとおり、工事区間ごとに、歩道位置が変わったり、道路センターがぶれるような道路は、大変困ります。全線一貫してこそ、完全な道路であります。そのための事前協議はどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

7点目であります。これは全く長野西ではなし、長野東領内のことであります。パチンコのクラウン裏の新線区間約400m、先ほどもお聞きいただきましたように、4号線ということになっているようでありますが、そこは暗渠とされると聞いていたが、いかがでありますか。

8番目、それが暗渠化された場合、今年の8月末の集中豪雨の事例もございまして。降水量何ミリまでの降雨に耐える構造に積算されているのかをお尋ねいたします。

2点目であります。読書のまちづくり推進についてお尋ねをいたします。今年6月議会で可決成立いたしました読書のまちづくり推進決議は、総合行政としての取り組みを求めたものであります。そのアフターについてお尋ねをいたします。

1点目、推進体制、推進母体について。2点目、年次計画について。3点目、本年度後半の具体的な推進方策について。4番目であります。プラン・ドゥ・シーであり、評価の観点についてどのようなものをお考えになっているのか、お尋ねをいたします。以上であります。

○議長(森隆一君) 農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君) 森野議員の道路新設改良事業にかかる指導事務について、お答えをしたいと思います。

町道長野外周線は、長野の西外周道路推進委員会にて、10数年来前から請願事業として計画された念願道路でございます。1号線に続きまして2号線、その先線の3号線の道路改良計画があります。

今ご質問にありました2号線と言いますのは、神郷彦根線からパチンコクラウンの裏の道路に突き当たる道までを2

号線と言います。4号線というのはありません。そして、県道の彦根愛知川線から勝美板金までの分を3号線と言いますので、よろしくお願いいたします。

そのうちの1号線につきましては、若干の問題は生じましたが、区民および関係各位のご理解、ご協力のおかげで、平成19年度に無事完成をいたしました。平成20年度には、2号線の改良工事に取り掛かろうと設計中ですが、途中、防火水槽設置の決定もされましたので、工期的なことから設計に苦慮していたところでございます。

しかし、自治会と協議の結果、結論として、工事が出会い帳場になるため防火水槽の設置は21年度に先送りしようということになり、ただいま最終の設計積算を終え、入札の準備をしているところでございます。

ご質問の1点目、事業推進方策について、そのうちの「認定された道路は、多少問題があっても強行する」については、強制執行ではありませんので、地元と行政側が十分にお互い納得しないと、工事着手は絶対いたしません。すなわち、お互いの合意が成立し、両者が納得できるまでは、計画の練り直しをするということになります。したがって、設計内容の確定がするまでは、数年でも工事着手しないこともあり得るかと思えます。また、交差点等も安全第一に撤すために、集落の合意を得ることになります。

「地元の要望を最優先し、問題点の説明・理解は2次的な扱いか」ですが、地元の要望までできるだけ聞き入れるようにしていますが、行政側も経費節減に努める必要があることから、決して100%聞き入れるものではございません。また、説明会や役員協議をできるだけ多く開催し、説明や意見の交換をし、質問や意見がない場合は、理解してもらったものと解釈し、結論づけております。

次に、「片側歩道については、どちらでもつけばよいのか。人命尊重、安全第一の発想で検討するのか」でありますが、もちろん人命尊重、安全第一と考えて計画路線の素案づくりをして、自治会に提示しております。決して無視等もいたしていません。必要に応じて、公安委員会とも協議いたしております。歩道については、どちらに設置してもよいというものではありません。自治会として、町として、最も効果があると思われる素案を提示いたしますが、よほどでない限り、自治会側の利便性を尊重いたします。

ちなみに、基本的な歩道の設置につきましては、道路構造令の規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の幅員等の構造を決定していきます。

次に、「河川の暗渠化については、環境保全や溢水(いっすい)対策等々からできるだけ避けるべきであると考えますが、いかがですか」ですが、河川の断面にもよりますが、考え方によって一長一短あると考えます。例えば、自治会においてピオトープ構想があったり、川辺景観形成や生態系保全を大切にしておられる自治会については、開渠が絶対条件になりますが、特に増水時などの転落事故等を重要視される自治会においては、暗渠の方を選択される場合もありますので、一概にどちらとは言えません。あくまでも自治会の判断にゆだねます。

溢水対策だけを考えますと、暗渠水路の断面を上流部からの流量計算をした上で、河積断面より大きくすればオーバーフローはありませんし、ところどころにグレーチング柵を設けますと、清掃活動もできます。川ざらえも簡単に済み、悪臭も発生いたしません。実例といたしましては、長野南から川原に向けての普通河川がそうですが、違和感はないと思われれます。人命尊重を考えるなら、現状では暗渠がとありますが、アドバイスはいたしますが、判断は自治会にお任せいたします。

次に、「町道新設の場合、長野外周道路のように片側車線3.5mで7m、歩道2mが規格か」ですが、長野外周2号線は7mではなく、道路構造令上、第3種第4級道路として設計いたしております。したがって、片側2.75mで有効幅員5.5m、プラス路肩、別途歩道は1.8mで設計いたしております。

また、「費用対効果等状況に合わせての対応まいかがか」でありますが、どのくらいの道路幅員で、どのくらいの交通量があり、どのくらいの歩道が必要か等を費用対効果として勘案した上で、あわせて公共工事の計画・設計の見面し、公共工事発生の効率化、工事構成要素のコスト削減、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上、T

事における社会的コストの低減なども勘案して、費用対効果に対応しています。

次に、「新線と長野百々町線との交差点の安全対策は」でございますが、当該交差点につきましては、長野西役員および地権者等と、平成18年8月10日を皮切りに10数回の協議を重ねてまいりました。当該交差点につきましては、同年10月20日に、当時の区長・副区長さんおよび地権者と現場で交差点協議をし、後退線を決定した経緯がございます。

その後の交差点設計におきまして、交差点が食い違いになることが明白になり、町で交差点の法線を変更するための素案図面を提示し、自治会役員さんと協議を行いました。しかし、「嶋田川を暗渠にして集落側へと法線を送ることは絶対だめ」との回答を得ました。その結果から交差点が食い違いになることが、公安委員会との交差点協議に通るか懸念しているところでございます。この件は、会長はじめ役員さんは、了承済みでございます。

このままの交差点ですと、公安委員会で協議して、2方向もしくは3方向一旦停止はもちろん、ゼブラ線で道路を絞り込み、夜間はチャッターバー等により、交通安全に努めることになると思います。交差点に支障になる家屋の補償は、相当額の補償費が必要ですので、無理ではないかと思えます。

今年度の2号線は、嶋田川を越えたSP2、2つ目のカーブの真ん中までですが、そこまでの約240m間を施工する予定で、現在入札の段取りを進めております。当該交差点までは残り約100mですが、某企業の用地買収が困難なこと、交差点が食い違いになること、食い違いを避けるためには民家があり、民家一戸の移転補償が困難なことなどに遭遇したことから、課題を払拭するために、地元と再検討しなければならない局面にあたったと思っております。

次に、「現在、長野西と長野東の外周道路にかかわる事前協議について」ですが、地元説明するには、平面図・縦横断面図・構造図・丈量図等の詳細がわかるものが必要ですので、1月20日を工期として、現在、業者委託をしておりますので、でき上がり次第、地元事前協議を行う段取りでおります。

現在提示している図面は、素案の素案でございます。決して確定ではありません。詳細設計が素案としてできた時点には、全員協議の中で最良の施設設置を見いだす考えでおります。そして確定します。その節はよきアドバイスをお願いしたいと思います。

その中で、もちろんセンターのぶれや歩道の位置も協議いただくこととなりますが、長野東は、長野西が歩道を北側につけるなら北側でもよいとの了解をいただいております。

次に、「長野東領内のクラウン裏の新線区間400mが暗渠化と聞いているが、いかがか」でございますが、叩き台図面を作成し、長野東自治会に協議した時は、費用対効果から用地買収が少なく済むように、歩道の下を暗渠化した河川にする図面を提示しております。このことに反対意見はありませんでしたので、現在作成中の詳細図面でも暗渠化の計画でおります。

河川断面につきましては、まず流域の調査、下流の河川断面を調査し、河床勾配、流速、降雨が集水区域の最遠点から流下してくるまでの流達時間、構造物の粗度係数等によって降雨強度を計算し、断面確定をしていきます。滋賀県の場合の降雨強度は、土地改良ができていなくても、付け替え水路は10年確率で、時間雨量90mm程度に耐える積算をいたします。ちなみに嶋田川につきましては、47mm程度でございます。以上ですので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)図書館長。

○図書館長(山田登美子君)森野議員の2点目のご質問、読書のまちづくり推進についてお答えいたします。

読書推進に関して、行政の責務は読書環境を整えることであり、その一環として図書館の活用の助言や、読書する力を育むと考えられるきっかけづくりをすることにあります。

まちづくりは人づくりと言われますが、豊かな文化的教養を培い、自己を見つめ、責任ある行動ができる自立した個人が育ち、また、それぞれ的人格が高まっていくために、読書が大きな役割を果たすものであります。

しかし、私たちの日常生活では多忙を極め、家庭生活においても、ややもすると活字離れや一過性の情報摂取に偏る傾向にあります。文字・活字文化を大切にする考え方や、言葉を操る能力が伝承されるまちづくりの中でこそ、著者と対話し、自らを高めていく読書という行為を、楽しむ人が育つものと信じます。

そういったことから、読書を大切にする町であり続けるための仕掛けとして、将来、町民による推進団体をつくり推進していくべきと考え、町民本位の組織づくりに取り組むのが、読書環境を整備する中で重要と考えております。

今回ご質問いただきました①推進体制、推進母体について、②年次計画、④評価の観点については、今後、町・教育委員会事務局で検討し、課題の整理、計画策定をしてみたいと考えます。

また、総合的な計画・実施に取り組む段階ではございませんが、本年度後半の事業で、読書のまちづくり推進へ結びたい事業として、次の計画をしています。

①図書館事業の推進。貸出等、直接資料を提供するとともに、図書館に出向いていただけるコンサートなどの事業を行います。

新しい取り組みとしては、資料への興味を高めてもらう高齢者対象、音読教室。子どもとともに絵本や遊びを体験するふれあい教室。学校等地域の協力者を増やすための読み聞かせ講習会を予定しています。

②子ども読書推進計画策定の取り組みとして、学校、子どもの生活と深くかかわっている施設における読書環境の実際を把握し、課題を整理します。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)再質問をいたします。

何となくはぐらかされたというような感じで、両方ともストンと落ちないのが現状であります。まず1点は、今の道路新設改良事業についてであります。あくまで叩き台と言われ、さらにまた「素案中の素案である」と注釈がつけられたわけですが、素案中の素案であり叩き台であると言われるのは、担当職員一存の尺図なのか、一応検討された結果のものなのか。例えば、これが「もうこれでいいですよ」ということになって施工された場合には、町で設計された道路であり、事故対策については十分ご検討いただいているというふうに理解をするわけだが、その辺について1つです。

2点目は、私の見せてもらった図面では、歩道の位置が右から左というのか、左から右というのか、とにかく全く違う側にセットされているわけだ。道路センターは、担当の職員さんの説明では2m違う。交差する道路幅員が、長野長野出町線の場合には、その交差する部分からは6mになり、その向こうが旧来の里道でありますから、9尺幅と理解しているのだが、まあまあ3mと言っているのか、その程度だ。両側に人家があって、見通しは集落から出てくるとゼロである。最初の見せてもらった図面では、その出たところが川なのです。その川が、3号線というのか、2号線の向こう側というのか、そこが車道になっている。そして、これはだめだということになって、川は開渠にして、今度は左側が車道になった。

はっきり言えば、交通事故の発生原因と予期される要因が幾つか幾つか重なっているわけです。道路センターが1mか2m食い違っていると。例えば、現在の県道と中山道、沓掛地先にあります。あの道路も、センターは2mぐらいは食い違っていると思う。ところが、あの場合にはもうその道路センターが食い違っているだけだから、まあいいのだけれども、片一方はまかに3つも要因が重なっている。

仮に叩き台であり、素案中の素案だと言っても、町の担当課で作成された図面が、これだけ交通事故が予想される、発生原因となるかも知れないようなことが3つも4つも重なっている設計図を作成されるというのは、果たして町道新設の場合の指導事務として、いかがなものかと思う。その辺についての指導の経過というのか、その辺をまず2目にお尋ねしたい。

「こりゃだめだよ」と言ったら、「ああそうですか、じゃあこっちへ変えます」と、変えたところが、歩道がコロッと反対側に行っていて、もうそれが同じあなたの言う言葉で言ったら、私に2号線と3号線の違いだと言ったら、そのままだと

と。東長野さんのほうは、長野が北につけるのなら北、南だったら南でもいいとおっしゃっているというのは、今初めて聞いたけれども、そういう性質のものじゃないと思う。東長野も、恐らく生活道路との結びつきというものを考えられると。その時に生活圏は南側です。その辺でやはり、これは生活圏と結びつかなければだめだという、その指導事務がなぜ入らないのか。そういうあたりを、きちんとした一貫したものをしなければだめだと、そういうふうにするわけです。

こればかりじゃべっていると、あと10分ですから、今度は読書推進の方へ行きます。読書推進で山田館長、大変きれいなお声で、立て板に水を流すごとくご説明をいただいたので、ついうっとりと聞き惚れていたのだが、はっきり言えば、お答えいただいている状況で言えば、この秋、今年度後半の計画はまだ何もないということ。

そして、町と教委との協議で、具体的な計画はまだ煮詰まっていけない。早く言えば、6月議会で可決設定されても何も決まっていけないと、こういうことになるのではないかなど。つい聞き惚れたものですから、その程度しか把握していない。

それと、もう1点申し上げたいことは、6月に私が提案させていただいたのだが、学力向上方策を原点としてお尋ねした。それは、昨年度の学力テストが叩き台で、土台になってお尋ねをしたわけです。

ところが、先ほど河村君からのお尋ねだった時に、お答えいただいたのは去年の12月議会にお答えいただいたのと、まあまあまとんと判で合わしたように同じことなのです。あなたがおっしゃった「一朝一夕にできるものじゃないんだ」と。これはもう全く私も同感なのです。ところが、そのあとですよ。あなたのおっしゃったお言葉の中で言うなれば、どこだったかメモをしたのだけれども、とりあえずは、地域や家庭のあり方が投影していると、こういうことを言われる。全くそのとおりと思う。

その中で、学習状況調査が、そのことで久保田君が朝食の問題で、あなたご丁寧に出典を農業新聞だとまでご紹介されたけれども、そこまでの親切があるのであれば、ほかにもいくつかあるわけですよ、その項目が。農業新聞の記者は、それだけ見て、その日のあくる日にボッとあれだけの記事を書いているのだ。学習状況調査で、去年の教育長も担当課長もゴロツとかわっていますから、あなた方お二人はご存知ないかも知れないけれども、今ほど言ったように、全く同じようなことをおっしゃっている。「あと十分精査して、分析調査してお答えします」と。

ところが、今日の今日まで、議会には何らその結果を聞かせてもらっていない。あなたの説明の中でも、「議会には言う」とは言わない。校長会に言うだけだと。今度の場合に、1年経ってもなしのつぶては困る。はっきりと議会に、こういうように分析調査して、抜本的に、去年のお答えを思い出した。「抜本的な学力向上方策はお知らせします」と。私は、学力テストで何点、何点というようなことは、今ここで聞いても仕方がないと。ただ、鳥取県か島根県かどちらかですよ。「開示しなさい」と言う知事の命令で、「私はしない」と言ったのが教育委員会とPTAなのです。自分らが叩かれるのがいやだから、反対しただけです。こんなものは、調査したら、すべからず開示するのは当たり前ですよ。にぎり金玉で何ができるかと。それはそれでいいのですよ。

ただ、あなたがおっしゃった学習状況調査の結果をよくするためには、読書推進をやらなければ、地域、町中でやらなきゃしょうがないという発想で取り組んだ。このことについて、あなたの見解を求めます。以上。もうあと5分ぐらいあるでしょう。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)再質問にお答えをしていきたいと思えます。

当初に役員さんに見てもらおうという図面につきましては、当初、役員さんと話し合いをする時に、何も持たずに行って話をしても会話までできません。ですから、素案の素案と言いましたのは、図面を何かつくって行って、それで話をすると意味で言いました。

叩き台の図面であります。役場でつくったものではなく、地元の要望に応じて、その素案に基づいて業者委託して

法線検討した平面図を、法線の入った図面でございます。それによりまして、図面ができましたら、協議をするために、その図面を持って集落の方に再協議に行くようにしております。

その設計の流れといたしましては、最初に、先ほど言いましたように、平面図をとって法線の測量をいたします。そして、それを地元を持っていきましてOKが出た場合に、今度は測量して本設計に入ります。そして、本設計でこういう道路でいいなというようになった場合に、今度は丈量図の測量に入ります。そして、そこまでできた状況で、また協議を地元とさせていただきます。そして、常に設計すると、日が経ってくるいろいろなこれがいまい、これがいまいというようなことになってきますので、必ず会議をする。回数に応じて、常に状況が変わってきます。そのたびに變更していくというようなことになっております。ただ、長野外周道路1号線におきましても、工事発注した後でも變更が生じているというのが現状でございます。

本来は、道路改良でございますので、長野東・長野西ともに統一した道路にしたいという考えは毛頭変わっておりませんし、交通安全には十分に心がけた道路にするために、歩道の方角も、議員さんがおっしゃったように統一方向に、まして集落側に持っていくというのは、言われるとおり原則ですので、できるだけそうしていきたいと思いますが、これからまだまだかかって協議をしていく中で、利便性のあるものをつくりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○11番(森野榮次郎君)利便性やなく、安全性だ。

○農林建設主監(北川利夫君)利便性と安全性です。

○11番(森野榮次郎君)利便性よりも安全性。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡辺幹雄君)森野議員さんのご質問にお答え申し上げます。

私も農業新聞だけでなく、13紙、19新聞から取り寄せて、すべての新聞ではないのですが、翌朝の新聞の論説を読ませていただきました。その中で、やはり読書とのかかわりというのが非常に高いということのご指摘されているところもありますし、ただそれが、福井での事例でいきますと、ちょうど一週間前に、東京の事例と福井の事例がテレビで放映されておりましたけれども、あれは学校の図書館が充実して、ボランティアを含めた取り組みがされているというような報道もされておりました。

そういう面も含めて、いろいろな学習状況調査の状況の部分分析した上で、その報告は申し上げたいというふうにご考えております。よろしいでしょうか。

○11番(森野榮次郎君)もう、お答えはしていただかなくて結構であります。

道路新設改良事業については、いまだ設計段階でありますから、先ほど来いろいろとお尋ねし、お答えいただいたことを土台にして、人命にかかわるような事故の起こらない、安全第一の道路設計をまずお願いしたい。

2番目、読書推進についてであります。読書推進なり何なりで、6月議会から、ただ現在の9月の状況で3か月しかないから、具体的な成案ができていないということもわかるけれども、学校で学んでいる子どもは、今年中学3年生は、来年はまた中学3年生ではない。もう次に進んでいる。1年1年が勝負での学校教育であり学力向上である。のんびんだらりとやってもらっていたら、5年ぐらい先になるだろうと思う。その年その年で、きちっと対応できる方策を立てて、特に去年の教育委員会の答弁では、抜本的な学力向上方策を立てると。そのための土台になる読書推進、そのことを十分念頭に入れて、きちっとした成案をおまとめいただきたい。以上であります。

◇小杉和子君

○議長(森隆一君)12番、小杉和子議員。



○12番(小杉和子君)12番、小杉和子。一般質問を行います。私は2件お願いしたいと思います。

宇曾川の草木撤去について。9月に入り、愛知川ダム周辺で1時間に110mm、愛荘町香之庄地先において30mmのゲリラ豪雨が降りました。緊急ダム放流となり、愛知川の河原まいったいの流水で、低いところでは堤防を超える危険箇所があったと聞きました。

幸い宇曾川ダム周辺では降りませんでしたので、災害は起こりませんでした。永源寺のように降れば、今の宇曾川は木や草が川幅いっぱい茂っている現状です。ダム放流があれば、その木や草が橋脚に引っかかり、大洪水が起こると思うとぞっとします。災害が起きてからでは遅いのです。県も本町も財政の厳しい中ですが、一日も早く対策を考えられるよう、その際、どのような考えをしておられるか、お尋ねします。

2点目、ごみの分別の徹底と生ごみ処理の対策について。本町も新築の家、アパートが増え、生ごみが多く出されると思います。町全体でどのくらい出されているか。コンポストの補助金はどのようになっているか。ごみ焼却機の補助金は一台限りですか。畑や花壇があれば、生ごみを処理して肥料として活用し、土にかえすのがよいと思いますが、何でもごみとして出してしまうないように、各家庭にコンフレットでも町が出されていたらよいと思いますが、本町まどのようになっていますか。お尋ねいたします。

私の質問は2点です。どうかよろしくお願いします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)ただいまの小杉議員の質問のうち、2点目の「ごみの分別の徹底と生ごみの対策について」、お答えします。

社会経済の発展による都市化の進行に伴い、私たちは便利で豊かな生活をおくる反面、全国的にごみの問題が大きな課題となるとともに、深刻な社会問題になっております。平成19年度の本町の新築住宅は124戸で、集合住宅(アパート)は7棟が建設されました。また、19年中に増加しました世帯数は、161世帯でございます。

新しく愛荘町にお住まいされている世帯が増加することは、愛荘町として非常に喜ばしいところでございます。しかし、それと同時に、ごみも増加するところでございまして、昨年度1年間に増加しましたごみステーションは、17か所でございます。また、同じく19年度にリバースセンターに持ち込まれました愛荘町の燃えるごみの量は、重量にいたしまして3,687tでありました。そのうち、概ね4割、それが生ごみとして分類されるところでございまして、年間約1,500t弱が生ごみとして発生している現状でございます。

さて、愛荘町では、今年3月に環境基本計画を作成しており、そこでは、近年継続的に増加しております可燃性ごみについては3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを徹底して、廃棄物の削減を図っております。畑に生ごみを還元することで利用されておりますコンポストの補助金については、町全体にコンポストの普及ができたとして、旧町の段階で廃止いたしました。

また、生ごみ処理機の補助金につきましては、旧町の段階から補助制度として実施してまいりました。補助率は、現在でも2分の1で、補助金限度額は3万円でございます。近年の補助金の平均は年間約20基で、それに対して出しております。今年8月末現在のところ12基分を補助金として交付しており、また、補助は1世帯に1台として、今後ごみの減量化を図る上からも、継続して補助事業制度を進めたいと考えております。

また、議員最後にお尋ねでございました生ごみを土に還す啓発活動でございますが、町広報の掲載や無線放送により、啓発を図っているところであります。今後も、放送等により、生ごみ処理機補助制度の紹介や分別の啓発活動を行い、資源循環型社会の構築を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(森隆一君)建設課長。

〔建設課長藤田由紀雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)2番目の「宇曾川の草木の除去について」、お答えをいたしたいと思います。

9月に入りまして、愛知川ダム周辺では、議員のおっしゃるとおり、時間雨量110mm程度の降雨がございました。当町の香之庄地先におきましても、30mmの降雨であったと報道されました。グリラ豪雨は、時間雨量50mm以上の局地的な降雨を言いますので、30mmというのは決して驚くような雨量ではございませんけれども、当然気にかければならない降雨量として認識しなければならないと思っております。

6月議会でも答弁させていただきましたが、愛知川につきましても、今回、最大毎秒1,100tの放流がございました。愛荘町域で河川断面の最も狭隘な御幸橋付近の流下能力は、計画上目標とします毎秒2,400tの洪水流量を大きく上回る毎秒4,000tの洪水量を流す能力を確保されていることから、愛荘町域においては、余裕があると認識しております。

宇曾川につきましても、議員の過去2回の質問にお答えさせていただいておりますけれども、宇曾川ダムは下流の災害を防止するために設けられた治水ダムでございますので、利水ダムのような台風などの出水時にダムの水が放流され、濁流が渦巻きながら流れるというようなことはないと思っております。

上流部の河床の荒廃がひどいところにおいては、修景的にも河床整正が不可欠でございますので、今後も早期の河床整備を引き続き実施してもらえよう強く要望していきますが、湖東建設管理部の管内には41河川の一級河川がございまして、総延長は240kmにのまっておりますと聞いております。愛荘町に集中して、河川整備をしてもらえるということは不可能に近く、大変難しいものがございまして、複数回の要望によって、少しずつでございますけれども、危険なところから、逐次、河床整正をしてもらっておる現状でございます。

今年度は、みな川・岩倉川の浚渫および沖地先の宇曾川の草木除去を、これから冬期にかけて実施していただくことになっていきますし、また、町では長野川の浚渫も計画しておりますので、ご理解をお願いいたします。

いつ何時、集中豪雨があっても、地域住民に不安を与えないような一級河川を目指しまして、宇曾川だけではないに一級河川全般の維持管理を積極的にしてもらえよう県に強く要望してまいりますので、よろしくご理解ご協力を下さるようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)12番、小杉君。

○12番(小杉和子君)小杉和子、再質問をさせていただきます。

建設課長さんで結構ですけども、2年前にテレビの淀川河川整備に関する意見書というものがありまして、私も宇曾川に関して、現状・実状を手紙で出しました。河川課および琵琶湖淀川水城市町村長に宛てて意見書の書類が出されているとのことですが、当町はそれに対して出されているかということをお尋ねいたします。

財政難はわかっていますが、補助金を県や国に出してもらえようように要望していただけるとのことですが、今まで水害がなかったのが不思議と思われま。

そして、上林議員の、町の道路の草木の管理は町がすると。そのよこっちょにある宇曾川は草ぼうぼうで、誰が見ても、「これ川かいな」という話がよく聞こえてきますが、その川を、どうか町の関係者、県の関係者の方々、町の財政がなかったら、何とか工夫をしながら、これを撤去していただきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)再質問に十分なお答えができるかはわかりませんが、今、議員がおっしゃいますように、宇曾川の実状につきましても、特にほかの一級河川と比べましてもひどいというような状況については十分認識しております。

認識をしております。

今回も、建設管理部の方で特に宇曾川についての要望をしておいて、実際いつからしてもらえるのかというような話も含めまして、確認をしているところでございますけれども、宇曾川につきましては、今日明日ぐらいから、特に沖地先のグラウンドゴルフ場のところの泥流路を確保するという工事に、今日明日ぐらいから入るということで、実際それは確認をいたしております。

過去に文書でどのような要望書が出ているかということについては、ちょっと今この時点ではわかりませんので、またお知らせというか、ご報告はさせていただきたいと思いますが、宇曾川につきましては、とりあえず建設管理部の方で、特にアシ等を中心に除去していくということ、今日ぐらいから9月いっぱいぐらいの工期でやるということを確認しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩をいたします。

休憩午後3時56分

再開午後4時11分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇竹中秀夫君

○議長(森隆一君)9番、竹中秀夫議員。

#### [9番竹中秀夫君登壇]

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中です。9月定例議会に際しまして、一般質問を行います。

9月議会に提案される議案の趣旨説明が行われましたが、その中でも愛荘町の最重要案件である平成20年度緊急緊縮財政対策補正予算について質問をいたしますが、予算執行の最高責任者である村西町長に答弁を求めて、一般質問に入りたいと思います。

平成20年度緊急緊縮財政対策補正予算については、今日までに全員協議会等々で説明が行われてきました。言うまでもなく、通常、地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に議会の議決を経なければならないと、地方自治法第211条に定められており、このことを踏まえ、3月議会に愛荘町の平成20年度一般会計予算案が提出され、慎重審議の結果、一部反対はあったものの賛成多数で原案どおり可決されたのは、ご案内のとおりであります。

その平成20年度予算が確定し、執行から5か月余りが経過した今、突然、法人税と普通交付税額分の大幅な減収により、思いも寄らない減収が生じたので、減額修正補正を行う旨の議案が本議会に提出されたのであります。私も長年議会に在籍しておりますが、年度途中の、しかもこのような早い時期に予算の減額修正補正を行わなければならない事態に陥った事案は記憶にありません。

このように予算執行後わずか5か月余りで、早くも平成20年度の予算減額修正補正をしなければならないというのは、年度予算の調整があいまいであったとしか言いようがないし、町長はじめ執行部の見通しの甘さやずさんな調整によるものであると、厳しく指摘せざるを得ない。

また、こんな熟慮されずにあいまいな調整の予算案を議会に提出されたことは、議会軽視と言わざるを得ないし、それにも増して住民軽視もはなはだしいと言えよう。もとより、予算の調整には、社会環境・状況を厳しく見つめ、先行きの経済状況をしっかりと見通し、住民や納税者が何を求めているのか、愛荘町の将来像をどのような方向付けをするのか等々を慎重に見据え、熟慮に熟慮を重ねた上で予算の調整を図るのが、町長はじめ執行部の責務と考える。



にしたい。いろいろいって、不安な土地の良利権の解除や売却して、いろいろ土地はよく、その内容も元に戻ることが経費削減策の1つになることは明らかである。その改善方法を明確に示されたい。

こうした事案以外に、町内にある公有地の調査や確認・点検等は明確に管理されているのか。公共用地の管理者として、善良な理念を怠り、放棄により、近隣住民が自由に利用している公有地の存在はあるのかないのか。こうした土地があるとすれば、早急な処分など、管理者として全町的に見直し等々をすれば、経費の捻出ができるのではないか。実態と考え方の答弁を求めらる。

さらに、地方債の発行についてであるが、債権はあくまで借金であり、このような方法は、暗に短絡的で健全な財政運営とは言えないと考える。今ほども言ったように、もう少し技能的な判断で財政運営を考えるべきではないか。町長のマニフェストでは、「愛荘町民の福祉向上や健全な財政運営」が公約でまなかったのか。健全な財政を堅持するのは、今一度大きなプロジェクトは立ち止まり、住民福祉に直結した施策を先行することが重要であり、住民も望んでいるところであります。

今般提案された予算の減額補正等により、住民の望む福祉向上対策にどのように影響するのか。その範囲と内容の説明を求めるとともに、減収分の財源確保のため、その他の方策の検討結果、あわせて、次年度以降に各種施策を推進する上で及ぼす影響についての答弁を求め、一般質問とします。

○議長(森隆一君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)竹中議員の「緊急緊縮財政対策補正予算と減収分の財源捻出方法等」のご質問にお答えをさせていただきます。

今般9月議会に提案させていただきました補正予算につきましては、冒頭に提案説明いたしましたとおり、一般会計において、町民法人税で3億8,000万円、普通交付税で1億1,800万円の大幅な減収に加え、平成19年度における町民法人税の予定納税額等の還付金1億1,000万円が必要となり、歳入不足額約5億円と合わせ、6億1,000万円もの財源不足が生じたことに伴うものでございます。20年度半ばにしてこのような大きな補正をし、緊縮財政対策をとらなければならない事態を生じたことに対し、誠に申し訳なく思っております。

その対応としましては、現段階における執行残額や、一般経費の削減を図るとともに、地方税の減収補てん債の発行、財政調整基金の取り崩しなどで対応することにより、住民サービスの低下を招かないことを第一義に精査いたしましたものでございます。

平成20年度当初予算におけます町民法人税の予算計上につきましては、過去の実績を勘案し、特に多額の町民法人税を納税いただいております主要法人2社につきましては、税額の大きなシェアを占めていますので、20年度予算の編成前、つまり19年11月頃に、昨年の11月でございますが、企業の経理担当者から、今後の業績動向や決算見込み、翌年度の納税予定額等を把握し、予算計上していったところであります。

今年度の当初歳入予算の編成にあたりましては、あらゆる資料に基づき、正確にその財源を補足し、経済の現実に即応した収入を算定の上、予算計上したつもりでございます。平成20年度当初の町民法人税につきましては、前々年度からの右肩上がりの状況から、平成19年度とほぼ同額を考えていましたが、平成19年後半から原油高騰や世界景気の減速傾向など、先行き不透明の兆しが見え、不安定要素が予想されましたので、7億5,000万円の予算を計上したところであります。

そして、このたび、法人税割の減収見込みの情報を税務課が初めて把握いたしましたのは7月4日でありまして、その後の7月17日付け日本経済新聞に、海外納税による国内法人税の大幅減として、「海外利益還流せず、日本に税の空洞化進む」と、大きく報じられたところであります。町では、マスコミよりも早く法人税の動向をつかめたのでありますが、企業から正式に確定申告書を受領したのは7月30日でありました。

この大幅減となった理由であります。外国で収益事業を展開している企業は、外国に法人税を納税した分、日本の法人税割から国税・県税・町税の順番に控除していくというものであります。先般、企業の本社経理部に来庁をいただき、聞き取りをいたしたところ、昨年11月時点での平成20年3月期の決算見込みでは、外国税の控除はしても、国税または県税だけの影響で、愛荘町への影響はないとされておりました。ところが、後半の景気減速と円高進行等によって経常利益が減少したこともあって、決算時点では外国納税を差し引いた国内法人税の余地はなくなり、その結果、愛荘町の町民法人税は均等割のみとなってしまったというものでございます。さらに、昨年1億円を超える予定納税をされた分まで返還しなければならないという事態になり、20年度半ばの大きな予算補正を余儀なくされたところでございます。

20年度予算のあり方について、いろいろ庁内で検討いたしました。このような不測の事態については、これを明らかにするとともに、あと送りせず、現時点で精一杯の手立てを講じるべきと判断をさせていただいた次第であります。また、次にご指摘の8月19日、議会全員協議会の資料の中の法人税割の本年度予算当初計上額の主要法人以外の額の表示については6,416万1,000円で、決算見込み額1億7,410万円につきましては、先ほども申し上げました当初予算見積額の合計で、8億5,200万円から最終調整の7億5,000万円とし、この1億200万円の減額を総枠の中で調整した結果であります。調整欄を設け、減額1億200万円と表示すべきところ、誠に申し訳ありませんが、表示が適切ではありませんでした。

次に、町内企業、日本電産の滋賀技術開発センターにつきましては、先日、現地で起工式が行われました。計画によりますと、研究開発棟として約100億円をかけ、現社屋と不飲川の間に7階建て東西34m・南北80m・延べ1万9,000㎡の建物で、来年7月末の完成を目指すというものでございます。

また、研究開発強化のため、新規雇用は毎年100人、5年間をかけて500人を増やし、2012年には1,500人のセンターを見込むと発表されております。

今後、法人税は別でございますが、固定資産税の増、雇用機会の増加、社員増による住民税の増収、地域消費の拡大などが見込めるものと期待しているところであります。

今回の非常事態にかかる緊急緊縮対応策として、ただいま議員からいくつかのご提案をいただいております。

まず、合併後、愛荘町の財政は比較的順調に推移してきましたし、財政指標も、樂觀は許せませんが、一応健全な運営が図れてきたと考えております。そのような中で、一体的なまちづくりに向かって、合併の財政的優遇策を活用しながら、教育施設の充実など着実に取り組んできました。

その途上での今回の事態でありましたが、来年度予算は今年度の税収不足により、普通交付税については通年の財源確保が得られるものと考えています。今回は、20年度歳入の大きな見込み違いでありましたが、愛荘町の住民生活へ多大の影響を及ぼすほど、財政の構造的・長期的な悪化を来らしたものとは思っておりません。

したがって、今般の緊縮財政におきましても、一般経費を削減対象とし、社会保障制度の一環である扶助費と住民サービス部門は削減をいたしておりません。

議員・特別職・職員の給与施策についてご指摘がございましたが、少ない職員数の中で、日夜、使命感に燃え精一杯がんばっており、給与等の引き下げは士気にも大きな影響を及ぼすことから、今後、中・長期的な財政計画の中で、財政悪化が認められれば最後の手段として考えていくこととし、現時点におきましては給与等の引き下げは考えておりません。

次に、秦荘地域の有線放送であります。合併前、秦荘町から組合へ委託料が出ていたこともあって、合併後、議会で議論がありました。この問題は、旧町間で住民への情報の不公平があってはならない。この解消策を検討することになったと記憶をいたしております。

その一つが防災無線をもっと活用できないかということになりまして、放送の時間・容量には限度がありますが、秦荘

有線放送農業協同組合へ放送内容の製作を委託し、電波に乗せることになったものでございます。さらに、住民向け情報の拡大策として、議会のテレビ放映や、インターネットで見られるよう充実してきたところであります。秦荘有線のあり方につきましては、独立した組合として、今後も議論されるものだと考えております。

次に、秦荘庁舎東側駐車場敷地につきましては、ハーティーセンター・中学校・幼稚園・庁舎の来庁者、役場および中学校職員の駐車場、さらには公用車の車庫、資機材庫として、また紙類・使用済乾電池や粗大ごみの回収場所などに利用をしておるところでございます。

一方、ハーティーセンター前駐車場は、図書館・保健センター・中学校・商工会および職員駐車場として使用しており、これらの機関が行う行事の際は、センター前の駐車場だけでは車が駐車できない状況です。

そのため、駐車場用地として、地権者にご協力を願い、借地として平成7年度に秦荘庁舎東側に駐車場を設けたものでございます。利用実績としましては、平成19年度147回の利用がありました。それぞれの事業を行う上で、100台程度の駐車場は必要であると考えております。

この土地の地権者は2名であり、平成6年7月から平成17年3月までの賃貸借契約を行い、さらに10年間の賃貸借契約を継続しているところです。この土地には、公用車車庫・資機材庫を建築していますが、契約書の条文には、使用条件として承諾を得ているところであります。借地面積としては4,688㎡で、借地料は年間210万円の借地料となっていて、この土地は利益を上げるものでなく、公共用地として借地いたしているものであります。しかも、一時的な借用でなく、現在も必要な用地でありますので、今後ご理解がいただける方策を検討し、地権者の方とお話をさせていただきたいと考えています。

次に、その他の賃貸借契約を締結している物件は、歴史文化博物館、県立アーチェリー場、秦荘テニスコートとなっております。

次に、公有財産の実態についてであります。合併後の愛荘町の財産を適確に把握しておくことは財産管理の基本であることから、18年度から管理課に職員を配置し、財産の善良な管理はもとより、実態調査を進め、不要不急の財産は処分していくことを目的に取り組んでいるところであります。

現在、固定資産の土地建物データからの抽出・確認調査は完了いたしました。しかし、普通財産の土地の中には、町名義となっておりますが、実質は自治会所有の広場・集会所敷地、あるいは基地または事業用地等が存在しております。この土地を確定するための現地踏査が十分できていない状況でございますので、計画的に現地踏査を進める計画をいたしております。

使われていない公有財産につきまして、今後、遊休資産の処分にかかる基本方針等の検討を進めていくため、昨年度から設置いたしました町有地有効活用検討委員会で広くご意見をいただき、方針を決定していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、財政運営において、地方債だけに頼らない健全な運営についてのご指摘であります。今議会初めて、財政健全化判断比率について議会に報告させていただきました。財政破綻を来さないよう、事前に実質公債費比率、将来負担比率などを常時見守り、各会計連結して、その推移に注意を払うこととなりました。

自治体の財政運営は、企業のように、利益を積み込んで無借金経営を行うことは不可能ですが、有利な地方債を活用することも重要と考えております。返済について交付税措置がされる合併特例債はその典型であります。今般借入れを考えております減収補てん債におきましても、一定率が交付税算入されるものであります。だからといって借りたほうが得ではなく、あくまで借金であることから、今回の補正予算におきましては、補てん債のほか、半分程度は財政調整基金を取り崩ししようとするものであります。

最後に、今後のプロジェクトや住民福祉についてであります。今回の大きな減額補正は一時的かつ一過性のショックでしたが、これで意気消沈するのではなく、前向きになって積極果敢に諸施策に挑戦したいと考えておりますので、議員各位のご支援をお願いいたします。以上です。



○議長(森隆一君)9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫一君)9番、竹中です。再質問を行います。

先ほど、私の質問、何点かを小刻みにやらせていただいたというところでございますけれども、町長の答弁そのものに疑問と言いますのか、もうひとつ真剣さが無いというか、ただ書いたものを読み上げているのではなからうかなと、こういうふうな受け止められても仕方がないのではないかなと思うわけでございます。

そこで、地方財政は大変厳しい時代に入っておるといことはご承知のとおりだと思っております。町村の合併は、人件費や経費の削減を最大のメリットとして行われたものと理解をしておるわけでございます。現に、この厳しい時代にあつて、議員も自ら26名を16名に、10名の削減を、約6割に削減をし、合併をして新たな愛荘町のスタートを切るために、議員自らがそのようなことに踏み込んだと。先ほど町長の答弁を聞いておりますと、現実には削減の意向はないというような答弁ではなかったかなと。

これは、町長が出馬する時の当時の後援会のリーフレットですね。この中で、町長はスリム化ということをやっておりますが、このスリム化は何をして指しておるかということ、自らがわかっておると。わかっていなければ、このようなものを住民にばらまいたわけでもなし。そういった中で、私は18年度の合併以降から、職員の、もちろん臨時職員も含むということでございますけれども、人件費がいかほどであったか。この20年度はもちろんまだ年度途中でございましてけれども、予算としての18年・19年、人件費等々についても、どれだけのメリットが出ていたのか。これは町長の言うスリム化につながるのか、つながらないのかを1点。

それから、先ほど土地の賃貸借契約、これもいろいろ今日まで、平成7年度に契約をし、今日まで約13年強、先ほど述べられたように、210万円からの金を支払ってきたと。ここで私は、この財政緊縮逼迫していることをとらえながら、資料等々、また担当課なりに尋ねに歩き、自分なりの把握をして、今日この一般質問に臨まさせていただいておりますけれども、私が18年度合併した6月に町長に質問をした時には、町長は「町内全域の、現時点ではどういふ土地かわかりませんが、どういった点も含めて、今後調査をしてみよう」という答弁も出ております。

そこで、平成7年度、私の知り得る範囲を申し上げますと、この平成7年度に賃貸借契約を結んでおりますけれども、その前に、この土地は農地であります。農地は雑種地なり宅地化にするには、決められた農業委員会というところを通していかなくてはならない。これがなされておるのか、いないのか。

私も県の方にも出向いてまいりましたが、なるほど契約書は成されておると入っておりますけれども、今日までこのようなやり方で、無駄な、先ほど言うように、ハーティの方では、このような事業を、このようなことをやっておる、年に百何回やっておるとか、それだけ利用をしていく土地に、無駄な投資をしているのではないかと、この指摘を私はさせていただきますが、農業委員会を通して、この土地を町のものに賃貸借を結んであるのか。

今日までの支払った金は2千数百万円、町自らが、もし、町が正確に順序を踏んでやっておるのであれば、無駄な金ではないと。高いけれども、今日までのいろいろな行事、いろいろなイベント、いろいろな日秦荘町にとって無駄ではなかったと認めさせていただくけれども、この緊縮財政というような中で、そのようなことがなされたのか、なされていないのか。担当課長、管理課長になろうかな。もしその契約、また順序を踏んであるというのだったら、その資料を今こへ提示をしていただきたい。

まずその点を、今後もそのような金額を払っていくには、これ町長、もし順序を踏んでないということであれば、町長が就任してから、建設業界だけではありませんよ。いろいろな不公平のない、一般にいろいろなことをやっていくと。これはいいことですよ。私はそれには1つも指摘しませんよ。しかし、10何年来、行政自ら無駄な金を今日まで積み込んできたと。私の言うのが間違いであれば、こへ提示をしていただくと。まずそれ1点。

○議長(森隆一君)本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長します。暫時休憩します。

再開午後5時10分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長(村西俊雄君)再質問にお答えをさせていただきます。

まず、人件費の状況、合併によって組織等のスリム化によって、どれだけ効果があったかというご質問であったかと思いますが、最初の本田議員のご質問にもお答えいたしました。ピーク時と言いますのは、214人いたというのは、これは合併の直前ではないに2、3年前が本当のピーク時でございました。合併をしなければならぬというので、愛知川も秦荘も職員採用を控えておりましたので、その当時214人ということでその時の人件費をもうしげますと、15億円台、16億円弱だったはずなのです。それが今ちょっと手元にデータございませんけれども、15億数千円、それが現在はもう13億円台になっておまして、具体的に、合併後のデータでいきますと、18年2月に合併した時には、合併前に退職した職員も多数おられまして、193人でございました。それが、現在177人で、16名減っているわけでございますが、人件費におきましては、今ちょっと議会議員さんの10人減の報酬等の減も含めてですけれども、先ほど申し上げましたように、18年度で1億6,000万円、19年度で2億1,000万円、これは決算ベースですけれども、合わせて3億7,000万円の削減効果が表れているところでございまして、これは今後も、よほどのことがない限り増やさずに、さらにスリム化できる場所はスリム化していきたい。

指定管理制度もまだ途上でございます。あるいは、窓口事務の民営化等も検討を進めておりますけれども、そういったことで、できるだけ削減を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

駐車場の件につきましては、聞いておりますところは、あれだけのハーティーセンターができた時に、5百数十人入れるハーティーセンターに、今のハーティーセンターのところの駐車台数だけでは全然足りない。ハーティーセンター前の駐車場は保健センターとか合わせまして約71台しかないという状況の中で、ぜひこの東側、現在借用している駐車場、101台分あるのでございますけれども、ぜひそれを確保しないことには、もうまわれないというふうな状況のようで、大変苦労されて、この駐車場をお借り上げしたというふうに聞いているところでございます。

おかげさまで、ハーティーセンターの場合は、大きな大会でもここでできるということで、県の大きな大会あるいは広域の大会等も、駐車場があるということで利用してもらっているところでございます。

また、中学校の職員の駐車場も、学校の前は本当にございません。ちょっとしたお客さんの駐車場だけでございまして、役場職員ならびに中学校の職員も置かせていただいているところでございますけれども、あの駐車場は、そういう意味ではぜひ必要なものだというふうに考えてはいますが、ご指摘の210万円というのは、私自身もかなり高額だなというふうに正直感じているところでして、長年この状態を続けるのかどうか、やはり効率的なと言いますか、皆さんでご理解がいただけるような方策を、ぜひ地権者との話し合いをしなければなりません、その辺のことは検討をぜひ、皆さんとも協議をさせていただきたいなと思っている次第でございます。

今の農地の問題は、私もちょっと今初めてそんな状況をお聞きしたので、経過等存じ上げておりませんので、担当課長がわかっておれば、答弁させていただきます。

○議長(森隆一君)管理課長。

○管理課長(北川孝司君)ただいまの竹中議員さんのご質問に答えいたします。

遡って確認しましたところ、届出につきましては、されておりました。

○議長(森隆一君)暫時休憩します。

休憩午後4時54分

再開午後5時10分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議運を持ちたいと思いますので、議員も執行部も一応退去をしていただきたい。10分ほどしたら、いずれになるか連絡をいたしますので、それまで待機していただきたいと思います。

休憩午後5時10分

再開午後5時55分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま日程第3、一般質問の途中ではありますが、これにつきましては後日日程を定めることとし、本日は中止したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、日程第3の一般質問については、後日日程を定めることとし、本日は中止することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長(森隆一君)お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。再開は、明日9月18日午前9時です。よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成20年9月愛荘町議会定例会

#### 2日目(平成20年9月18日)

開会:午前9時00分 延会:午後0時11分

#### 議会日程

- 日程第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 報告第10号 平成19年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 3 議案第56号 がんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例の制定について
- 日程第 4 議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第58号 愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 愛荘町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第60号 字の区域および名称の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第61号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第62号 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第63号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第64号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第65号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第66号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算(第2号)
- 日程第14 議案第67号 平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第68号 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。
- 日程第16 議案第69号 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求

めることについて

日程第17 議案第70号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め  
ることについて

日程第18 議案第71号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め  
ることについて

日程第19 議案第72号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め  
ることについて

日程第20 議案第73号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求め  
ることについて

日程第21 一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程と同じ

## 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

## 欠席議員(0名)

なし

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

最初に、ちょっとお断りしておきますけれども、携帯電話のマナーモードの再確認と、議場が暑いので、背広はまらずに  
いただいでけっこうです。よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎人権擁護委員の推薦・説明・意見

○議長(森隆一君)日程第1、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局長(宇野太佳司君)人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてをご説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、秦荘地域3名、愛知川地域3名の計6名を任期3年をお願いしております。現在、  
人権擁護委員であります宇野正敏さんにつきましては、蚊野1579番地にお住まいで、平成20年12月31日をもって  
任期満了となりますことから、大津地方法務局から人権擁護委員の推薦依頼がございましたので、地域的考慮等を  
配慮し、今回新たに委員といたしまして西沢和一郎さんを推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項  
の規定に基づき、町長より議会の意見を求められております。

人権擁護委員さんの役割・使命につきましては、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが  
侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及・高揚に努  
めていただくことになっております。任期につきましては、法務大臣から任命されるものでございますが、委嘱発令日  
の統一化によりまして、平成21年1月1日から3年間となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより意見、発言を求めます。10番、吉岡及ミ子君。

○10番(吉岡及ミ子君)人権擁護委員の推薦について、意見を申し上げます。

西沢和一郎さんは、住所は愛荘町円城寺280番地、昭和23年4月21日生まれの60歳の方でございます。昭和  
46年に日秦荘町役場職員として奉職され、合併後、平成20年3月31日までの37年間、地方公務員として人権問  
題の解決ならびに教育の推進に対し積極的に取り組みされました。

西沢さんは、地域の実情にも大変詳しく、また地域住民からも信頼も厚く、資性温厚で円満誠実な人柄であります。  
社会貢献の精神に基づき、今回、新たに人権擁護委員として推薦されることは、誠に適切な人事であると思ひます。  
したがって、適任であると考えます。以上でございます。

○議長(森隆一君)ただいま吉岡議員から発言がありました「適任である」との意見を、議会の意見として町長に回答  
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任であるとの意見を町長に回答することに決定し  
ました。

### ◎報告第10号の上程、説明

○議長(森隆一君)日程第2、報告第10号平成19年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告についてを議題としま  
す。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第10号平成19年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告につきまして、報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見をつけて報告をさせていただくものでございます。監査委員の意見につきましては、3ページに添付させていただいております。先般、健全化判断比率および資金不足比率につきまして審査をしていただきまして、適正であるということでお認めをいただいております。

それでは、比率の方でございますけれども、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率ならびに連結実質赤字比率につきましては、数値的には表れてまいりませんので、「なし」でございます。実質公債費比率につきましては15.0%、将来負担比率につきましては137.0%。

次に、資金不足比率の下水道事業特別会計につきましては、数値的には表れてきませんので、「なし」でございます。

いずれも早期健全化基準値以下の数値でありましたので、報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長(森隆一君)これで、報告第10号を終わります。

### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第3、議案第56号がんぼる愛荘町まちづくり応援寄付条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)それでは、議案第56号がんぼる愛荘町まちづくり応援寄付条例の制定についてをご説明させていただきます。

この条例につきましては、今回新たに制定させていただくものでございます。別冊の説明資料の1ページをお開きいただきと思います。

ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという寄付者の思いを生かすことができる仕組みを構築するために、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日施行され、個人住民税の一定割合を出身地などの自治体に寄付金として納めると、居住自治体の住民税が一定額控除される、国の「ふるさと納税制度」が創設されました。この制度の円滑な運用を目指し、愛荘町総合計画の基本構想におけるまちづくりの基本方針に基づくまちづくり事業の財源に充てるため、愛荘町への熱い思いや応援をしたいという方に、安心して寄付いただけるよう、条例を制定するものでございます。

議案書の4ページでございますが、がんぼる愛荘町まちづくり応援寄付条例、この条例につきましては12条で構成いたしております。第1条といたしまして条例の目的、第2条で事業の区分について定めるもの、第3条で基金の設置について定めるもの、第4条で寄付金の使途指定等について定めるもの、第5条で寄付者への配慮について定めるもの、第6条で基金への積立てについて定めるもの、第7条で基金の管理について定めるもの、第8条で基金の収益処理について定めるもの、第9条で基金の処分について定めるもの、第10条で基金の繰替運用について定めるもの、第11条で運用状況の公表について定めるもの、第12条で規則への委任規定を定めております。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありますか。



〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第56号がんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第4、議案第57号愛荘町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)それでは、議案第57号愛荘町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例を一部改正する条例でございますが、地方税法の一部を改正する法律が、今年4月30日に施行されたことに伴い、寄付金税額の控除の創設および公的年金からの特別徴収制度の導入に伴う条例の改正を行うものでございます。

議案書の6ページから説明をさせていただきます。33条の第3項の関係からでございますけれども、ここから議案書8ページの中段、36条の2第2項まで、ここまでにつきましては、寄付金税額の控除額の関係について記載をしたものでございます。

特に6ページの下の方、第34条の7、寄付金税額控除につきましては、新たに新設されたものでございます。寄付金の税額控除の関係につきましては、従来あったものでございますが、主な改正点としましては、寄付金の控除限度額が総所得額の25%から30%に拡大されたものでございますし、適用の下限の、いわゆる下限限度額でございますけれども、10万円から5,000円に、控除税率につきましては10%控除するというふうな形で、新たに創設するものでございます。

続いて、7ページでございますが、34条の7第1項第1号の関係でございますが、これがいわゆるふるさと納税に関するものが記載されたものでございます。第2号については、従前からあったものでございます。第3号につきましては、新たに愛荘町民の福祉の増進に寄与する寄付金として、規則委任をするものでございます。主に社会福祉法人関係が対象になるものというふうに予定をしております。

続いて、第2項の関係でございますが、特例控除額というようなものが今回新設されまして、これが第1号の表に表れているものでございます。これはふるさと納税に関する特例控除で、個人住民税所得割の1割が限度額として、今回控除するものでございます。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。8ページの中段、38条の第1項中とあるわけでございますが、ここから11ページの第47条第6まで、ここまでが公的年金等にかかる特別徴収にかかる改正の分でございます。

特にこういった形で、9ページに公的年金等にかかる所得にかかる個人の町民税の特別徴収第47条の2として新設、そして、下の方で特別徴収義務者ということで47条の3、これも新設でございます。特に、これは社会保険庁等が関係するものでございます。

続いて、10ページでございますが、年金所得にかかる特別徴収税額の納入の義務ということで第47条の4、それから、年金所得にかかる仮特別徴収税額等ということで第47条の5、11ページにまいりまして、年金所得にかかる特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れということで第47条の6、こういった形で新たに新設するものでございま

す。

これは、65歳以上の方々の公的年金にかかる町民税の所得割および均等割について、特別徴収するという形のものでございます。実施につきましては、来年の10月1日からでございます。

11ページの付則の関係でございますが、第4条の2項以下あるわけでございますが、条例の新設等によります引用条文のずれ等の修正をしていくものでございます。

続いて、13ページの関係でございますが、13ページの第16条の3、上場株式等にかかる配当所得にかかる町民税の課税の特例というふうな形で、ここから17ページの第19条の5の関係までの関係が、証券税制の上場株式等の配当や譲渡益にかかる軽減税率を原則廃止し、損益通算の範囲を拡大するものでございますので、これがこここうたわれているものでございます。今申し上げました軽減税率の廃止するものにつきましては、議案書の15ページの下の方の第19条の3、削除というような形であげさせてもらっておりますけれども、これが本則に戻す経過措置の削減の事項でございます。

続きまして、議案書18ページの関係でございます。付則の関係でございますが、施行日につきましては、この条例は公布の日から施行するとし、ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというので、各条文ごとの施行日をあげたものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。議案第57号愛荘町税条例の一部を改正する条例に反対を申し上げます。

今、議案提案においての説明で、またぞろ年金受給者への町民税の天引きというものを実施するという地方税法の改正が行われる。その一方で、同じく説明の中でありましたように、証券税制の改正に伴って、結果として、今、テレビ等で大きな問題になっています株取引と証券取引において、その配当益また譲渡益、こうしたものに対して本則税が住民税の場合は5%課せられていますが、それが3%と軽減措置をとるということの明記がされています。

なぜ、このことを問題にするのかと言えば、まさに今、国においても、地方においても、要するに財源をどのように確保するかということが根本的なところで問われなければならないのに、結果として、そうした地方税法、また国税法においても同じことになるわけですが、本末転倒な税条例の改悪が進められているということ、私たち自身は見ておくこと必要があると思います。

今やられている自民・公明、この税制、要するに今も言いましたように、個人住民税、所得に関係なく私たちには一律10%課しているわけです。その結果、200万円以下の方についても10%が課せられる。一方、証券税制において、さすがに100万円以下・100万円以上という区切りはあるわけですが、しかし、200万円以上の配当益、証券税制に基づいて利益を利得した場合は、3%の税率しかかけられない。

しかも、その配当利得に、今度は譲渡において損失金を配当利得から差し引くことができるという合算が、この税法に組み込まれているわけです。要するに、マネーゲームで稼ぐ、より多く稼ぐ、そういう人たちにより富を与えるという税法になっているのだということ。地方税、地方財源にそれが寄与されていかない。そういうからくりがある税法であるということ、私たちは覚えておかなければならないと思います。

要するに、税制は収入に応じて課税する、それが公平な税制です。しかし、残念ながら、今盛り込まれているのは、税の公平性を否定していく。同時に、税源移譲という、我々が一番必要とする、愛荘町が一番必要とする税源移譲との観点からも、こうした制度は逆行しているということを指摘して、反対討論といたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第57号愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第5、議案第58号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)議案第58号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。この条例につきましても、別冊の説明資料の57ページ以降をご覧くださいと思います。

改正の理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律が本年6月18日に公布され、9月1日から施行されることに伴い、所要の条文の整理を行うことから条例の一部を改正するものでございます。

議案書の24ページでございますが、愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するというところで、題名中および本則中、「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第58号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第6、議案第59号愛荘町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)議案第59号愛荘町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。この条例につきましても、別冊の説明資料の60ページ以降をご覧いただきたいと思います。

改正の理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律が本年6月18日に公布され、9月1日から施行されることに伴い、所要の条文の整理を行うことから条例の一部を改正するものでございます。

議案書の25ページでございますが、愛荘町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、第1条中230条を230条の2に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第59号愛荘町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第7、議案第60号字の区域および名称の変更につき、議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第60号字の区域および名称の変更につき議決を求めることについてを、ご説明させていただきます。議案書26ページをお開き下さい。

字の区域および名称の変更につき議決を求めることについてでございますが、土地改良事業(町営土地改良事業 山川原地区)の施行の結果、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、次のとおり字の区域および名称を変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

山川原地区ほ場整備事業にかかる字の区域および名称の変更についての説明でございますが、昭和52年度新規採択により、山川原地区ほ場整備事業として、町営土地改良事業に取り組んでまいりました。事業着手以来30数年、関係受益者の方々に大変ご迷惑をおかけいたしました。工事も完了し、現在、換地処分を行うための手続きを進めているところでございます。

そこで、土地改良法第2条第2項に規定いたします区画整理について、事業着手いたしました山川原地区内の従前地の山川原および川原の区域が、工事後において土地の区画形質の変更が生じ、大字界ならびに小字界を変更することになります。

そうしたことから、換地処分に伴いまして、字の区域・名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、市町村区域内の町または字の区域の名称を変更するという場合は、議会の議決が必要となってい

ますことから、お取り計らいをお願いするものでございます。

なお、本地区の換地処分は平成20年12月の予定でございます。名称の変更につきましては、山川原は従前5字で、中川・野上・横田・出口・第ヶ原を、変更後は3字の中川・野上・横田にするものでございます。また、川原は従前10字で、馬たらゆ・大脇・中川・西口・南平・番場・茶ノ前・野畑・尻無・墓立を、変更後は5字の馬たらゆ・大脇・中川・西口・南平にするものでございます。団体宮山川原地区大字字界変更地図につきましては、全協で配付いたしましたとおりでございます。

また、地番につきましては27ページから29ページのとおりですので、朗読は省略をさせていただきます。以上のとおりですので、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第60号、字の区域および名称の変更につき、議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩午前9時31分

再開午前9時45分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第8、議案第61号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。議案第61号、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)でございます。

これにつきましては、町長の提案趣旨の説明にありましたように、今回、特に主要法人におけます法人税割につきまして、本年度当初予算見込みに対しまして、3億8,080万円の減収見込みとなりました。また、普通交付税につきましても1億1,894万2,000円の減収で、歳出面では法人税還付加算金1億2,878万6,000円の追加となりまして、歳入歳出合わせました6億2,852万8,000円の財源不足が生じることとなりました。

このようなことから、年度半ばであります。庁内事務的経費の削減と減収補てん債の発行、また、財政調整基金の取り崩しにおいて対処すべく、大幅な補正予算を計上させていただくことになりました。なお、今回、特別会計におきましても同様の措置を行いましたので、特段のご配慮をいただきご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,840万8,000を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億762万6,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2条において地方債追加および変更は、第2表、地方債補正による。

内容でございますけれども、35ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございます。今回新たに追加をさせていただきますのは、減収補てん債でございます。2億円の発行を予定させていただくものでございます。利率につきましては5%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

変更につきましては、合併特例事業合併特例債でありますけれども、2億9,210万円から2億1,360万円に変更するものでございます。また、臨時地方道整備事業債につきましても3億2,330万円から2億6,380万円、合わせまして、1億3,800万円の減額にするものでございます。利率・償還方法につきましては、補正前と同様でございます。

それでは、事項別明細でございますけれども、38ページからでございます。

まず、歳入でございます。町民税の法人税割の現年課税分におきまして3億8,080万円の減額でございます。

次に、地方特例交付金の児童手当特例交付金につきましては50万3,000円の追加、減収補てん特例交付金につきましては1,104万2,000円の追加、特別交付金につきましては149万9,000円の追加でございます。

次に、地方交付税の普通交付税につきましては1億1,894万2,000円の減額。それから、分担金及び負担金の衛生費負担金の健康診断費負担金、これにつきましては48万1,000円の減額。それから、市町村合併推進体制整備費補助金につきましては4,000万円の追加でございます。

次に、県支出金の社会福祉費負担金につきましては11万6,000円の減額。それから、民生費県補助金の老人福祉費補助金2万3,000円の追加。障害福祉費補助金については1万7,000円の減額。児童福祉費補助金につきましては80万円の減額。それから農林水産業費県補助金については、農業振興費補助金について374万4,000円の減額。農地費補助金については132万3,000円の減額、土木費県補助金の河川費補助金については1,215万7,000円の追加でございます。

次、委託金関係で住宅費委託金7万4,000円の追加、社会教育費委託金については119万9,000円の追加でございます。

次に、寄付金の消防施設整備費寄付金については2,000円の減額。基金繰入金の財政調整基金繰入金といたしまして2億4,772万8,000円の追加。地域基盤づくり推進基金繰入金につきましては170万円の追加でございます。

次に、繰越金前年度繰越金4,964万8,000円の追加でございます。

雑入につきましては、総務費の雑入81万9,000円の追加、衛生費雑入100万円の減額、消防費雑入20万円の追加、教育費雑入22万5,000円の追加でございます。

町債につきましては、総務債の減収補てん債2億円の追加、合併特例債7,850万円の減額、それから、臨時地方道整備事業債につきましても5,950万の減額でございます。

次、44ページからは歳出でございます。これらにつきましては、全員協議会で説明をさせていただきましたので、目のみで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議会費につきましては58万3,000円の減額。それから、総務費総務管理費の一般管理費につきましては555万3,000円の減額、文書広報費25万6,000円の減額、会計管理費6万7,000円の減額、財産管理費361万円の減額、企画費391万3,000円の減額、電子計算費219万円の追加でございます。町民サービス費10万3,000円の減額、公平委員会費11万2,000円の減額、自治振興費45万4,000円の減額、地域安全対策費118万1,000円の減額。

次に、徴税费の税務総務費1万6,000円の減額、賦課徴收費については1億2,823万円の追加でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費14万2,000円の減額、選挙管理委員会費4万円の減額。

次に、統計調査費の統計調査総務費1万円の減額、監査委員費については5万2,000円の減額でございます。

次に、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費については34万2,000円の減額、社会福祉施設費につきましては49万3,000円の減額、老人福祉費5万3,000円の減額、国民健康保険費110万5,000円の減額、障害福祉費102万1,000円の減額、福祉センター費22万1,000円の減額、介護保険費226万3,000円の減額、後期高齢者医療費26万2,000円の減額。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費388万4,000円の減額、保育園費18万9,000円の減額。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費48万3,000円の減額、予防費については28万3,000円の減額。

次に、環境衛生費368万4,000円の減額、保健衛生諸費19万7,000円の減額、老人保健事業費299万4,000円の減額、保健センター管理費18万9,000円の減額。

次に、農林水産業費、農業費の農業委員会費については8万円の減額、農業総務費については7万円の減額、農業振興費578万1,000円の減額、農地費460万6,000円の減額。

次に、商工費の商工総務費5万円の減額、商工振興費45万6,000円の減額でございます。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費については18万4,000円の減額でございます。

次に道路橋梁費、道路橋梁総務費については4万円の減額、道路新設改良費5,500万円の減額、道路維持費570万円の減額、交通安全対策費については財源更正でございます。

次に河川費、河川総務費については637万4,000円の減額、急傾斜地崩壊対策費については1,500万円の追加でございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費3万円の追加、下水道費4,495万円の減額、地積調査費につきましては、課目内の予算更正でございます。

次に住宅費の住宅管理費については21万4,000円の追加、小集落地区改良事業費については1,077万2,000円の減額。

次に消防費の非常備消防費については144万8,000円の減額、消防施設費については6万7,000円の減額でございます。

次に防災対策費24万2,000円の減額。次に教育費、教育総務費、教育委員会費については6万の減額、事務局費17万5,000円の減額、教育振興費73万4,000円の減額、次に、小学校費の学校管理費203万2,000円の減額、教育振興費については43万円の減額でございます。

次に、中学校費の学校管理費229万1,000円の減額、教育振興費については8万円の追加でございます。学校建設費170万円の減額でございます。

次に、幼稚園費4,149万7,000円の減額、次に、社会教育費、社会教育総務費19万2,000円の減額、人権教育推進事業費15万円の減額、文化財保護費63万7,000円の減額、町史編さん費140万6,000円の減額、それから、公民館費30万円の減額、図書館費3万4,000円の追加、びんてまりの館費3万6,000円の減額、ハーティーセンター費32万4,000円の減額、博物館費46万3,000円の減額。

次に、保健体育費、保健体育総務費32万6,000円の減額、体育施設費42万8,000円の減額、学校給食費43万円の減額、予備費につきましては100万円の減額でございます。

なお71ページにつきましては、補正予算の給与費、明細書の特別職でございます。

また、72ページにつきましては、一般職の時間外勤務手当の関係に記載させていただいているものでございます。何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。ちょっと関連的になるわけですけども、当然、この補正予算は、激変対応という措置がとられていることを重々理解します。



そうした中で、歳入の関係で、やはり今後のことをどのように見通しているのかということも、やはり聞いておかなければならないというふうに思います。それで、特に法人関係では、非常に国税の関係で住民税に大きい影響をします。昨日も答弁の中で、研究開発費等、また減価償却においても、国の方では減価償却も短くして、法人の損失経常がしやすくするとかということがされているわけです。そうしたもとの、町税における影響はどのように推察しているのか、推測しているのかということ。

そして、副町長にお尋ねしますのは、当然、地方自治法を持ちだしての受益者負担等のことが言われました。当然、地方自治法をもとに、そういう行政の姿勢というものが示されたわけですが、では、法に基づいて不均衡の解消はどのように処理していくのかということについては、やはり歳入歳出の関係でお尋ねをしておかなければならないというふうに思いますので、この2点について。

収納主監については、今言っている研究開発減税の影響、町税への波及があるかどうか。当然、所得との関係がありますから出てくると思います。償却資産に対する対応・影響について答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)お答えをいたします。

昨日の一般質問の中で、地方自治法第225条による使用料を徴収することができるということを申し上げました。これは、受益者負担の原則を別に言っているわけではございませんで、いわゆる、公共施設の利用とか施設利用に対して取ることができるという条項だということの説明させていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それによりまして、「取る、取らん」は、地方自治体の判断でございますので、昨日も申し上げましたとおり、施設もある程度老朽化もしてまいりますし、今後ランニングコストも高んでまいりますし、そして、使用料を取ることで、使用者の一定借り押さえというものはある程度なくなって来るのではないかと等々も踏まえまして、受益者負担の原則等々も考慮しながら徴収していきたいということで考えているわけでございます。

そして、不均衡の問題につきましては、今後そういったものを鋭意解消の方向で努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)ただいまのご質問の関係でございますが、法人税の関係につきまして、詳細に手元にその影響額についての数字等を持ち合わせておりません。

なお、今後の影響額の関係につきましては、法人関係につきまして詳細に積算の上、今後その分につきましては、影響額について詳細にまた報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(森隆一君)ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第61号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)は、原案の

とおり可決されました。

#### ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第9、議案第62号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案書の73ページをお開きいただきたいと思います。議案第62号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,609万5,000円とするものでございます。

76ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして47万7,000円の減額。そして、次に歳出でございますが、公共事業用地取得事業費でございますが、公有財産購入費47万7,000円の減額でございますが、小集落地区改良事業に伴います用地費の減額でございます。以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第62号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

訂正いたします。賛成多数です。よって、議案第62号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第10、議案第63号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。議案第63号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明させていただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億469万1,000円とさせていただくものでございます。この国民健康保険事業の特別会計につきましては、先ほど一般会計でもありましたように、緊急緊縮財政対応ということで精査をした結果でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議案書の80ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、繰入金、他会計繰入金の一

般会計繰入金といたしまして105万円の減額。

歳出といたしまして、総務費の総務管理費、一般管理費といたしまして95万7,000円の減額。次に、総務費の徴税费といたしまして賦課徴収費3万円の減額。次、81ページですが、総務費の運営協議会費運営協議会費といたしまして6万3,000円の減額でございます。

次に、82ページでございますが、補正予算の給与費の明細書等でございますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成+です。よって、議案第63号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第11、議案第64号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案書の83ページをお開きいただきたいと思います。議案第64号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)をご説明させていただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,891万1,000円とするものでございます。これらにつきましては、先ほどと同じく緊急緊縮財政対応を含んでおります。

議案書の86ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金といたしまして18万9,000円の減額。

歳出といたしまして、総務管理費、一般管理費36万5,000円の減額。これらにつきましては緊急緊縮の対応でございます。

次に、徴収費の徴収費17万6,000円の増額でございますが、需用費の消耗費については緊急対応でございます。なお、役務費の18万4,000円の増額につきましては、通信運搬費といたしまして16万6,000円の増額、これは制度改正に伴います啓発通知等の増額をお願いするものでございます。手数料の1万8,000円につきましては、特別徴収から普通徴収への変更ということでの手数料の増額をお願いするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第64号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第12、議案第65号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第65号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明をさせていただきます。

議案書の87ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,655万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億75万円とするものでございます。また、第2条の地方債の補正ですが、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

89ページをお開き下さい。第2表の地方債の補正でございますが、起債の目的は資本費平準化債で、補正前の限度額2億1,320万円を補正後2億1,960万円に、640万円増額補正するものでございます。起債の方法は証書借入で、変更ありません。また、利率5%以内、償還の方法も変更はありません。

次に、91ページの歳入でございます。歳入でございますが、国庫支出金、国庫補助金の土木費国庫補助金につきましては200万円の増額です。そして、繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては4,495万円の減額でございます。町債の土木債につきましては640万円の増額でございます。

次に、92ページの歳出でございます。総務費、総務管理費の一般管理費につきましては55万円の減額でございます。下水道事業費の公共下水道事業費につきましては3,500万円の減額でございます。公債費の元金につきましては財源更正でございます。予備費につきましては100万円の減額でございます。以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第65号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第13、議案第66号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案書の95ページをお開きいただきたいと思います。議案第66号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明申し上げたいと思います。歳入歳出予算の補正、第1条といたしまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,014万7,000円とお願いするものでございます。これにつきましては、緊急緊縮財政対応を含むものでございます。

98ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、繰入金一般会計繰入金といたしまして216万3,000円の減額。繰越金といたしまして987万9,000円の増額。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費、一般管理費でございます。それから、次の100ページの中段の地域包括支援センター運営費までは、緊縮対応ということでお願いをさせていただきます。戻っていただきまして、99ページの一般管理費ですが4,000円の減額。認定審査費、認定審査会費でございますが、3万円の減額。運営協議会費でございますが、202万9,000円の減額。

続きまして、100ページでございますが、地域包括支援事業の任意事業の地域包括支援センター運営費でございますが、10万円の減額。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金の諸支出金でございます。これの償還金利子及び割引料でございますが、855万4,000円の追加でございます。これにつきましては、介護給付費地域支援事業費予防事業費分でございます。

次に、基金でございますが、基金積立金でございます。介護給付費準備基金の積立金といたしまして132万5,000円の追加、これにつきましては調整交付金の超過交付分と滞納繰越分を充てるものでございます。

次に、102ページから103ページにつきましては、特別職および一般職の補正予算給与費の明細でございます。以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第66号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

――じ百時休憩します。

休憩午前10時22分

再開午前10時41分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議案第67号から第70号の上程、説明

○議長(森隆一君)日程第14、議案第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第20、議案第73号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを、一括議題とします。なお、この決算説明については、自席から説明を求めるとします。よろしくお願いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者(高橋正夫君)自席からでございますけれども、失礼させていただきます。

議案第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるとでございます。座らせていただいて説明させていただきます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町平成19年度一般会計歳入歳出決算書の歳入についてからご説明申し上げます。歳入は2ページから5ページまででございます。なお、歳入予算につきましては、単に歳入の見積もりでございますので、予算現額欄および予算現額と収入済額との比較欄は説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、1款でございますが、町税でございます。町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税合わせまして、調定額41億7,093万5,785円、収入済額38億6,351万5,774円、不納欠損額3,164万551円、収入未済額2億7,577万9,460円でございます。

不納欠損の理由等でございますが、町民税個人につきましては、外国へ出国、住所不定などにより131件。固定資産税につきましては、同じく住所不定、倒産に伴う資産公売などにより168件。軽自動車税につきましては、同じく外国出国、住所不定、廃車による手続き漏れなどによりまして48件。合計347件を不納欠損処分したところでございます。

収入未済額につきましては、現年度課税分が町税全体で5,391万2,781円。滞納繰越分で2億2,186万6,679円でございます。法人町民税につきましては、景気低迷の影響も見られまして、主要法人1社で1億37万7,300円の未納額がございます。未納の理由につきましては、過年度の業績不振などによるものでございますが、資産税と合わせまして、毎月の分割納付によりまして解決に向け取り組んでいるところでございます。

続いて、2款地方譲与税でございますが、所得譲与税・自動車重量譲与税・地方道路譲与税合わせまして、調定額・収入済額とも9,072万4,000円でございます。

3款利子割交付金につきましては、調定額・収入済額とも同額で961万4,000円でございます。

4款配当割交付金、調定額・収入済額とも同額で905万6,000円でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、調定額・収入済額とも同額で572万3,000円でございます。

6款地方消費税交付金、調定額・収入済額とも同額で1億8,008万9,000円でございます。

7款自動車取得税交付金、調定額・収入済額とも同額で5,722万4,000円でございます。

8款地方特例交付金、調定額・収入済額とも同額で2,095万5,000円でございます。

9款地方交付税でございますが、調定額・収入済額とも同額で16億7,876万7,000円でございます。そのうち15ペー

ジの備考欄に記載しておりますが、普通交付税が11億8,569万9,000円、特別地方交付税が4億9,306万8,000円でございます。

続いて、10款交通安全対策特別交付金、調定額・収入済額とも同額で291万9,000円でございます。

11款分担金及び負担金でございますが、調定額1億3,513万7,066円、収入済額1億3,509万4,066円でございます。詳細につきましては16ページから17ページに記載しています。保育料の保護者負担金あるいは老人ホーム入所負担金などがございます。収入未済額の4万3,000円につきましては、保育所の保護者負担金でございます。

12款使用料及び手数料でございますが、調定額4,350万9,822円、収入済額4,343万4,922円でございます。詳細につきましては16ページから21ページにございますが、使用料につきましては、町営住宅・改良住宅の使用料、幼稚園の使用料、公民館の使用料、武道館の使用料、スポーツセンターの使用料、ハーティーセンター秦荘の使用料などがございます。手数料につきましては、戸籍・住基・印鑑証明の関係諸証明手数料等がございます。住宅使用料で7万4,900円が収入未済になってございます。

13款国庫支出金でございますが、国庫負担金・国庫補助金・委託金合わせまして、調定額、収入済額とも同額で5億843万6,717円でございます。詳細につきましては20ページから27ページに記載しております。国庫負担金につきましては、保育所の入所の運営費の負担金、児童手当の負担金、障がい者の介護給付費の負担金、老人保健事業費の負担金、公立学校施設整備費負担金などがございます。国庫補助金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等の交付金などがございます。

次に、4ページ・5ページをお願いいたします。14款県支出金でございますが、負担金・補助金・委託金合わせまして、調定額・収入済額とも同額で4億8,486万8,784円でございます。詳細につきましては26ページから38ページに記載されております。このうち県負担金につきましては、保育所の運営費の負担金、児童手当の負担金、障害者自立支援医療費の負担金などがございます。県補助金につきましては、コミュニティバスの運行対策費の補助金、合併支援特例交付金、福祉医療費の補助金、共同作業所入所事業費の補助金、総合センター運営費等の補助金、集落ぐるみ需給調整対策事業費補助金などがございます。委託金につきましては、県民税徴収取扱費の委託金、県議会議員一般選挙・参議院議員の通常選挙市町村交付金などがございます。

次に、15款財産収入でございますが、財産運用収入・財産売却収入合わせまして、調定額・収入済額とも同額で3,600万626円でございます。詳細につきましては38ページから41ページにございます。財産運用収入につきましては、財政調整基金等各基金の利子でございます。財産売却収入につきましては、里道・水路を売却した収入でございます。

続きまして、16款寄付金でございますが、消防費寄付金で調定額・収入済額とも同額で148万800円でございます。詳細につきましては40ページ・41ページにございます。防火水槽の設置にかかる消防施設整備費の寄付金でございます。

17款繰入金でございますが、調定額・収入済額とも同額で4億7,202万6,459円でございます。詳細につきましては40ページから43ページにございます。

続きまして、18款繰越金でございます。調定額・収入済額とも同額で2億7,939万7,320円でございます。

19款諸収入でございますが、町の預金利子・貸付金元利収入・受託事業収入・雑入合わせまして、調定額2億4,404万6,604円、収入済額2億4,385万7,404円でございます。詳細につきましては42ページから51ページに記載しておりますが、町の預金利子につきましては、歳計現金運用預金の利子でございます。貸付金元利収入、小規模企業者小口簡易資金協調預託金の元利収入、元気なまちづくり支援資金貸付金元利収入等でございます。受託事業収入につきましては、町立保育園委託児の保育料、また土地改良区の事務受託金でございます。雑入につきましては、コミュニティ助成事業の助成金、地方自治情報センターの助成金、福祉医療費の高額療養費返還金、指定ごみ袋代、給食費個人負担金などがございます。教育費雑入の給食費個人負担金で収入未済額18万9,200円がございます。



20款町債でございますが、詳細につきましては50ページから53ページに記載しておりますが、調定額・収入済額とも同額で8億9,390万円でございます。臨時財政対策債2億9,900万円、合併特例債4億8,430万円、臨時地方道整備事業債9,900万円、防災対策事業債650万円等を発行したものでございます。

歳入合計でございますが、52ページ・53ページにありますように、調定額93億2,481万983円、収入済額90億1,708万3,872円、不納欠損額3,164万551円、収入未済額2億7,608万6,560円でございます。収入未済額につきましては、なお一層滞納整理等に努めまして、収納推進に努めてまいりたいと存じております。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。

1款議会費、項議会費で詳細につきましては54ページから55ページにございますが、予算現額7,451万7,000円、支出済額7,381万6,446円で、議員の報酬また事務局職員の人件費および事業運営費に要した経費でございます。

2款総務費でございますが、予算現額11億4,120万3,000円、支出済額11億2,769万4,341円で、1項総務管理費支出済額9億4,008万3,987円につきましては、詳細54ページから68ページにございますが、特別職・一般職員等にかかる給料および職員手当の人件費、庁舎の維持管理費および光熱水費、総合計画の策定業務の委託料、中学生の海外派遣事業の委託料、電算システム開発業務の委託料、電算用備品の購入費、地域安全対策経費等々に要した経費でございます。

2項徴税费、支出済額1億1,976万1,795円につきましては68ページから71ページに記載されておりますが、町税の課税徴収に要した経費でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、支出済額3,698万4,843円で、住民基本台帳の適正な管理や住民票の発給および外国人登録に要した経費でございます。4項選挙費支出済額1928万431円につきましては、県議会議員選挙・参議院議員選挙の選挙執行に要した経費でございます。5項統計調査費、支出済額1,096万2,960円につきましては、各種統計調査に要した経費でございます。6項監査委員費支出済額62万325円につきましては、監査委員の報酬、監査委員事務局の運営に要した経費でございます。総務費の不用額1,350万8,659円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

3款民生費でございますが、予算現額19億5453万円、支出済額19億309万5410円で、1項社会福祉費支出済額12億7,479万1,175円につきましては、詳細78ページから92ページに記載しておりますが、社会福祉担当職員の人件費、認知症対応型デイサービスセンター補助金、福祉医療費、地域総合センター管理運営費、デイサービスセンターやすらぎ指定管理料、特別養護老人ホームの建設の補助金、老人ホーム入所措置費、健康ブール指定管理料、愛の郷指定管理料等々がございまして、そうしたものに要した経費でございます。

2項児童福祉費、支出済額6億2,830万4,235円につきましては、詳細92ページから97ページでございますが、放課後児童健全育成事業の委託料、障害児保育事業の補助金、低年齢時保育事業費補助金、町内町外民間保育所入所措置費の負担金、児童手当、つくし保育園の管理運営費等に要した経費でございます。民生費の不用額5,143万4,590円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

4款衛生費、項保健衛生費、予算現額5億1,550万9,000円、支出済額5億1,149万4,975円で、詳細につきましては96ページから103ページにございますけれども、妊婦一般健康診査の委託料、予防接種業務の委託料、ごみ収集運搬業務の委託料、老人保健健康診査の委託料、保健センターの管理運営等に要した経費でございます。衛生費の不用額401万4,025円は、経費の節減等によります執行残でございます。

次に、5款労働費、項労働諸費で、詳細につきましては102ページから105ページにございますが、予算現額238万円、支出済額235万8,133円でございますが、主に企業内同和研修に要した経費でございます。

6款農林水産業費でございますが、予算現額2億6,740万1,000円、支出済額2億6,017万5,386円となっております。1項農業費、支出済額2億3,891万6,960円につきましては、詳細104ページから111ページにございますが、農業委員

会の運営の経費、農業振興の負担金、補助金および交付金として、世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会の負担金、集落営農条件整備事業の補助金、集落ぐるみ需給調整対策事業の補助金、大規模共同乾燥施設改修費の補助金、また、農地費といたしまして山川原ほ場整備工事、愛知川沿岸土地改良区の協力費、愛知川土地改良事業補助金、国営造成施設管理体制整備促進強化支援事業補助金等に要した経費でございます。

2項林業費、支出済額2,125万8,426円でございますが、主に秦川山桃の木林道崩壊対策工事に要した経費でございます。農林水産業費の不用額722万5,614円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

次に、7款商工費、項商工費で、詳細につきましては112ページから115ページにございますが、予算現額6,945万2,000円、支出済額6,859万3,472円で、町商工会活動事業の補助金、小規模企業者小口簡易資金貸付協調預託金、国民宿舎解体費の負担金、町観光協会補助金等に要した経費でございます。不用額85万8,528円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

次に、8款土木費でございますが、予算現額11億3,931万2,000円、支出済額10億7,919万3,888円でございます。1項土木管理費、支出済額8,623万6,176円につきましては、詳細につきましては114ページから117ページにございますが、担当職員の人件費、耐震改修促進計画策定業務の委託料、各協会・各同盟会の負担金等に要した経費でございます。

2項道路橋梁費、支出済額2億7,341万2,301円につきましては、詳細につきましては116ページから120ページ上段にございますが、道路改良工事、道路改修工事、維持補修工事、交通安全施設整備工事、県単独道路改良事業にかかります地元負担金等に要した経費でございます。

3項河川費、支出済額1,192万9,540円につきましては、河川敷広場の管理業務の委託、河川愛護作業助成金、安壺川・新愛知川草刈り工事等に要した経費でございます。

4項都市計画費、支出済額6億1,015万1,919円につきましては、詳細につきましては120ページから123ページにございますが、都市計画マスタープランの策定業務の委託料、各集落に対します生活環境整備対策事業の補助金、下水道事業特別会計への繰出金に要した経費でございます。

5項住宅費、支出済額9,746万3,952円につきましては、町営住宅の愛知川長野団地の除却の工事費、町営住宅5団地の跡地の整備工事、住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金に要した経費でございます。土木費の不用額1,191万8,112円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

次に、9款消防費、項消防費でございますが、詳細は124ページから129ページにございますが、予算現額3億814万2,000円、支出済額3億499万3,029円でございます。消防団員の報酬、自治消防防災組織育成交付金、小型動力ポンプ付き積載車購入費、郡広域行政組合負担金等にかかる経費でございます。不用額の314万8,971円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

次に、10款教育費でございますが、予算現額19億5,542万3,000円、支出済額16億2,531万9,114円でございます。1項教育総務費、支出済額1億7,093万1,768円につきましては、詳細につきましては128ページから132ページの上段にございます。教育委員会の運営の経費、教育委員会事務局職員の人件費、小学校のALT、学校用務員・調理員の派遣委託費、また、平成20年度に甲良西小学校に愛知・犬上郡の通級教室が開設されました。その工事負担金の経費でございます。

2項小学校費、支出済額5億9,992万5,204円につきましては、詳細につきましては132ページから143ページにございますが、町立4小学校におけます教育教材の購入、学校施設の管理運営費等に要した経費、また、秦荘西小学校の大規模改造工事、愛知川小学校・愛知川東小学校の教室の増築工事等に要した経費でございます。

3項中学校費、支出済額7,632万5,411円につきましては、詳細につきましては142ページから149ページ上段にございます。町立2中学校におけます各種メンテナンスと管理運営およびALTの報酬、社会保険料、愛知中学校の施設整備工事等に要した経費でございます。

4項幼稚園費、支出済額1億4,914万1,839円につきまして、詳細につきましては148ページから151ページにございますが、町立2幼稚園の各種メンテナンス等の管理運営費、また、151ページ中段の委託料につきましては、平成20年度に改築いたします秦荘幼稚園の設計業務委託料を支出いたしております。

5項社会教育費、支出済額2億9,962万7,523円につきまして、詳細につきましては150ページから169ページに記載されておりますが、社会教育委員の報酬、社会教育指導員の賃金、地域総合センター教育推進員の賃金、東近江少年センター設置負担金、みんなで築く生涯学習のまちづくり事業の補助金、人権教育推進に要した経費、文化財の保護、発掘調査の費用、町史編さんに要した経費、図書の購入等々に要した経費でございます。

次、6項保健体育費、支出済額3億2,936万7,369円につきまして、詳細につきましては168ページから173ページまででございますが、体育指導委員の報酬、各スポーツ大会に出場されます激励金、各施設のメンテナンス等の管理運営費、学校給食センターの管理運営経費等に要した経費でございます。教育費の不用額4,764万4,886円につきましては、経費節減等による執行残でございます。

12款公債費、項公債費でございますが、予算現額11億6,483万7,000円、支出済額11億6,451万7,763円につきまして、詳細につきましては172ページから175ページにございますが、長期借入金の償還元金、繰上償還の元金および償還利子、一時借入金の利子に要した経費でございます。

13款諸支出金でございますが、項基金費につきまして、詳細は174ページから175ページに記載しております。財政調整基金と8基金に6億4,054万8,000円を積立てたものでございます。

14款予備費でございます。予算現額457万円で、詳細につきましては176・177ページにございますが、支出はしてございません。

以上、歳出合計でございますが、予算現額92億3,782万4,000円、支出済額87億6,179万9,957円で、翌年度繰越額繰越明許費といたしまして、3億3,065万9,000円、不用額1億4,536万5,043円でございます。

次に、178ページをお開きいただきたいと思います。『実質収支に関する調書』でございます。ただいま説明を申し上げましたとおり、歳入総額90億1,708万3,872円、歳出総額87億6,179万9,957円、歳入歳出差引額は2億5,528万3,915円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が9,898万7,000円。これにつきましては、一般財源の繰越分でございますが、実質収支額は1億5,629万6,915円ということになります。

次に、179ページをお開きいただきたいと思います。『財産に関する調書』でございますが、土地・建物につきまして、愛知川地域が記載されておりますが、まず、愛知川地先の土地の増減高はございませんでしたが、建物で町営住宅を譲却いたしましたので1,376㎡の減、また、愛知川小学校と愛知川東小学校の教室の増築によりまして955㎡の増となっております。

次のページ、秦荘地域では、土地の増減高はございませんが、西小学校の大規模改修によりますエレベーター搭の新設によりまして、40㎡の増となっております。

次に、181ページの物品につきましてでございますが、軽トラックを1台購入いたしましたので、1台の増となっております。

次に、出資による権利でございますが、決算年度中に滋賀県信用保証協会への出捐金8万3,000円の増でございます。決算年度末現在高は4,141万6,000円となっております。

次に、182ページの基金の状況でございますが、財政調整基金と8基金に増減がございます。預金利息など1億8,411万5,000円を積立てたものでございまして、決算年度末現在高は、土地開発基金を除きまして、50億8,177万1,000円となっております。一番下の有価証券につきましては、預金利息の695円増で、決算年度末現在高は24万5,011円となっております。

以上が、平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩します。

休憩午前11時18分

再開午前11時36分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。会計管理者。

○会計管理者(高橋正夫君)それでは、次に、議案第68号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の愛荘町平成19年度特別会計歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、現在では貸付事業は実施いたしておりませんが、従前に貸し付けました貸付金の償還にかかる事務および起債の償還にかかる事務を行っております。

歳入につきましては2ページから3ページでございまして、6ページから9ページに詳細を記載しております。款県支出金・財産収入・繰入金・繰越金・諸収入合計いたしまして、歳入合計1,514万8,183円、収入済額1,340万8,791円、収入未済額173万9,392円でございます。

歳出につきましては4ページから5ページでございまして、詳細につきましては10ページから11ページにございまして、款総務費・公債費・予備費を合計いたしまして、歳出合計、予算現額1,445万円、支出済額1,337万5,841円でございます。主な支出につきましては公債費で、住宅新築資金等貸付事業償還元金および利子等でございます。不用額は107万4,159円でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。『実質収支に関する調書』でございますが、歳入総額1,340万8,791円、歳出総額1,337万5,841円、歳入歳出差引額3万2,950円でございます。

13ページの『財産に関する調書』。基金でございますが、決算年度中、増減はありませんでしたので、決算年度末現在高は262万2,000円でございます。

次に、議案第69号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

特別会計決算書の14ページをお願いいたします。この特別会計につきましては小集落地区改良事業用地および公共用地先行取得用地との買取等を行っております。

歳入につきましては15ページ・16ページをご覧いただきたいと思います。詳細につきましては19ページ・20ページにございまして、款財産収入・繰入金、合計いたしまして、調定額・収入済額とも同額で5,092万7,570円でございます。財産収入の370万8,960円につきましては、山川原地区小集落地区改良事業に伴う土地売却収入でございます。歳出につきましては17ページ・18ページでございまして、詳細は19ページ・20ページにございまして、予算現額5,092万9,000円、支出済額5,092万7,570円で、不用額は1,430円となっております。山川原地区の小集落地区改良事業に伴う公共用地の先行取得費、関係改良区の賦課金、公債費の元金・利子の償還費に支出したところでございます。

23ページをお願いいたします。『実質収支に関する調書』でございますが、歳入総額5,092万7,570円、歳出総額5,092万7,570円、同額で歳入歳出差引額・実質収支額はゼロでございます。

24ページの『財産に関する調書』の土地でございますが、山川原地区小集落地区改良事業に伴います土地売却面積463.62㎡、取得面積80㎡で差引383.62㎡の減となっております。決算年度末現在高は2万50.01㎡でございます。公共用地先行取得用地は、増減高はありませんでしたので変更はございません。

次に、議案第70号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第199条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の特別会計の決算書25ページをお願いいたします。歳入につきましては26・27ページで、詳細につきましては30ページから39ページに記載しておりますが、款国民健康保険税・国庫支出金・療養給付費交付金・県支出金・共同事業交付金・財産収入・繰入金・繰越金・諸収入を合計いたしまして、歳入合計は調定額17億1,127万9,308円、収入済額15億9,136万3,750円、不納欠損額587万2,554円、収入未済額1億1,404万3,004円でございます。収入未済額のうち国民健康保険税の収入未済額につきまして、現年課税分2,908万9,363円、滞納繰越分で8,076万3,057円でございます。不納欠損処分につきましては、外国へ出国、住所不定、不景気等による収入減によりまして120件、処理をいたしております。

歳出につきましては28ページから29ページでございます。40ページから49ページに詳細がございますが、款総務費・保険給付費・老人保健拠出金・介護納付金・共同事業拠出金・保健事業費・公債費・諸支出金・予備費を合計いたしまして、歳出合計は予算現額16億1,070万2,000円、支出済額15億8,324万7,085円、不用額2,745万4,915円でございます。なお、年度末の国保世帯数は3,236世帯、被保険者総数は6,585人となっております。

次に、50ページをお願いいたします。50ページの『実質収支に関する調書』でございますが、歳入総額15億9,136万3,750円、歳出総額15億8,324万7,085円、歳入歳出差引額・実質収支額とも同額で811万6,665円でございます。次に、51ページの出資による権利につきましては、国民健康保険診療報酬支払基金預託金286万8,000円でございますが、全額返納がございましたので、決算年度末現在高はゼロとなっております。基金につきましては、1,760万8,000円を取り崩しさせていただき、決算年度末現在高は1億535万1,721円となっております。

続きまして、議案第71号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の特別会計決算書の52ページをお願いいたします。歳入につきましては53・54ページでございますが、詳細につきましては57ページから60ページでございます。款支払基金交付金・国庫支出金・県支出金・繰入金・繰越金・諸収入を合計いたしまして、歳入合計は調定額・収入済額とも同額で、14億6,443万9,249円でございます。歳出につきましては55・56ページでございます。詳細につきましては61ページから64ページでございます。款総務費・医療諸費・公債費・諸支出金・予備費を合計いたしまして、歳出合計は予算現額14億6,435万2,000円、支出済額14億5,890万3,405円、不用額544万8,595円でございます。

65ページをお願いいたします。『実質収支に関する調書』でございますが、歳入総額14億6,443万9,249円、歳出総額14億5,890万3,405円、歳入歳出差引額・実質収支額とも同額で、553万5,844円でございます。

続きまして、議案第72号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書66ページをお願いいたします。歳入につきましては67ページ・68ページで、詳細につきましては71ページから76ページでございます。款分担金及び負担金・使用料及び手数料・国庫支出金・繰入金・繰越金・諸収入・町債を合計いたしまして、歳入合計は調定額14億9,357万7,748円、収入済額14億4,586万4,924円、収入未済額4,771万2,824円でございます。収入未済額につきましては、受益者負担金・下水道使用料でございます。

歳出につきましては69ページから70ページで、詳細につきましては77ページから82ページでございます。款総務費・下水道事業費・公債費・諸支出金・予備費を合計いたしまして、予算現額15億8,253万4,000円、支出済額14億2,654万3,867円、翌年度繰越額1億4,115万円、不用額1,484万133円でございます。

83ページの『実質収支に関する調書』でございますが、歳入総額14億4,586万4,924円、歳出総額14億2,654万3,867円、歳入歳出差引額1,932万1,057円、翌年度へ繰越すべき財源815万円を差し引きました実質収支額は1,117万1,057円でございます。

次に、84ページの『財産に関する調書』で、出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございませんでし

た。

次に、議案第73号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見をつけて認定を求めらるるものでございます。

別冊決算書『平成19年度特別会計歳入歳出決算書』の85ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、歳入につきましては86・87ページで、詳細につきましては90ページから99ページでございますが、款保険料・使用料及び手数料・国庫支出金、支払基金交付金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入を合計いたしまして、歳入合計は調定額8億9,219万2,563円、収入済額8億8,917万7,343円、不納欠損額65万500円、収入未済額236万4,720円でございます。不納欠損でございますが、対象者は30人となっております。

歳出につきましては88ページから89ページで、詳細につきましては100ページから113ページでございます。款総務費・保険給付費・地域支援事業費・諸支出金・予備費を合計いたしまして、歳出合計は予算現額8億8,296万円、支出済額8億7,929万6,208円、不用額366万3,792円でございます。

次に114ページをお願いいたします。114ページの『実質収支に関する調書』でございますが、歳入総額8億8,917万7,343円、歳出総額8億7,929万6,208円、歳入歳出差引額・実質収支額とも同額で、988万1,135円でございます。115ページの『財産に関する調書』でございますが、介護保険給付準備基金で1,034万6,101円積立てましたので、決算年度末の現在高は9,425万2,533円となっております。

以上、19年度愛荘町におけます一般会計および6特別会計の歳入歳出決算の概要を説明申し上げます。ご審議いただきまして、決算認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ◎監査報告

○議長(森隆一君)それでは、監査委員の報告を求めます。7番、小川君。

○監査委員(小川勇君)監査報告を申し上げます。

町長から提出された平成19年度一般会計歳入歳出決算書および特別会計の平成19年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書、19年度土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算書、19年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、続いて、老人保健事業特別会計歳入歳出決算書、下水道事業特別会計歳入歳出決算書および介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の以上6特別会計を、去る8月18日・21日・22日の3日間、各会計決算書および付属書類が関係法令で定められている様式で作成されているか、また、その係数が正確であるかについて、関係諸帳簿の照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施しました。

その審査の結果は、各会計の決算書および付属書類は、いずれも関係法令に遵守して作成されており、かつ係数も正確であると認めました。また、計算書の内容および決算の執行状況についても、適正に行われているものと認めました。

この3日間の監査を通じて、次のとおり決算審査の意見を述べます。平成19年度愛荘町一般会計の歳入歳出決算については、歳入歳出の当初予算の84億8,800万円に対し、増額補正4億9,464万9,000円、前年度継続費および繰越事業費繰越財源充当額2億5,517万5,000円を加えた予算現額は92億3,782万4,000円となりました。

この予算現額に対する収入済額は90億1,708万3,872円、支出済額は87億6,179万9,957円で、歳入歳出差引収支額は2億5,528万3,915円となったものでございます。翌年度へ繰り越すべき財源9,898万7,000円を控除した実質収支は、1億5,629万6,915円となりました。

歳入決算額の内容を財源別に見ると、自立安定度の尺度である自主財源は50億7,480万7,371円で、歳入総額の56.3%を占めています。町税の収入済額は38億6,351万5,774円で、前年度に比べれば21.8%の増となっている。しかしながら、町税の収入未済額は2億7,577万9,460円で、不納欠損額3,164万551円となっております。平成19年度10月から県職員の派遣による共同徴収を実施し、収入未済額の減額を図るとともに、徴収技術の向上に努め、徴税へ



の本格的な取り組み強化が図られ、その努力の成果について評価するものであるが、町税負担の公平性の観点から、引き続き収入未済額の減少に尽力されるよう、なお一層の工夫と努力を期待したいと思います。

次に、歳出決算額は87億6,179万9,957円で、歳出科目別の支出額で特筆すべき経費は、特別養護老人ホーム建設補助金、保育所入所措置費等の民生費が19億309万5,410円で、歳出額全体に占める割合は21.7%となっている。

次いで、小学校の大規模改修・増築事業の実施、教育振興資金積立金などの教育費に16億2,531万9,114円で18.6%を占めている。次に、まちづくり施策である生活基盤整備、特に公共下水道は継続事業で実施しており、愛知川地区において汚水管渠の整備を着実に努めているが、今後早期完成に向けて、計画的に事業の推進を図られたい。

以下、特筆すべき事項について若干申し上げたいと思います。

1番目に、町行政組織のスリム化と人件費の削減についてでございますが、町の果たすべき役割は再検証し、事務事業全般について抜本的な見直しを行うとともに、これまで以上に組織体制をスリム化し、より一層効率的な行政システムを構築し、適正な定数管理のもとで、人件費の削減に努められたい。

2つ目には、郵送料等の削減について。町民には町税をはじめ下水道使用料など領収書が、年間すべて関係する法人のもとに郵送されている。この郵送料と宅配料は、全町民に対し、根本的な削減に向け、改革していただきたい。銀行振込機械、あるいは預金から引き落とし記録がなにより支払証拠であることは、社会通念上何ら問題がない。領収書の必要なスタイルは、年間合計の領収書また支払証明書を発行する等で十分対処できると考えられるので、総論賛成各論反対ではなく、どうしたら削減できるかを検討され、町民への理解と、その啓発に努力されたい。なお、昨今の風潮としては、個人情報云々という盾にされていることが多々ありますが、法律は最小限の道德であると考えられ、常識のある町民、愛荘町に向けて町民への啓発により、個人情報が歪曲利用されない町として、新たな活動の展開を希望いたします。

3つ目に、指定管理制度の更なる導入について。指定管理制度は、平成15年9月に地方自治法の一部改正により導入され、町は平成18年度に指定管理者制度を導入されているが、これは民間活力を指定管理者として管理・運営を委任することにより、効率的な運用、住民サービスの向上、ひいては経費の削減につながるものであり、その効果を期待している。また、他の施設等についても、本格的に導入が検討され、弾力性や柔軟性のある運営を行い、より一層住民サービスの向上に努められたい。

4番目、負担金、補助金および交付金について。平成19年度の負担金、補助金および交付金は8億3,70万円の支出がされている。その主なものは、広域行政組合等への負担金、各自治会および各種団体への補助金、負担金である。これらの補助金等についてはゼロベースからの見直しを検討され、地方自治法に定められている交付要件の公益性を基本に置いて、目的と効果を検証するとともに、これらの用途についても精査するよう希望いたします。

5番目、財産の適正な管理について。町営住宅跡地をはじめ、町内には広大な遊休地や施設が点在している。これら遊休地および施設の積極的な利活用または貸付あるいは売却等を含め、その有効利用を進めていただきたい。全町的に未使用・未利用地、遊休資産や借地料について十分に洗い直し、検証を行い、利用計画のないものについては、早期の検討を行い、売却等促進に努められたい。

6番目、受益者負担の料金について。住民への行政サービスとして、教育、民生、衛生など、行政全般にわたり多くの施策が実施されている。それらの施策の参加費や施設使用料等については、現在、有料のものと無料のものがある。それぞれの施策への参加や施設の使用料については、何よりも公平の原則に鑑み、徴収すべきと考えられる。額については、それぞれ維持管理に要する費用だけは徴収すべきであると考えられる。行政サービスの一環であることから、利益をあげる必要はないが、行政と言えども原価計算した上での時間・内容等を考慮して料金を設定すべきであると考えられるものであります。

最後に、3番目をめぐり、なお町行政の健全化については、地方公務員の適正な給与水準の確保と、引き続き町行政運営に



取扱い、7割目までいままが、1月財政の健全化に力を入れ、地方交付金の確保に努め、町は現在1月財政運営は極めて厳しい現状にあると思料されるところであり、町の限られた経営資源を効果的・効率的に活用する行政運営が今まで以上に求められる。

このため、町の果たすべき役割を再検証され、施策全般について抜本的な見直しと、事業の適正な選択を行うとともに、これまで以上に町の組織・体制をスリム化し、より一層、行政の簡素化・効率化を進める必要があると考えられます。

また、地方財形運営の中心をなす予算編成にあたり、歳入については、正確にその財源を補足し、経済の現実に対応した収入を算定するとともに、歳出については、住民サービスを念頭に地方財政運営の基本理念を考慮し、合理的な基準によりその経費を算出されるなど、中長期的な視点に立ち、将来に禍根を残さない予算編成が進められるために、地方債の発行については可能な限り抑制するなど、健全財政の維持に努められるよう希望します。

以上、監査報告といたします。

### ◎延会の宣告

○議長(森隆一君)お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りいたします。議事の都合により、9月19日から9月25日までの7日間休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、9月19日から9月25日までの7日間休会することに決定しました。本日はこれで延会します。再開は9月26日午前9時です。よろしくお願い申し上げます。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成20年9月愛荘町議会定例会

3日目(平成20年9月26日)

開会:午前9時30分 延会:午前11時31分

#### 議会日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第67号 平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第68号 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。
- 日程第 4 議案第69号 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第70号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第71号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第72号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第73号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

#### 本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程と同じ

#### 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠々清次

- 4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 久保田九右衛門  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡あみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 森 隆一

### 欠席議員(0名)

なし

### ◎開会の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎一般質問

○議長(森隆一君)日程第1、一般質問を行います。9月17日の議事を続けます。

この一般質問については、通告があった10名のうち9名まで17日に本会議で既に終了しておりますが、最後の竹中議員の再質問において理事者側から答弁が不的確であったため、中止となっております。このことから、再度、理事者側の答弁を求めた後、竹中議員の再質問に移りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、再度、理事者側の答弁を求めた後、竹中議員より再質問の発言を許すこととします。

発言を許します。町長。

○町長(村西俊雄君)先日、本会議におきまして竹中議員から再質問をいただきました秦荘庁舎東側駐車場敷地に関するご質問に対してお答えさせていただきます。

当日は、あらかじめ通告をいただいております事項につきましてはお答えさせていただいたとおりでございましたけれども、再質問をいただきました農地転用手続きにつきましては、当方の調査不十分でお答えできなく、議会運営

上、大変ご迷惑をおかけいたしました点につきまして深くお詫び申し上げます。

その後この間調査をいたしました結果等につきまして、副町長からご回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、過日再質問がございました秦荘庁舎東側駐車場敷地の借地に関し、農業委員会を通じているのかとの再質問にお答えさせていただきます。

農業委員会を通してということは、農地法上の農地転用許可のことと存じますが、当駐車場の整備にあたり、平成6年当時農地であった当該地を旧秦荘町が買収すべく進めておりましたが、買収には応じていただけず、借地として協議が整い、平成6年7月15日、土地賃貸借契約を締結したところでございます。

駐車場造成工事にあたりまして、農用地区解除要請を行うとともに、埋蔵文化財調査を実施し、農業振興地域農用地の除外認可を受け造成工事に着手したところでございます。

ご質問の農地法上の農地転用許可についてでございますが、農地法第5条「農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限」の第1項第4号に、「その他農林水産省令で定める場合の規定」がございます。農地法施行規則第7条、これは省令でございますが、「農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外」といった規定がございまして、その第6号に「地方公共団体(県を除く)がその区域内の農地等を道路、河川等土地収用法第3条各号に掲げる施設に転用するため権利を取得する場合の規定」がございます。この規定は、「収容告示がなされていなくても、土地収用法第3条各号に該当していれば、許可を不要」とされておりまして、ちなみに、土地収用法第3条は、「土地を収用し、または使用することができる事業」の規定で、第31条に、「国または地方公共団体の設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接の事務または事業の用に供する施設」と定められておりまして、土地収用法の逐条解釈によります行政実例では、「庁舎に付属する駐車場も該当する」とされておりまして、したがって、当時の処理は法律上適正であったと認識をいたしております。

しかしながら、冒頭、町長がお詫び申し上げましたとおり、9月18日開会されました本会議一般質問で竹中議員の当該事項に係る再質問の答弁で、的確な答弁ができず、我々の不認識の極みと、深く反省をいたしております。竹中議員をはじめ議員各位に多大なご迷惑をおかけし、議会を混乱させましたこと、誠に申し訳なく、この場をお借りしお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)9番、竹中秀夫議員。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中です。再質問を行います。これからの質問に対しては、すべて町長に答弁を求め、再質問に入りたいと思います。

ただいま執行部より、農地法および施行規則に基づく土地収用法により、当該土地の農地転用を行ったとの説明を受けたが、私が不明瞭な点があると指摘しているのは、その前の段階である農振地除外についてである。農地法と農振法の違いは、私が言うまでもなくご存じのはずであると思います。農地法については、本年4月1日より、2ha以下については愛荘町に権限が移譲されたところであるが、農振法については、「知事認可」から平成12年に「知事同意」に変更しているものである。今も法的な手続きが必要である。

まして、今質問しているのは平成6年のことであり、当時、農振地の除外を求めるとは農振法第13条および同法施行規則第3条の2の「計画の変更処理」と行政内部に農業委員も参加した審査会的なものを設置し、その意見を添付するように求められているはずである。この土地の農振地除外が適正に行われたというのであれば、知事の許可証および、それに至るまでのすべての書類をこの場に提出を願いたい。

次に、農地転用および駐車場整備工事、公用車車庫等新築工事の進捗の手順について、お尋ねをいたしたいと思います。農地法はもとより、土地収用法による農地転用であっても、駐車場の設置については隣地承諾が必要であ

るが、その書類の提示を求める。

また、農地転用は農振地除外の許可がおりたあとでなければできない。当時、町長から町長へ除外認可を平成7年1月23日に行われているにもかかわらず、平成6年5月の日付「愛土区発97号」により、愛知川沿岸土地改良区より公共事業地買収等調書の提出についての依頼文書が出されているのはなぜか。答弁を求める。

加えて、農振地除外許可および公共事業用地買収等調書の提出や決済金の支払いもされていない平成7年1月20日に、駐車場工事の工期が始まっているのはなぜか。

また、車庫の建築確認許可が平成7年9月28日付「H7-345号」でおりているが、建築工期が9月25日から始まっているのはなぜか。もし大幅な変更等が必要だと指摘された場合、入札時の設計にも変更が生じる可能性もあるなか、なぜそれほど急ぐ必要性・緊急性があったのか、説明を求める。

次に、当該賃貸借土地について尋ねる。1つ、現在も2名の地主さんと賃貸借契約を結んでおり、年間210万円もの借地料が支払われているが、うち1名については相続により平成9年4月14日に所有権が移転されている。契約書の変更は行われているのか。その契約書の提出を求める。また、当契約書4条に、「賃貸借の単価については、近隣の公示価格等経済情勢を鑑み、5年ごとに協議する」となっている議事録を提出願いたい。

また、2点目には契約書に記載されている総面積は、借地9筆合計4,688.63㎡になっておりますが、実測契約にされている9筆それぞれの実測図の提出を求める。

3点目に、契約書に記載されている9筆合計面積が、法務局備えつけの公図および地籍測量図・登記事項証明書に記載されている面積より574.14㎡多くなっているのはなぜか、答弁を求める。

4点目、この契約書記載面積と台帳面積の差574.14㎡について、今日まで15年間支払われてきた387万5,445円をどのように考えているのか、答弁を願いたい。

5点目、この契約書の中には、公共道路の敷地に使用している土地が168.9㎡含まれております。本来、公共道路として使用するのであれば、この土地こそ土地収用法に基づき買収の努力をすべきであると私は確信を持っております。なぜその手続きを放棄してきたのか、答弁を求める。

6点目、この契約にうたわれている借地料、1㎡当たり450円の積算根拠を示し、この金額をどのように考えているのか、答弁を願いたい。

最後に、旧愛知川地域においては、介在農地は宅地課税されているが、旧秦荘地域においては合併前のものはされていないと聞かすが、合併後すでに2年半経過しており、旧愛知川地区と旧秦荘地区の間に不公平さや差別化がされている現状をどう考えているのか。この不公平さを是正するためには、旧秦荘地域の介在農地に対し、平成18年度以降の分を追徴課税するか、旧愛知川地区の宅地課税の差額を返還するか、2つに1つと考えるが、答弁を願いたい。同じ愛荘町に住みながら、同じ権利、同じ義務を与えられない住民の怒りは頂点に達していると思っております。行政の最高責任者として、この不公平さをどう是正するのか、住民に対しどのような申し開きをするのか、腹を据えて明確な答弁をされることを求め、再質問といたします。これは、私は最初の一般質問の中でも、緊縮財政という中で、このようなことが今日まで放置されてきたということは、最高責任者として、まして町長の地元の地権者であると、そのような不公平さを今日まで再度放置してきたということについて、明確な書類ならびに答弁をしっかりと願いたい。以上、再質問といたします。

○議長(森隆一君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩午前9時46分

再開午前10時30分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、竹中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、この件に関しまして大変詳細に細かい点までそれぞれのお質問の内容、大変お調べになった点については、心から敬服をいたしている次第でございます。

事前に担当者の方にいくつかお聞きしていた点もあるわけですが、これだけの膨大なご指摘の点を、ここ30分や1時間ですべてを明らかにしてご納得いただける答弁ができるか、本当に不安ではございますけれども、また、提出資料につきましても、今準備できるものとしましては、実測図は今でもお出しできるということで、またこの議会が終わり次第すぐに提示をさせていただきたいと思いますが、その他の点につきましてもなかなか、直ちに準備ができるものも少ないようでございます。その点、大変申し訳なく思っております。

今いただきました10数件あったかと思えますけれども、その中から私の方で、ただいまの短い時間での打ち合わせの中で町長からお答えさせていただける点について、いくつかお答えをさせていただきたいと思えます。

農振除外の問題とか車庫の手続き、あるいは決済金等の問題、あるいは賃貸借、あるいはまた介在農地の点については、それぞれの担当からお答えをさせていただきたいと思えます。私からは1点、建築確認がなされる前に工期がそれより早かったのと違うかといったご指摘もございました。これは今調べてみますと、建築確認は9月27日におりていて、工期の予定が9月25日からと確かになっているようでございます。現実の着工が本当に建築確認前に手がつけられていたのかどうかというのは、今直ちに私どもも確認ができませんけれども、まず建築確認が、工期はその予定だったのだけれども、建築確認がおりてから手をつけたのではないやろかというふうに、これは推測ですけれども、そういうふうに思う次第でございます。

それから、賃貸借のこのことにつきまして5年ごとに協議をするということで、これ確かに契約条項の第4条に「5年ごとに甲乙協議する」ということになってございます。事実上、最初の平成6年7月以降、5年経っても協議をされた経緯はありません。この点については、記録もないわけですが、近隣の地価公示等の情勢を鑑みながら協議するということになっているはずでございますし、何らかの協議をやはりすべであったと思えますけれども、その後の地価動向がこの賃借料に影響を及ぼすほどの変動があったのかどうか。変動はあったはずでございますけれども、その協議をなされた経過はございませんでした。

それからもう1点、この借地料の平米450円の積算根拠はどうだったのかというご指摘でございますけれども、まあ卒直なところ、大変高いなというのは私自身も感じるところでございますけれども、この積算の1つの考え方として、米の田んぼまでございましたのでお米に換算した金額ということで、1反8俵で、当時はお米も今よりずっと高かったと思えますけれども、2万円の計算で、借りるということでその3倍ということで、その2割で1反45万円という計算がなされていたようでございます。

これは1つの比較対象として、近くにはコメリとか平和堂がございまして、これもすべて賃借でなされた土地の上にあるということから、これもそういうものを比較対象になされたのであろうかなというふうに推定をすることでございます。

以上でございますが、ほかの点につきましてはそれぞれの副町長なり担当からお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、竹中議員の数点の再質問のうちの3点について、私からご答弁をさせていただきます。

まず、「農用地区解除の許可は県知事であるけれども、それらの書類はきちんとあるのか」というような質問だったと思えますが、農用地区解除の申請手続きでございますが、まず町の事業実施担当課、その当時は地域振興課あるいは総務課だったようでございますが、旧秦荘町の産業耕地課に『農用地区解除要請書』というものが出されております。それに踏まえて、関係課に上ります役場内協議がされておりました。それを終え『農業振興地域整備計画

変更予備協議書』を県に提出しておられます。

その予備審査を受けますといいますが、予備協議書を出して審査を受けるわけなんですが、予備協議書を県に提出する際に、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に基づく農業委員会の意見の添付が義務付けられております。農業委員会を開催して意見は聞いておりますが、その時点での農業委員会の議事録を探しましたが、申し訳ございませんが、見当たりませんでした。

次に、予備審査を終えた案件につきましては、農業振興地域整備計画変更協議書を県に提出いたします。県では本協議審査会が開かれまして、本協議を終了したことの農用地利用計画の変更案を公告縦覧する法第11条公告を町が行います。公告による異議申し立てがなければ、農業振興地域整備計画変更認可申請書を改めて県に提出いたします。県から認可を受ければ、農業振興地域整備計画を公告する、今度は法第12条公告を町が行います。あわせて、その法第12条公告を県農林水産部の農政課に対しまして12条公告の報告を行い、公告による申し立てがなければ町長は除外申請者に対して、その当時は町なんですが、事業担当者と同様に町長に対しまして認可通知書を発行し、一連の手続きが終了するということになります。

そこで、秦荘町東側駐車場整備にかかる案件でございますが、一連の手続きは遺漏なく行われていると思っておりますが、県・本町とも農業振興整備計画にかかる許認可関係文書は10年保存となっております。県・本町ともすでに廃棄処分をしております。旧秦荘町におきましては、事務処理規定に基づき平成13年3月15日に農業振興地域整備計画変更申請書の廃棄文書を確認いたしております。それにつきましては、私がおの当時回議書で廃棄しているということを確認いたしました。

このため、県に対しましてこの案件について、確かに県の認可を受けていることの証明になる書類はないのかということで問い合わせしましたところ、県も、先ほど申し上げましたように、保存年限が過ぎているからすべて廃棄しているので書類はないとの返答でした。しかし、県の認可に基づきます法第12条公告、実はこういう公告なんですが、法第12条公告がされておれば、県に対して一連の手続きが終えていると考えるとこのことであります。

といえますのは、先ほど言いましたように、法第12条公告は町がやりますと同時に県に報告しなければならないということになっておりますので、そういったところから言ったのだと思いますが、調べましたところ確かに12条公告がなされておりましたので、ご指摘の件につきましては、書類が今現在存在していないということが多々ございますが、その当時につきましては適正に処理されていたのではないかなというように思っております。

次に、農地転用時の隣地同意の問題でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、農地法施行規則第7条に「農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外規定」がございまして、その第6号に、「地方公共団体がその区域内の道路等、河川等、土地収用法第3条各号に掲げる施設に転用するため権利を取得する場合」の規定がございまして、土地収用法第3条各号に該当していれば許可は不要となっております。したがって、隣地同意につきましては、農地転用許可を申請する時に必要とされておりますので、許可不要の場合は隣地同意も不要であると考えております。

なお、農地転用許可に必要な隣地同意につきましては、各農業委員会が定める事務要領によりまして、今後における耕作の支障を回避するため添付義務を課せられているものでございます。

次に、ダム決済金の問題についてお答えをいたします。農地法決済金につきましては、愛知川沿岸土地改良区が次年度におきますダム賦課金の受益面積を確定する必要性から除外地を把握されるため、毎年度一括して愛知川沿岸土地改良区より土地改良法第42条に基づきます決済金のための公共事業用地等の農地転用の照会が、関係市町宛てでございます。この照会に基づきまして、当時の秦荘町産業耕地課より役場関係各課に対し、公共事業用地買取等調書の提出を依頼をされております。役場関係課よりの回答を踏まえまして、当時の秦荘町長から愛知川土地改良区理事長宛て、貸借借いたしております当該土地について、その旨を報告いたしております。



町からの報告に基づき、愛知川沿岸土地改良区理事長より、農地転用決済金納入についてということで132万円1,914円を平成7年3月31日までに振り込むよう通知がございまして、同年3月31日に指定口座に同額を振り込んだところでございます。

したがって、若干のタイムラグと言いますか、日程の前後はございますが、先ほども申しましたように、あくまでも次年度におけるダム賦課金の受益面積を確定する必要性から除外地を把握されるということで照会をなされておりますので、この件につきましては毎年度末に一括して照会されるというところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(森隆一君)管理課長。

○管理課長(北川孝司君)竹中議員さんの再質問の中の数点をご説明させていただきます。

賃貸借契約の契約者変更につきましてご説明させていただきます。相続されて契約書の名義変更はされておられません。契約につきましては自動更新となっておりますので、契約変更はされていないということです。よろしくお願いいたします。

続きまして、賃貸借しております面積と台帳の面積の相違についてご説明させていただきます。後ほど実測図を提出いたしますけれども、その実測図に基づきまして賃貸借の契約をしておりますので、土地の登記簿の面積とは相違が生じております。

続きまして、賃貸借契約しております土地で168.9㎡が町道に含まれているとのご指摘につきまして、ご説明させていただきます。賃貸借を行う時に公図を確認しましたところ、田と町道との間に里道があることがわかりました。官民境界の立会を平成6年12月6日に行いまして、境界の画定を行いました。その時に公図に錯誤があることがわかりましたので、公図訂正を行いましたので、賃貸借しております土地の中には里道は存在しておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)ご質問のうち、宅地介在田の旧秦荘地域の合併後の課税の状況でございますが、これにつきましては、合併協議のところで事務的に詰めさせていただいて、平成18年度以降、旧秦荘地域につきましても宅地介在農地につきましてはそのように処理を見直して課税をさせていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(森隆一君)9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)何点かは聞かせていただきましたが、まだ不明瞭な点が私には見受けられると。議長、書類も何も出てこないということはどういうことや。管理課長であれ誰であれ。

○議長(森隆一君)町長、書類提出ができていないということに対して教えてください。

〔町長が議長に書類を提出〕

○議長(森隆一君)一部提出がありました。残りの分に対してどのように解決するか、町長、教えてください。町長。

○町長(村西俊雄君)残りの分、何点かご指摘があったと思いますが、すべてのものが、ご指摘のものがなかなか見つからないようでございまして、そのほか農振地域の公告とか、そういうものはありますので、提出をさせていただきたいと思っております。

○9番(竹中秀夫君)これでは前に進まんと思いますが、どうですか議長。何点かの答弁について指摘事項があるということ、私は申しあげてるんやで。

○議長(森隆一君)9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)現実に揃わないと、ものを言ったら廃棄と、これ借地をしとるんやで。公金を払っているんやで、毎年、それに10年経ったら廃棄、もし注狂抗争がいろいろあるものが出たら、当初はこうであったのか、ああであ

ったのかと、ほんなもの「廃棄」で通る問題か。買取したものではないんですよ、ね。これは質問におよぼん。

○議長(森隆一君)その件について、町長。

○町長(村西俊雄君)確かにご指摘の点、回答あるいは提出書類等については十分なものでなかったかも知れませんが、今回のいろいろなご指摘いただいた点につきましては、私どもも反省すべき点が多々ございました。大変いろいろな面で勉強もさせていただきました。

今後の行政には十分これを生かしてまいりたいと思いますが、ご指摘の中でまだまだ不十分な回答の部分につきまして、あるいは提出書類等、今後も精査して、またそれをできるだけ早く、明らかになった点については今後の委員会なり、また全員協議会等でご説明を申し上げさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解のほど賜りたいと思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩をいたします。

休憩午前10時49分

再開午前11時28分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

再々質問から入ります。9番、竹中議員。

○9番(竹中秀夫君)9番竹中、先ほどの再質問の答弁でございますが、理解をできるものもありました。ただし、理解ができない不明瞭な点も多々あったと、こういうふうには私は認識をしております。

そこで、議長にお願いしたいのは、この会期中にどのような方向性をつくるかということ、全員協議会なり議員の皆さん方のご意見も伺いながら決めてまいりたいと思っておりますので、その点もあわせて、また執行部の方にも、今後もし提出の書類等々が見つければ、議長宛てにでも出していただき、その点もあわせてお願いをし、再々質問の答弁は結構でございますので、議長、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長(森隆一君)一般質問に関しては、議長としてこれで閉めたいと思っております。一般質問の中で残った課題が多々ありますし、それを証明されない部分も結構ありますので、会期中に全員協議会を、今日でなくても30日までの間に1回持たせていただきまして、皆様方の意見なりを聞きながら、議会としてはその対応の方法を検討していきたいと。行政は行政でその間、調べられることは一生懸命調べていただいて、真摯にその答えを出してきていただきたいとこう思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、また後に全員協議会の日程は報告させていただきます。その中でお諮りしたいと思っておりますが、本日の会議は、竹中議員の了解を得ながら、これで延会したいと思っておりますので、その件に対してご異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ◎延会の宣告

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、9月27日から9月29日までの3日間、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。

よって、9月27日から9月29日までの3日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。再開は、9月30日です。当日は午前9時より議会運営委員会を、午前9時30分より全員協議会を開催します。よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦勞さまでございました。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#) / [3日目](#) / [4日目](#)

### 平成20年9月愛荘町議会定例会

4日目(平成20年9月30日)

開会:午前10時00分 閉会:午後3時40分

#### 議会日程

- 日程第 1 議案第67号 平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第68号 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第69号 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第70号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第71号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第72号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第73号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

#### 追加日程

- 追加日程第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第 2 議案第74号 愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第75号 愛荘町特別職の職員の給与及び退職金に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 75号 愛荘町特別職の職員（常勤の者）の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第 76号 愛荘町体育施設条例の全部を改正する条例

追加日程第 5 議案第 77号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 6 議提第 4号 同和地区問い合わせ差別事件の真の解決に向けての決議

追加日程第 7 議提第 5号 議員派遣について

## 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡み子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長(森隆一君)お諮りします。ただいま人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、議案4件、議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、議案4件、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎人権擁護委員の推薦・説明・意見

○議長(森隆一君)追加日程第1人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○事務局長(宇野太佳司君)人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてをご説明申し上げます。人権擁護委員につきましては、秦荘地域3名・愛知川地域3名の計6名を、任期3年をお願いしております。現在、人権擁護委員であります愛荘町愛知川1750番地にお住まいの田中慶子さんが、平成20年12月31日をもって任期満了となります。

このことから、大津地方法務局から人権擁護委員の推薦依頼がございました。今回2期目の再任委員としまして田中慶子さんを推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長より議会の意見を求められております。適任であるか否かの意見ををお願いするものでございます。

人権擁護委員の役割・使命につきましては、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及・高揚に努めていただくことになってございます。任期につきましては、法務大臣から任命がされるものでございますが、委嘱発令日の統一化によりまして、平成21年1月1日から3年間となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより意見の発言を求めます。10番、吉岡あみ子議員。

○10番(吉岡あみ子君)人権擁護委員の推薦について、意見を申し上げます。

田中慶子さんは、お住まいは愛荘町愛知川1750番地、昭和18年1月1日生れの65歳の方でございます。今日まで、人権擁護委員として積極的に活動に取り組んでおられた方でございます。地域の実情にも詳しく、資性濃厚で円満誠実な人柄であり、社会貢献の精神に基づき、今後も引き続き、人権擁護委員として、その使命を発揮されるものと考えております。こういった極めて適性な方を人権擁護委員に推薦することは、誠に誠実な人柄であると思います。そうしたことから、適任者であると考えます。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ただいま吉岡議員から発言がありました。適任であるとの意見を議会の意見として、町長に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとの意見を町長に回答することに決定しました。

#### ◎議案第74号、75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第2、議案第74号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第3、議案第75号愛荘町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)それでは、議案第74号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料の1ページ以降をご覧くださいと思います。

改定の理由といたしまして、県内の旅行にかかる旅費のうち、日当については、現在、申し合わせ事項により支給されていないので、所要の条文の整理を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の2ページでございますが、愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するというので、付則を第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。経過措置としまして、第2項、県内の旅行に係る費用弁償に限り、第6条に規定する別表第2に定める日当については、当分の間支給しないものとする。ただし、駐車場を借り上げた場合は、その駐車料を支給するものとするものでございます。付則としまして、この条例は平成20年10月1日から施行するものでございます。

なお、この条例改正によりまして、別冊の説明資料の6ページの参考資料のとおり、愛荘町特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例による旅費につきましても、同条例第4条の第1号に、行政委員会に支給する額は、議会議員の例による。また、同条第2号に前号以外の特別職の職員に支給する額は、一般職の職員の上級職員の例によると明記されておりますことから、同様に解釈するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第75号愛荘町特別職の職員で常勤のものものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。この条例につきましても、別冊の説明資料の7ページ以降をご覧くださいと思います。

改正の理由といたしまして、旅費の支給方法は一般職の職員の例によるということになっておりまして、現在、県内の旅行にかかる旅費のうち、日当につきましては、申し合わせ事項により支給されていないので、職員の旅費に関する条例と同様に、所要の条文の整理を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の3ページでございますが、愛荘町特別職の職員で常勤のものものの給与および旅費に関する条例の一部を、次のように改正するというので、付則を第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

経過措置としまして、第2項、県内の旅行に係る費用弁償に限り、第3条に規定する別表第2に定める日当については、当分の間支給しないものとする。ただし、駐車場を借り上げた場合はその駐車料を支給するものとするものでございます。

付則としまして、この条例は平成20年10月1日から施行するものでございます。よろしく審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長(森隆一君)議案第74号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。我々町議会議員として、当然、自発的に費用弁償等に対して返上するというようにしているわけですが、それに基づいて、教育委員会・監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・農業委員会および固定資産評価委員会委員、こうしたものについても議会議員の例によるというふうになるわけですから、事前に、この執行にあたっての各委員会に対して告知をされているのかどうかをお尋ねします。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)ご質問にお答えしたいと思います。

それぞれ条例の制定をもちまして促していくものでございまして、ご質問のように、事前に行政委員会等につきましては、また周知いたしておりません。議決をもって周知したいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。



ます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第74号愛荘町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第75号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第4、議案第76号愛荘町体育施設条例の全部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第76号愛荘町体育施設条例の全部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の説明資料の11ページ以降を、ご覧いただきたいと思います。

まず、改正する理由でございますけれども、公共施設の使用料等につきましては、行政改革検討委員会の提言などから、有料化の方向づけをされているところでありまして、このことから、町といたしましては、県内の他市町類似施設と比較して料金に差のあるものや、減免規定により使用料を免除し実質的に無料となっている体育施設等につきまして、施設利用者に対します受益者負担の原則と公平性を確保する必要があるため、また、条例の定めるところによりまして、法人その他の団体であって地方公共団体が指定する指定管理者に体育施設などの公の施設の管理を行わせることができることとなっていることから、指定行為の手続きや指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲

などを条例で定める必要かのために、今版、従前の条例を全部改正させ（い）にたくもの（じ）さいます。

要旨といたしまして、本条例につきましては17条から整理をさせていただいております。

第1条につきましては、施設の設置目的について定めたもの。第2条につきましては、施設の名称および位置について定めたもの。第3条につきましては、前条各号の施設が行う業務について定めたもの。第4条につきましては、利用時間および休業日を定めたもの。第5条につきましては、利用の申請許可について定めたもの。第6条につきましては、利用の制限について定めたもの。第7条につきましては、利用権の譲渡の禁止事項を定めたもの。第8条につきましては、施設の利用許可を取り消す場合の要件について定めたもの。第9条につきましては、施設の利用料について定めたもの。第10条につきましては、施設の利用料の減免について定めたもの。第11条につきましては、使用した際の施設および設備等の破損に対する損害賠償義務について定めたもの。第12条につきましては、指定管理者に公の施設を管理させる場合の業務について定めたもの。また、その場合の条文の読み替え規定について定めたものでございます。第13条につきましては、指定管理者の管理の基準について定めたもの。第14条につきましては、指定管理者における利用時間および休業日等の変更について定めたもの。第15条につきましては、指定管理者の指定手続きについて定めたもの。第16条につきましては、利用料金について定めたもの。第17条につきましては、規則への委任について定めたものでございます。

付則といたしまして、1項といたしましては、施行期日を規定させていただくものでございまして、第2項につきましては、指定管理者制度への移行の際の経過措置について規定するものでございます。

別表1につきましては、第4条に規定させていただいております施設の利用時間および休業日等について明記をさせていただいたものでございます。第2表につきましては、条例第9条に規定いたします施設の利用料について明記させていただいたものでございまして、施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行ということでございます。よろしく審議をいただきたいと思っております。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。この体育施設条例の全部を改正する条例について、指定管理制度を導入するということが目的にあるというふうに考えます。

その指定管理に伴って、利用料についても変動等を行うということにつながってくるわけですが、ここの施設の体育施設についてあげられている各施設について、指定管理を導入するというとらえ方でいいのかどうか、答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)辰己議員さんの質問にお答えいたします。

辰己議員さんがおっしゃられましたように、指定管理を導入すべく、現在、検討をいたしているところでございます。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。指定管理をしていく場合においては、当然、町民さんの中にある組織体、そうしたものも含めて、指定管理となり得る構成要因を持てれば指定管理として委嘱できるわけです。

この各施設、副町長でもいいわけですが、そうした、今プールのような、要するに業者、言葉を変えれば指定管理ですが、言葉を変えれば委託というか、そういう業務をやっているわけです。

この各施設は、そうした委託が可能かどうか。今の場合の委託というのは、あえて民間という言葉に読み替えていただければ結構です。そうではなくて、町民の中にある組織体を指定管理者というふうにしていこうとしているのか、どうなのか。ここについて答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)指定につきましては、公募をしていきたく考えているところでございまして、今ほど辰己議員さんがおっしゃられましたように、町内の団体あるいは民間の事業者、そういったところは規定はいたしてありま

せん。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。公募はわかるんです。今現在、愛荘町内で指定管理制度を導入している中で、今あえて例を出したのは、わかりやすいためにプール等を出したわけです。で、まなくて、そうした民間を、民間という言葉を使うと非常に広くなってしまうので説明がしにくいわけですが、要するに学童保育のような、要するにその関わっている人たちで構成をし、指定管理を受けて、その組織がそれを運営していくという形態もあるわけです。

ですから、私はこの体育施設が、あなた方は公募だと言っているけれども、行政のスタンス・考え方・哲学がどこにあるかということをお前は今の質疑で聞いているわけです。

ただ、公募だから集まってくださいという、そういうとらえ方をするのか。ここは非常に、現在でも使われ方がわかっているとおり、剣道とか柔道とかバレーとか、そうしたものが使われている施設もあるわけです。多目的グラウンドにしても、地域の人たちの交流という言葉が適切かどうかは別にしても、そうした用途を含めて使われているわけです。じゃあ、そこに短絡的に公募で指定管理が募れるかどうか。そういうことを今、要するに、指定管理の導入における考え方を今問うているのです。それは副町長がいいでしょう。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)辰己議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、指定管理者制度と申し上げますのは、管理を効率的・合理的にやって住民サービスの向上を目指すというのが大前提でございますので、指定管理を導入するわけではございますが、この指定管理の導入にあたりましては、前回あるいは前々回でしたか、瀧議員の質問にもお答えいたしました。平成18年9月以降、指定管理を募集するものについては、すべてが一応スタンスとしては非公募という形になります。

しかしながら、その自治体によって、非公募がいいのか、公募でいいのかということにつきましては、その都度その都度考えていくというような答弁をさせていただいたと思うのですが、この体育施設につきましても、一応この条例上は一団となった施設でございます。

ですから、今のところは、生涯学習課長が申し上げましたように、公募ということで考えておりますが、今後この条例をお認めいただきますと、募集要領等定めていくこととなります。

したがって、その内容が公募に値するものなのか、あるいは非公募に値するものなのかを十分に議論しながら、今後の募集要領等を定めていきたいというように思っておりますので、必ずしも公募あるいは非公募に限定するものではないということをご認識いただきたいと思います。

○議長(森隆一君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。先ほど、ちょっと副町長にも言っていたのですが、例えば、先ほども辰己議員も言われた愛知川の方の学童保育、1番に愛知川小学校の方が指定管理ということになったわけですが、その場合も公募ということで、公募されたと思っているのですが、今のえちっくクラブ育成会のほかにもう1つ、来はったというようなことだったと思います。

その時には、やはり十分協議されて、中身をどうしたらどこが、指定管理をどこに頼んだらいいだろうかとということで十分協議されて、そしてやはり保護者会の方にされたと思うのですが、そういう経過を踏まえて、やはりあの公募されてきたのであっても、やはりそれぞれの団体、住民サービスを欠かさないような団体を十分に協議していただいて、指定管理を決めていただきたいと思いますので、確認の意味で答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)ただいまご質問にあった件でございますけれども、まず愛知川町時代にど出発に指定管理者制度を取り入れました愛知川小学校の学童保育施設、これにつきましても、基本的に公募でやらしていただきまし

たし、その時は現在の指定管理者であります育成会、一団体のみの応募でありました。

次に実施いたしました愛知川東小学校の学童保育施設につきましては、公募いたしまして2団体の応募があったというふうなところでございます。この応募に際して、それぞれ評点を、審査会で評点を付けさせていただき、その中で町として本当に住民の福祉のためにこの事業者任せられるかどうかといった判断、また、町の財政的な部分等も踏まえて審査をさせていただき、決定をしていったというふうな経過がございます。

今回の指定管理者制度導入につきまして、体育施設等につきましても同様な形で審査委員会を設け、審査をし、決定していく。決定した後、議会の議決をいただくというふうな運びで進めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。指定管理者制度について、今、副町長から、そのように公募を、流れとして一応、各施設がそれにそぐうかどうかというのは、この議決後に議論をしていくということを言われました。

私は、学童については当然、学校教育の組織の傘下には入りにくいわけですから、当然そうした制度で運営をされて子どもたちの環境維持をしていくという点では、いいのではないかとというふうな判断をいたします。

ただ、私が今聞きたいのは、この中で指定管理者制度を取り入れて、逆に行政のメリット・デメリット、要するに経費が私は逆に大きくなるのではないかとという施設があるというふうに踏んでいます。そうしたところでのご認識をお尋ねしておきます。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、社会施設につきましては、これは一団という形で指定管理をするような条例改正になっております。

当初は、いくつかのスポーツセンターあるいは運動公園等でバラしてはどうかという議論もしたわけなのですが、結果的に、こうした一団となった体育施設条例になっておりますので、ある場所によってはたくさん経費がいるところもあるかもわかりません。

そして、原則利用料金制をとらせていただきますので、全体でのスケールメリットを考慮しながら、あるところではマイナスなるかもわからん、あるところではプラスになるかもわからんということを中心に大きく考えながら、今後設計積算等に入っていきたいとも思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己。

○1番(辰己保君)体育施設条例の全部を改正する条例について、反対を申し上げます。

今、答弁の中で、体育施設の条例に基づいた体育施設の指定管理は、できれば一括指定管理をしていきたいという答弁でありました。しかも、その指定管理料は当然、施設において、プラスマイナスが出て、経費が逆に指定管理を導入したことによってどうなるかは不透明であると。私は逆に、はっきりと経費が増となるというふうに思います。

逆に、増にならないようにするために、利用料を引き上げなくてはならないという事態が生まれると。そのことまで推測しますし、推察します。よって、この指定管理というのは非常に危険であるということをも申し述べておきます。

では、指定管理そのものがなぜこのように導入されてきたのかということと言わなければならないと思います。やはり、それは北海道のある市の財政破綻、そうしたものがきっかけになって、それまで国が進めてきた公共事業のばらまき、また市場経済の中心主義、そうしたものがそのまちの破綻を呼び込んだというのが、私が見ているところで

1. まづそうであるわけですよ

そうした流れの中で、国が援助しない代わりに、要するに各地方自治体に指定管理者制度を導入させる、民間活力の導入ということが盛んに言われて、それで地域の財政を確保していく、健全化を願う、これはかっこつけであります。こうしたものが流れを作り出して、本町にもそうした流れがあります。

指定管理者制度を導入している施設と、導入を絶対にすべきでない施設、それは何かと言えば、今回出されているように、体育施設については行政が行うべき仕事、町民の福祉の向上、安全、健康を保持する、こうしたものの責務から言っても、要するに民間活力の導入が適切かどうか、これは大変疑問であるし、まず行政の責任で町民への提供をすることが望ましいわけです。

こうした、今、指定管理制度を我がまちも導入をしようとしているわけですが、これは国における自治体の市場化テストを我々がさせられているのだというところをまず見抜いて取り掛からなければ、何でも指定管理者制度を導入すればいいというふうにはいかないわけです。こうした国の政治の流れ、歪んだ政治の流れをしっかりと見抜いた上で、我がまちのあるべき姿をどう見い出していくのか。副町長もくしくも言いました。この指定管理者制度を各施設において導入すべきかどうかは、今後の議論を呼ぶと言いました。そのとおりであります。そこで、しっかりと我がまちの姿勢・方針が必要になってくるわけです。ですから、私はこの質疑の中で、指定管理者制度を導入する哲学を質したところです。

このことを申し上げて、あくまでも国の誘導する自治体の市場化テストに我々は乗らない。我がまちは我がまちで築いていく、まちづくりを進めるという立場に立って、政治を進めていくということを申し上げ、また進言し、反対討論いたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。これより、議案第76号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第76号愛荘町体育施設条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第5、議案第77号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第77号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

今ほど愛荘町体育施設条例の使用料の改正等に伴いまして、愛荘町立学校施設の開放に関する条例の学校施設使用料につきましても、施設利用者に対する受益者負担の原則と公平性を確保する必要があるため、今回、改正をお願いするものでございます。

改正の要旨といたしましては、別表の改正でございます。別表の中で使用料につきまして無料となっておりますものを、一時間当たり、体育館におきましては1面300円に改正をお願いするものでございますし、運動場につきましては、幼稚園につきましては一時間当たり1面200円、小・中学校につきましては一面当たり1時間300円をお願いするものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年4月1日より施行させていただくものでございます。よろしく審議をいただきたいと思っております。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、宇野君。

○15番(宇野義美君)ここで小さなことですが、備考のところ、利用者全体の2分の1以下ということになっておりますけれども、その「利用者全体」という言葉の定義を、ちょっと、もう少し詳しくご説明いただきたい。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)宇野議員さんのご質問にお答えいたします。

「利用者全体」の意味でございますけれども、申し込み時点で、複数名の方の申し込みがあった時に、その町内、町外の方の人数を確認させていただきまして、あくまでも学校体育施設につきましては、町内の方が利用するのが基本ということでございますが、やはり近年の広域化に伴いまして、町外の方との結びつき、グループ等の結成もございます。そういったところでございまして、町内の方がやはり半数を超えていないことには、利用していただくのまご遠慮いただくという意味合いから、そのようにさせていただいているところでございます。

この条文につきましては、改正前からも記載がされているところでございます。以上、よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第77号愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議提第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第6、議提第4号「同和地区問い合わせ」差別事件の真の解決に向けての決議を議題とします。

提案者の説明を求めます。6番、本田秀樹議員。

○6番(本田秀樹君)議提第4号「同和地区問い合わせ」差別事件の真の解決に向けての決議。

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。平成20年度9月30日提出者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者愛荘町議会議員久保田九右衛門

愛荘町議会議員小川勇

愛荘町議会議員竹中秀夫

愛荘町議会議員水野清文

愛荘町議会議員吉岡及ミ子

愛荘町議会議員長森隆一様

同和地区問い合わせ差別事件の真の解決に向けての決議

同和問題は、わが国における重大な社会問題であり、国民的課題であります。この問題・課題の解決を図るため、1965年に同和对策審議会答申が出され、今日まで様々な同和对策事業により一定の成果を収めてきました。愛荘町においても答申の精神を踏まえ、部落差別は命に関わる重大な課題であると認識し、同和問題の解決を最重要課題として積極的に取り組んできたところであります。

そして、同和問題をはじめとする、あらゆる差別の解決に向けた取り組みを推進していくため、2007年に人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

しかし、残念なことに、去年の8月16日に愛荘町役場へ電話で同和地区を問い合わせる事件が発生しました。今日まで取り組みを進めてきた中で、今回の同和地区を問い合わせる行為は、差別撤廃に逆行するものであり、誠に遺憾であります。

この差別事件の取り組みにおいて愛荘町・県行政など関係機関・団体は、今回の「同和地区問い合わせ」は、明確に部落差別事件であると表明しました。しかし、「同和地区問い合わせ」を行った市民が住んでいる東近江市行政は、「本人に差別する意図がない」から部落差別事件ではない。また、他人の名前を名乗り、同和地区を騙ったことは「個人のモラルの問題」である。という見解を表明しました。

「本人に差別する意図がないから差別ではない」ということがまかり通るようなことがあれば、興信所が身元調査することも、不動産業者が同和地区かどうかを問い合わせることも、すべて差別事件でなくなってしまう。また、同和地区を騙って不当な要求をすることは、「エセ同和行為」であり「悪質な差別事件」であります。このような行為を「個人のモラルの問題」として考えることは、長年にわたって取り組まれてきた部落問題の解決に向けた様々な教育、啓発の取り組みを否定することになります。

愛荘町は、同事件の提起者でもあり、差別性を明らかにすると共に、真相解明に向けた取り組みを強化していかなければならない。

以上、決議する。

平成20年9月30日 滋賀県愛知郡愛荘町議会

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)提出者本田議員にお尋ねをいたします。

この決議は、東近江行政が、本人に差別する意図がないから部落差別事件ではない、他人の名前を名乗りということは個人のモラルの問題であるという見解を表明しました。ということで、この問題について、東近江市ほどのように、見解を表明しているわけですから、どのようなことか態度をとっているのか。こういう回答からどのような態度をとっているのか。これについて答弁をいただきます。

そして、長年に渡って取り組まれてきた部落問題、その解決のために努力をしてきたから、こうしたモラルのない個人について、その問題性を周りから当然やゆもされるでしょう。そのことが、そうした行為が出てくるのが、長年に渡って取り組んできた成果ではないのでしょうか。本田議員ほどのように長年の成果をとらえておられうのか、答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。先ほどの辰己議員の質問にお答えさせていただきます。

東近江市のまうでは差別事件ではないということと、個人のモラルの問題という見解がありますが、部落解放同盟の中でも、このような事件があったということは、大変情けないということもお聞きしております。また、個人のモラルではなく、今後、東近江市としてもこの問題については真に取り組んでいただきたいと思っておりますので、このような決議書を出させていただきました。



また、長年の成果についてですが、同和問題については、本当に成果というのは目に見えない部分だと思います。落書き事件等、また差別の言葉諸々がまだ現在に残っているのが現状だと思います。それに取り組むことによって、今回このような愛荘町の方でも事件がありました。今後、議会としても、このようなことがないように、再発防止のためにやっていきたいと思っておりますので、このような決議書を出しましたので、よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。長年に渡って取り組まれてきたけれども、まだ今こうしていろいろな問題がじゃっ起する。当然、流れとしては昭和40年から、そして45年、国においてそうした問題をしっかりと正面に据えて取り組んでいこうという方向が生まれました。で、その長い年月を経て時間をかけてその問題に取り組んでいるわけです。当然、その流れの中では、そういった個人のモラルが問われることが生まれてくるわけです。それを不見識だということで、その人がその問題意識を持つということが、この環境づくりができてきたことは、長年に渡るそれは成果であるわけです。45年当時と、そのように変化がしてきているということ。そういうとらえ方を、私はしていただきたいなと思うわけです。

それで、この決議は、要するに東近江市の姿勢が要するに現状を正しく認識していないから、この議会決議をもってその考え方を変えていただくという思いを持たれて出されるのかどうかを尋ねておきます。

○議長(森隆一君)6番、本田議員。

○6番(本田秀樹君)辰己議員の質問にお答えします。

先ほどるる、辰己議員からの同和問題についての歴史等のお話を聞いて理解もいたしました。東近江市にということではなく、これは愛荘町議会として取り組んでいきたいという思いの部分で決議を出しております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己。

○1番(辰己保君)同決議に対して、反対討論を行います。

この決議文の中で書かれているところについて、当然、人権が尊重されないということに問題がじゃっ起すれば、それは好ましいわけではないわけです。当然改善が必要であります。だからといって、この文言の中に、同和問題の解決を最重要課題として積極的に取り組んできたということが言われています。

でも、今、そうした人権を侵害する事案は本当に、青年の部分、女性の部分、各分野で多く起こっているわけです。しかも、それが大変な事態に発展しているわけです。そうしたことをとらえれば、そうした観点から、この問題も取り上げていく必要があるというふうに考えます。

しかも、この決議が東近江市行政の内容が取り入れられて、それについての論評も、結局は個人の問題を行政の問題にすりかえての記述もあります。そうしたところから、議会の意思決定をするには、やはり、他の行政に対して批判をしているような議会の意思決定は好ましいとは考えにくく、反対討論といたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中です。議提の第4号についての賛成討論をいたしたいと思っております。

先ほどから提出者である本田議員、またならびに賛成者の私ども、同和対策特別委員会の中でも、るるこの点について協議をなされてまいったところでございます。そういったところで、私は先ほどから質疑の中でも辰己議員から出ておりますけれども、この点につきましても、東近江市の市議会の議会の場でも、一議員が市長に向かってですね、このような事案が発生しておるにも関わらず、首長としての考え方、また市民に対しての人権の取り組み、この点を指摘をしながら質問の中であったと。その中でも、市長は先ほど申し上げますように、本人が差別でないと言っておるのに差別の言葉を吐き出して、差別を助長する行為を許さず、差別をなくすことを目指すことを決意をしております。

なれば左がりの争家ではないと、このいふのはまた合併でいいのだと。

私はそういった中で、なぜこのように申し上げるかと言いますと、この人権は部落差別だけではございません。あらゆる人権差別、またその中にも障がい者もおればいろいろな方々等々があります。国際的にも60年という経過の中で、この問題には取り組んできたというような、今回この決議は、愛荘町だけでなく、全般的にもこれに取り組んでいただきたいというような思いから、議会といたしましても問題提起、愛荘町でもございます。こういった中で、十分な協議をさせていただいた中でこのような決議を述べたということをご理解いただきまして、賛成の討論といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより議提第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議提4号「同和地区問い合わせ」差別事件の真の解決に向けての決議は、原案のとおり可決されました。

### ◎議提第5号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第7、議提第5号議員派遣についてを議題にします。会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり、議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議提第5号議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩午前10時55分

再開午前11時11分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議案第67号から議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第1、議案第67号から日程第7、議案第73号までを一括議題とし、9月18日の議事を続けます。

まず、議案第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はお手元に配付しております決算質疑の順序により分割して行います。一般会計歳入全部10ページから53ページまでについて、質疑はありますか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。質疑を行います。

まず、19ページの使用料の方なのですが、住宅使用料で収入未済額7万4,900円と未収入額がありますが、なぜこのような7万4,900円の未収入があるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)町営住宅使用料の収入未済額7万4,900円につきましては、4人分の延べ6か月分の家賃と3人分の延べ5か月分の駐車場の使用料が滞納になったものでございます。

町は家賃・駐車場の使用料とも、それぞれ月末の日に入居者の口座引き落としにより徴収をいたしておりますけれども、滞納の原因については、延滞料金を徴収した上で、滞り込んだ場合にも滞り込んだ分は滞り込んだままにしております。滞り込んだ

ども、残高不正等の原因により引き落とせない場合もございます。その場合には督促状を発行いたしましたし、現金で納付をいただくか、翌月にまとめて引き落とすような形で滞納整理をいたしております。愛荘町の町営住宅の設置及び管理に関する条例と、もう1点、入居時に入居者と交わします協定書の中で、万一家賃等を3月以上滞納した場合は、理由を問わず住宅の明け渡しを請求するということもございますので、2月以上の滞納になった時点で、入居者を呼び出しまして指導を行い、徴収をいたしております。

そのことから、現状では、若干の滞納はありながらも、結果的には未納にはなっておりません。月遅れで入ってくるというような状況でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

今後も引き落としの期日に遅滞なく全額が徴収できますよう、適正な指導をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありますか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。

10ページ・11ページですけれども、町税についてです。まず、固定資産税のことについてですが、平成19年度決算においても、固定資産税の同和減免が行われていると思っておりますけれども、その廃止に向けての取り組み状況と今後の方向性についてと、税の公平性の見地からの見解を求めたいと思っております。廃止に向けての取り組みと今後の方向性は副町長に、税の公平性の見地からの見解を町長にお願いしたいと思っておりますので、答弁を求めます。

もう1つは、同じページなのですが、これも税にかかわってですけれども、主要施策の概要を見させていただいて初めて知ったわけなのですが、滞納整理で差し押さえの内容などが主要施策の概要のまうに書かれています。これほどのような場合を対象に差し押さえを行われるのか。そして、その時に個々の状況、個々の家庭の状況とか暮らし具合とか健康状況とか、そういうものを配慮しておられるのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまのご質問のうち、税の公平性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

税の基本は、やはり公平であるということが一番の大原則でございます。住民の皆さんの信頼の上に成り立っているこの税制度、やはりその確保が何よりも大切なことだというふうにお感じのところがございます。そういう意味からいっても、減免制度が長々と続くというのは、やはり問題があるかなというふうにお感じの次第でございます。皆様のご理解を得て、早急に是正すべきものというふうに理解をいたしております。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)固定資産税減免の関係についてお答えを申し上げます。

固定資産減免の経過等々につきましては、今まで何回もご説明申し上げますので省略させていただきますが、その廃止の方向につきましては、地域の方々と何回かお話し合いをさせていただきまして、一定のご理解は賜っていると認識しております。

しかしながら、一部の地区でまだ事業が残っておりまして、そこらの事業と進捗を合わせながら考えるということで今のところなっております。近々再度ですね、お話し合いを持たせていただきながら、早い機会に廃止の方向に向けてですね、方針を示させていただきたい。方針は示しているわけなのですが、今申し上げました関係で、少し立ち止まっている感じがありますので、また関係者の方々とお話し合いをさせていただきまして、ご理解を求めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)決算の概要の30ページの細事業の3361番、賦課徴収事業の③番の滞納処分のご質問だったと思っております。

事業成果にあげさせていただきます滞納処分の状況につきましては、昨年の10月から今年3月まで実施いたしました県との共同徴収による、その結果の滞納処分の状況をあげさせていただきますのでございます。

ここにあげさせてもらっておりますとおり、預金からずっと不動産までの関係がございませぬけれども、一発でこういった形でさせていただいたものではなく、基本的には先に差し押さえ予告、催告状を出させていただいて、納付相談等もさせていただいた状況のあと、回答のない場合、あるいは不誠実な場合につきましてはこういった形で差し押さえ等をさせていただいたものでございませぬので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありますか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。あとの差し押さへの状況などですけれども、納付相談の通知を送ったりとか、応じてもらえないとか、連絡がない場合ということですが、もう一つ、先ほどお聞きしたのは、個人個人の状況、家庭の状況を配慮しているのかどうかということで答弁をいただいておりますので、お願いします。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)家庭の状況あるいは預金等所得の状況、そういったものにつきましては、一定金融機関等照会をかけさせていただいて、本人等も呼び出しているわけでございませぬ。先ほど申し上げましたとおり、そういった形でお越しいただいて、分割納付なりの納付相談については、できるだけ相談に乗らせてもらうわけですが、それすらしていただけない方々につきましては、やはり一定時間を区切りまして、こういった処分をさせていただいたところでございませぬ。

なお、今年につきましても8月に約120件の滞納の差し押さえを予告させていただいて、今現在、その仕事を継続して進めている状況でございませぬ。いわゆる納付相談等いろいろな形で、できるだけ分割納付なり等の協議をさせていただいているわけでございませぬので、そういった形で今後とも税の徴収につきましては、できるだけ分割納付等のことも考えて納付相談には乗ってまいるわけでございませぬけれども、それすら対応していただけない方々につきましては、同じような形で差し押さえはさせていただく予定でございませぬので、よろしく願いをいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありますか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中。10・11ページの固定資産税のところ質疑を行いたいと思います。先だっけの一般質問でも、私はこの件につき質問をさせていただいたところでございませぬ。その中で、介在農地の宅地課税です。これについて質問をしてみたいと、こういうふうに思っておりますのでございませぬ。

先日、収納管理主監が、平成18年度以降、旧の秦荘地域については宅地介在農地についてそのように処理を見直しておるといふ答弁であったと思っております。合併後は、新たに埋め立てられた土地について宅地課税しているのは当たり前でございませぬ。

そこで、18年度までに埋め立てが済んでいるところについては、旧の秦荘地域では雑種地課税というふうになっているおるわけでございませぬ。旧愛知川地域では宅地課税がされておると。合併後、同じ町民でありながら、片や雑種地課税、片や宅地課税というのは、あまりにも差がありすぎて町民の差別化もはなはだしいのではないかと。

そこで、愛荘町では住む場所によって、同じ権利や同じ義務が与えられない町であるのか。住民の怒りは相当なものと思っております。

また、合併を2年半過ぎたがやね、この間の旧秦荘地域と旧愛知川地域との格差の是正はどうするのか。秦荘地域については追徴の課税をするのか。愛知川地域については返金するのか。どちらかお答えをいただきたいと思っております。

また、旧の愛知川だけでなく、同じ秦荘地区に住む人にも、18年度以前に埋め立てた人と18年度以降の人とで格差が起きておる。それに対しても同じく是正はどうするのか。

愛荘町の行政まいつまで、先ほど町長も税については平等化、また皆さんと同じようにというような先ほどの答弁があったかと。また、減免についても前向きに考えておると。これも一日も早く私自らも皆さんにご理解をいただけるように進めてまいりたいと。この認識は持っております中で、合併2年半が過ぎても同じ、先ほど申し上げますように、秦荘

地域でもこれだけの格差ができておると。愛知川地域でも格差がある。これは何をさして合併にこぎつけたのか。その点も合わせて、この固定資産についての答弁を求めてまいりたいと思います。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 固定資産税の介在農地の関係について、特に埋め立て後の課税の状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

埋め立て後の課税の状況でございますが、状況によって宅地、状況によって雑種地というふうな形での課税がなされておるわけでございます。現在、雑種地におきまして、愛荘町内1,950筆余りの雑種地があるように、今現在認識をしておるわけでございます。

そういった状況で、先の一一般質問にもございました雑種地の関係の課税状況につきまして、年次計画を組ませていただいて、再度見直しをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、議員ご指摘の、ものによって宅地あるいはそうでないというふうな状況のものでございますが、その詳細な1筆ごとの筆の分につきましては把握いたしておりませんので、またご指摘がありましたらその分の調査をさせていただいて、またご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(森隆一君) 9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君) 9番、竹中。先ほどは主監より答弁をいただいたわけでございますけれども、大まかに言いますと年次計画の中でやっていきたい。なるほど、計画がなければ物事が進まない、一定の理解はさせていただくしながら、既に私は先ほどから申し上げていますように、今日まで2年と半年以上すむんですよ。格差の是正を、まだこれから年次計画ですか。その間、いつまで経っても、私が言うような税の徴収の仕方をするということの受け止めでよろしいんですか。

私は先日の一般質問でも申し上げましたように、合併協議会の時から、税についても合併後はただちとは言いませんけれども、取り組んでいかななくてはならないと、そのような協議であったと認識をしております。それは主監も認識をしておるといふうに私は思っております。

先ほどから何回も申し上げますように、現在格差があるんですよ、ね。この住民の血税である、それでもまだ年次計画の中で。言い方は悪いですけども、吸い取れるものは吸い取っていかうとか、そのような行政ではないというように私は思っておりますけれども、早急な取り組みと、そしてこの固定資産の決算書にも載っておりますように、あらゆる緊縮財政等々を提出されたわけでありまして。そういうことを鑑みする中で、町長がいつも申されているように、住民に幸せをと、言葉だけでは。

主監、実行に移すということ、住民が1つのテーブルで、1つの土俵で、これは極端に言いますと、この税は高いけれども、みんな同じ苦しみだと。この税は安くなったと、これは何やと。あらゆることを住民は行政に期待をし、我々にも期待を寄せておると。そういったことも踏まえながら、年次計画ではないに、早急な取り組みにかかるのか、その点の答弁をお願いします。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 竹中議員の税の公平性につきまして、ご指摘のとおりかと思っております。

現在、この前6月議会にも補正予算をお願いしましたとおり、固定資産の中の宅地部門についての統一化を今現在調整させていただいているところでございます。それにつきまして、早急な調整を必要とするのは私のところもやぶさかではございませんけれども、即、全筆というふうな形になってまいりますと、特に問題となります雑種地につきましては、全体等の調整等の時間を要しますのと、基準をきちんと持ってまいらないと再度仕事のやり直しのような結果が生ずるわけでございますので、私が申し上げました年次計画というのは、即かかっていながらも、多少時間がかかりますので、その点についてはご理解を賜りたいと思っております。

○議長(森隆一君) 9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中。今ほど主監が申されるには、多少の時間等々もかかると。

ここで、あなた方は住民に押し付けのことは時間がかからずして押し付けてきたということも、多々あるわけや。そういった中で、住民にかかることですよ。私はいつの日かわかりませんが、秦荘地域の方が18年度以後にあなたの住まいである旧の秦荘地域で、同じ地域でなぜ税がこれだけ違うのかと。そのようなことをあなたは聞いてませんか。

先ほどから申し上げますように、一貫として公平性を言うのであれば、即急な取り組み、その点をはっきりと明記した答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)先ほどの質問の答弁の繰り返しになるわけですが、取り組みはもちろんさせていただきます。ただ、即急に全部を、例えば、平成20年度中こというふうになってまいりますと、ちょっと事務量が多すぎまして対応し切れませんので、先ほど来申し上げております年次計画を組ませていただいて対応させていただきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

次に、歳出の議会費54ページから総務費79ページまでの質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。56・57ページの部分なのですが、総務費の報償費のところ、公正・透明な入札確保委員会委員謝礼と公有財産有効活用検討委員会委員謝礼と載ってますけれども、その上にも行財政改革の検討委員会委員の謝礼が載っていますけれども、行財政改革のほうは答申を見させていただいたと思うのですが、この下の2つについては、その話し合われた内容などが報告はされていないので、どのような内容が話し合われてきたのかということと、今後答申とかそういうものを出す予定なのかどうか。そういう予定を答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今いただきました公正・透明な入札確保委員会の関係でございます。これには、年3回あるいは4回、町の方で入札を執行いたしておりますので、その入札の執行状況・入札結果状況等を説明をさせていただいて、いろいろご意見をいただいているところでございます。この委員会につきましては、町の方から諮問ということについては現状ではさせていただいていないというようなことでございます。あくまでも状況を審議していただいているというようなことでございます。内容につきましては、都度、町広報で掲載をさせていただいているところでございます。

また、公有財産有効活用検討委員会につきましては、19年度1回の開催をさせていただいたところでございまして、これらにつきましては、既に3回開催をさせていただいて11月ぐらいに4回目と言うようなことで考えております。これには、町のほうから町有地の有効活用、遊休地の処分というようなことでお願いをしているところでございます。議会の方にも以前お話をさせていただきましたように、近々に予定をいたしております給食センターの整備、それに伴います用地の確保というようなことで、適地のご意見をいただく。また、遊休地の処分等につきましても、一定町の方針というものをこの委員会等で協議をさせていただいて、一定の方針を打ち出していきたいなど。そのもとで処分を考えていきたい、進めていきたいなどというようなことで考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。同じく57ページの節の11需用費と、14番の使用料及び賃借料、この部分をお尋ねいたします。私も昨年、監査させていただいておりましたが、その都度その都度、小出しに出てきますので、こういうトータルとしてわからなかったのが、決算にあがってきたので。

食料費58万8,782円、昨年は38万6,054円、なぜ、こういうふうになくなったか。理由を説明していただきたいのと、コピー使用料448万2,084円が、昨年は359万7,097円、およそ88万5,000円増となっております。この訳をちょっとお聞きしたいです。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時42分

再開午前11時45分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)まずご質問いただきました食料費の関係でございますけれども、これにつきましては区長総代会の賄いということで支払いをさせていただいているところでございます。

特に平成18年度につきましては、区長総代会の関係は約32万円ほど、それから19年度につきましては53万4,000円程度というようなことで、約20万円近くの開きがあるわけですが、これにつきましては、会場の関係もございましたし、また、18年度は欠席の方も多かったです。そういう関係で19年度の方が支出が多かったというような状況でございます。

特に18年度は金剛輪寺荘がございましたので、そちらの方で開催をさせていただいたというようなことで、経費が削減されたというようなことでございます。

今後につきましては、町の施設でというようなことで考えさせていただいておまして、なお経費の削減を図っていくように、区長総代会の小委員会・幹事会でも協議をさせていただいているところでございます。

また、コピーの使用料でございますけれども、これについては、毎年、両面コピーを使用するようこと、また非常に枚数の多いものについては、輪転機の印刷機で使用してまいりというようなことを促しているわけですが、特に19年度につきましては、総合計画あるいはいろいろな計画の策定がございました。そういう関係で膨大な資料の印刷というようなものが非常に多かったですので、特にそういう関係が影響をしているというふうに考えているところでございます。

また、需用費の中の消耗品関係でございますけれども、これは一定、全体の各部署でそれぞれ消耗品を持っているわけですが、大筋はやはり総務課の方で握っておりまして、こちらの方で一定の部署を掌握した形で執行させていただいておりますので、大きい金額が出ているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(森隆一君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。一応、今ご説明いただいて理解いたしました。

そこで、私も監査させていただいています時に、やはりコピーの使用料の一覧表等々を請求し、その都度その都度節税に努めていただきたいと、こういう旨を口やかましくなるほど言わせてきていただいております。そういう観点から、今後もあらゆる方面で節税をお願いしたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。61ページの委託料の町有地管理業務委託料の224万5,982円、ちょっと内訳をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。



○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時50分

再開午前11時51分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。管理課長。

○管理課長(北川孝司君)ただいまの質問にお答えいたします。町有地管理業務委託料224万5,982円の内訳ですけれども、川久保地先の町有地の管理事業ということで、田面の管理に141万4,070円、それ畦(けい)畔(はん)等の草刈り等の管理に14万1,912円、それと香之庄地先の町有地の草刈り等の管理に69万円でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)はい、8番、久保田です。141万円の管理費ですけれども、これはどういう具合の渡し方なのか、その辺ちょっと。どちらのほうへどういう委託をされたのか。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時52分

再開午前11時53分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。管理課長。

○管理課長(北川孝司君)ただいまのご質問にお答えいたします。141万4,070円の管理ですけれども、有限会社アグセス愛知のほうに田面の除草ならびに秋につきましては、コスモス播種をお願いしているところでございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中。ページは61ページ、使用料及び賃借料のところでございます。この借地料につきまして、これも一般質問をるる何点かさせてもらっております。そういう中で、まず賃借契約の契約変更についてをお尋ねしたいと思います。

管理課長の答弁では、契約書は自動更新となっており、契約変更はしていないと、こういう答弁であったと思います。そこで、契約者は、契約書ですね、いくら自動更新になっていると言え、賃貸借契約が締結されたのは平成6年7月19日と。お気の毒ですけれども、契約者の死亡により相続登記されたのが平成9年4月14日、つまり賃貸借の相手が変わってから11年以上も放ったらかしであると。少なくとも、この契約書の有効期限、平成17年3月31日は契約者が死亡していることはわかっていたはずであると。

契約書の第3条に、賃貸借契約満了時において甲乙双方から書面をもって異議の申し出がない場合は、10年間で単位として自動的に同一条件により継続すると、こういうふうにも明記になっております。甲の町長は異議の申し出ができて、乙の本人は死亡をしておき、異議の申し出ができることができない。先ほど申し上げますように、平成9年4月14日にお亡くなりになっておると。

当然この時点ですと、つまり平成18年4月1日には相続権利者に対し賃貸借の意向を確認の上、新たに相続権利者との契約を交わさなければならないと。その手続きをしていないのは行政の義務違反ではないかなと、私はこういうふうに思っておるわけでございます。

また、平成18年4月1日には、既に合併されており、秦荘町から愛荘町へと変わっているのだから、なおさら契約変更をすべきでなかったかなと、あるべきであると。なぜ変更契約手続き義務を遂行しなかったのか、理由を説明願いたい。

それから、賃貸借地の面積と台帳面積の相違についてでございますが、先だっの一般質問の中で管理課長は、実測図に基づき契約をしているので登記簿の面積と相違が生じると、このような答弁をなされたように思います。そこで、町が担当した実測図について、誰が実測したものであるか、また、注務局の地籍測量図は平成7年5月2日に

土地家屋士、調査士ですね、司法書士が測量し、土地所有者本人確認の実印を捺して、合筆分筆されているものである。つまり、本人が私の土地はタエ平716の11については1,829.9㎡、タエ平723の11については992.43㎡しかありませんと報告しているのです。

しかし、町の実測図面ではタエ平716の11は2,113.78㎡、タエ平723の11は1,309.43㎡もあることになっており、この2筆だけでも本人申請の実測より600.8㎡も多いことになるが、なぜか説明を求めてまいりたい。

タエ平716の31については、相違なくどちらも51.66㎡である。これはもう1筆のほうですね。上記のこの本人の申請については、駐車場工事が行われたあとの実測である。そうでなければ法務局に提出ができない。この2筆については、町のですよ、大事なことですよ、町の固定資産台帳も登記簿の面積と同じである。722番地についても、もう一人の土地であるが、台帳面積1,074㎡で、町の実測図では1,213.76㎡となっており、139.76㎡の相違が出ておる。また、「賃貸借契約のうち、168.9㎡が公衆用道路の用地になっているのでは」と、私が尋ねたところ、管理課長は「公図確認したところ、田と町道の間には里道があるということがわかったので、官民境界の立会を平成6年12月6日に行い、確定した。公図に錯誤があって、公図是正を行った」と。「賃貸借地には里道は存在していません」という答弁でありました。

そこで、賃貸借地に里道があるのかないのかは聞いていない。「賃貸借地のうち5筆の168.9㎡、道路用地として賃貸借しているのではないか」との質問をした。答弁が食い違っている。

平成16年12月6日に行った官民境界の確定図をまず提出を願いたい。公図の是正をしたというが、借地5筆ほどへ移動されたのか。公図の是正をされていれば、法務局の公図にあがってくるはずであるが、また合筆等していれば登記簿にあがってくるはずである。町が提出した実測図では、当該地番は法務局でも出てこない。

もし、この168.9㎡が駐車場用地に含まれているとしてもですよ、町の実測、9筆合計で4,688.63㎡に対し、台帳面積4,114.49㎡で、574.14㎡の相違が生じる違いを説明願いたい。

また、契約金額の5年前の協議についてと。これはご存知のように、先ほども申し上げていましたように、5年前にいろいろな協議をしていくと。先日の、これも町長の答弁では、「協議は、なされた経過はございません」ということを答弁されております。契約書に明記してあるにもかかわらず実行されていないのは、私は大変遺憾であります。今後どのように対処するのか。

借地料の根拠についてでございますけれども、町長は、これも答弁の中で、「1㎡当たり450円は大変高いな」というのも、私自身感じるところであります。近くのコメリや平和堂の借地を比較対象にされたと推定すると、このような答弁をいただいております。そこで、緊縮財政の中、町長自身が借地料の1㎡当たり450円は大変高いと認めながら、なぜ今日まで放ってあったのか。コメリや平和堂の借地料を比較対象にされたと推定するならば、当時平和堂は坪当たり300円、つまり1㎡当たり90円まで借地している。

これは、私は当時これに取り組んだ方にお聞きをし、今現在の借地料等々を聞くなり、約何倍かという差があると。こんなに行政が維持管理までしていかななくてはならないこの土地に、莫大な借り上げをしておるといような、びっくりというのか、いちその方もあるところの市民でございますけれども、私にそのように申されておった。現在のですね、新しい方の建物が建てられた時でも、坪当たり310円、コメリは当時は建っていませんでしたね、平成6年の時は。なぜこれほど多額の借地料を支払ってきたのか、説明を求めたいと思います。

また、今後緊縮財政の中、この法外な金額をどのように見直すのか、これも説明を求めたいと思います。農振地除外の手順の適正さについても、副町長より、これも答弁の中で、「適正に処理されたが、書類については破棄した」とのことである。

しかし、これだけ詳細に調べ、12条公告までしたと言い切るからには、何か根拠があったのと思う。その根拠になるものすべてをこの場に提出して説明を求めたい。平成7年の沿岸土地改良区等の書類が残っているのに、同時期

に県の許可書ですね、ないのはおかしい。借地をしておるんだから、許可書等重要書類は残しておくべきものであると私は思っております。

一連の書類の提出を再度求める。町長から町長への認可が残っている県の許可書が本当にあれば、同様に残してあるはずだと思っております。今何点かを私は申し上げましたが、その点についての明確な答弁をいただきたい。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩をいたします。

休憩午後0時11分

再開午後1時15分

○議長(森隆一君)引き続き会議を開きます。

先ほどの54ページから79ページまでの質疑の続きに入ります。答弁からお願いします。総務主監。

○総務主監(細江新市君)先ほど竹中議員から質問をいただきました土地の賃貸借契約書の甲乙の名義でございますけれども、甲につきましては旧の秦荘町長が契約をされているわけですが、これにつきましては、当然、合併しましたら変わっていくわけですが、地方自治法の施行例の第5条におきまして、合併等による廃置分合による場合、地方公共団体の事務すべてを継承するというようなことをうたわれていますので、この点については法的には何ら問題がないというふうに解釈をしているところでございます。

一方、乙の関係です。これは地主の方でありますけれども、先ほど質問にございましたように、当初の契約者が亡くなられておられまして、相続人につきましては、その借りている土地の登記簿につきましては相続人の名義変更が既になされております。

しかし、この土地の賃貸借の契約については、従前の方の名前で契約がそのまま続いているというような状況になってございます。そういうことから、民法上は大丈夫だというふうに解釈をしているわけですが、やはり後々のことを考えますと、同じ町内の方でもありますし、当然わかった時点でお互いが、どちらかでも申し出て、名義変更をもう一度させていただいて契約をさせていただくのが妥当かなというように思っております。

そういうことから、もう数年も経ったわけですが、既に土地の登記簿は相続人に名義変更なされてますので、こちらの方から申し出をさせていただいて、契約書を新たに相続人と契約をさせていただくのが妥当かなというように解釈をさせていただいております。

それから、もう1つ面積の関係ですが、実際的に500㎡以上の誤差が生じているということについては承知をいたしております。なかなか数年前の事務の関係でありまして、なかなかさかのぼって解明していくのはなかなか難しいわけですが、またもう1つは、この土地の道路側のところで、字界の変更・変更でまなしに境界があるわけですが、そういう関係で、知らない者がパッと見ても非常にわかりにくいような公図になってしまっていて、そういうところへんではさかの解釈が、相違が出ているのではないかなというふうに思っております。

現状では、お2人の所有者でありまして、そのあそこの土地については、たぶんですが、お2人がやはり相談されて土地の区画を早い時期にされているのではないかなと。で実際は、その土地を借りる時には公図とは違った形で区画をされてあったというようなことで、借りる段階については新たに境界確定等をしながら公図もはっきりしていこうというようなことで、合筆をされています。合筆をされて現状に合った形で、もう一度分筆をされているというような状況でございます。

それからもう1つは、あの土地が現状の土地より広いと、現状の土地と言いますのは土地の登記簿の面積より現状は広いというようなことで本人の申し出があったと思うのですが、実測をしてまいりというようなことで、これは町の方から司法書士に依頼をしまして実測をしていただいているというところでは。

これはご質問もいただいたところでありますけれども、その実測をする段階に、先ほども話がございましたように、境

界の確定協議書、ここにありますが、この境界の確定立会については、平成6年12月16日に立会をされております。地元区長あるいは農業組合長、当然土地の関係者の立会のもとになされております。

この官民地境界の確定協議書の道路、先ほど道路敷きに含んであるのと違うかというような話もございましたけれども、この官民地境界の立会をされて、最終、官民地境界の確定線というのを引っ張られておりますけれども、その引っ張った道路、それから今借りております田んぼとの境界に線が引っ張ってありますけれども、その先ほど、なかなか口ではちょっと難しいのですけれども、いくつかの小さい単数を申されました8百何番あるいは826番、826の1、それから827の1、827の6、827の7、それから1111の1、これらについては境界確定をされて、現状の今のあの駐車場の敷地内に入ってるという境界確定をなされております。そういうことで、この部分が大幅に誤差が出ているところかなというふうに解釈をしております。

この境界確定をしましてから、代書の方で実測をしたその実測数値でもって、この賃貸借の契約をなされております。

しかし、それぞれの土地登記簿、こちらのほうについては面積の地積更正がなされていないというようなことになってございます。そういうことで、本来ですと確定をいたしまして実測をいたしましたら、当然その500㎡からの誤差が出ておりますので、その増えた分、やはり土地登記簿も地積更正の登記をしていただくというのが建前であろうかなというふうに思います。そういうことで、確定協議書がありますし、それぞれ代書の方で実測しておりますので、その実測にしたがって、やはり町のほうから申し出させていただいて、土地の登記簿を本来の実測の数値に地積更正をしていただくように、こちらの方から申し出をさせていただこうかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西敏雄君)私のほうにもいくつかご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まずは、5年ごとの協議がなされていないのはどうということやと、こういうご質問でございしますが、確かに賃貸借契約書を確認いたしますと、「単価については、近隣の時価公示価格と経済情勢を鑑み、5年ごとに甲乙協議する」と、確かにこういうふうに条項が入っております。

一般的に賃貸借契約、家賃でもそうですけれども、これとよく似た条項は入っている例が多いかと思っておりますけれども、その間の情勢の激変で変えていくというのが普通だと思うんですが、この間、相当年月も経っていて、この条項を見ると5年ごとに協議するということになっていきますから、据え置きにするのか、あるいは時価が下がっているから下げるのか、逆にまた上がっているから上げるのか、こういった協議を、少なくともやっぱりやっておくべきであったろうというふうに考える次第でございします。

それから、もう一つ、1㎡450円はどうして決まったのかというお話でございしますが、今となってはなかなか、どのような協議経過があったのか、つまびらかではございませんけれども、どうしても町側としては、その土地を譲り受けするか貸してほしいという強い希望があってですね、結局、交渉事ということから、契約の中身の交渉事の中で、妥協したと言いますか、その決まってきた金額ではなからうかというふうに推測を申しあげる、推測する次第でございします。近隣の商業的利用されているところについても、議員はお調べになって、それよりも高いという状況のようではございますが、今後やはり妥当な対応の仕方というのは、相手の方ともお話をさせていただく。その方策については、今後十分な検討をしたいと思います。

いずれにしても、この土地については、やはりこれからも必要な土地というふうに考えておりますので、年間140回からパーティーセンターの行事にも使っている。また、中学校や近隣の役所の職員も利用しているということから、あれがなければ回りきらないという土地という認識は持っておりますので、しかしながら誰しもがご理解いただける、その妥当な対策について、十分な検討をしたいと思いますというふうに思っているところでございします。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、私から農用地区域解除の許可の関係で答弁をさせていただきます。  
農用地区域解除につきましての県知事許可を含め申請手続きにつきましては、先の一般質問の再々質問で答弁申し上げておりますので、省略させていただきますが、秦荘庁舎東側駐車場整備にかかります農用地区域解除につきましては、県の許認可をいを含めの一連の手続きは、遺漏なく行われているものと考えております。  
ご質問の件の許可文書等を提出せよとのことですが、先の答弁でも申し上げましたとおり、県・本町とも農業振興整備計画にかかる許認可関係文書の保存につきましては、当時の秦荘町事務処理規定により10年と規定されておりました。このことにより、県・本町とも既に廃棄処分をしております。

そこで、重要文書については保存すべきとのご質問でございましたが、それぞれ事務担当課ごとに文書の保存年限は定められておまして、町の事業を実施する担当課、この件につきましては、その当時は総務課でございました。これをまた所管する、所管すると言いますか、これら許認可事務を経由する課、当時の産業耕地課でございますが、それぞれで事務文書の保存期間を定めておると思います。総務課から産業耕地課へ発する書類につきましては、現在でも残っております。

しかし、産業耕地課と県と関係文書、いわゆる産業耕地課と申しますのは、当然、公共事業を受ける課でもありますし、一般住民さんが、それぞれ除外をされる時に施行する課でもございますので、産業耕地課と県との関係文書は10年保存といったことで既に廃棄されているということでございます。県も同様でございまして、10年で廃棄をされております。

このため、先ほど答弁でも申し上げましたように、県に対しまして、この案件について、確かに県の認可は受けていることの証明になる書類はないかとの問い合わせをしましたが、廃棄処分している関係で、書類はないとの返答でございました。

しかし、県の認可に基づき行います法第12条公告がされておれば、その公告は県にも報告する義務があるということでもございましたので、調べましたところ、確かに12条公告がなされておりました。それは保存されておりました。したがって、法第12条公告の写しは提出をさせていただきます。

いずれにいたしましても、文書保存処理の関係で、議員ご要望のすべての書類が整いませんで申し訳ございませんが、当時適正には処理されているものと認識をいたしております。

なお、県から産業耕地課へ出されております許可書類はございませんが、県の許可を受けまして、当時の産業耕地課から総務課へ出されております町長から町長への許可文書は存在しておりますので、提示をさせていただきます。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質問はありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中。私も質問が多すぎて、また聞くほうが多すぎるので、しっかりと頭の中に入れるには大変こう苦慮をしておるといってございまして。

こういって中、先ほどから質問をさせていただいた中で、500㎡については認めるという答弁であったと、こういうように答弁された。これについてですね、今日まで私は当初から言っておりますように、10年また5年ごと、また17年にこの賃貸借が更新になるかならないかというような2点においても、もちろん公図そのものでもはまきりしておりますけれども、地権者との話し合いの場も1回も持っていないということは明白になっておるわけでございます。これは行政の私は怠慢だと、こういうふうに思っております。議会や住民から聞かされて、ああ、これは間違いだとか、ああ、これはほどやとか、という問題ではありませんので、行政自らがその土地については毎年210万ならびに維持費等々をつぎ込んでおる借地のところである。

私はこれについても、町長が申されますように、固定資産についてですよ、町長。1月1日から12月31日までが次年度に前年度の税が加算されてくると。そのようにこれは決まっておる、法で決まっておるのだから。それについて

の税なりいろいろな関係等々もこれにはついて回ると。その点についても即急な対応をされるのか、この契約は17年にやったから継続ですのでとか、そうではなしに、是正するところは是正すると。間違いは間違いだということは、行政自らやっていくべきだと、私は思っております。その点について全般的な、町長にお尋ねいたしますけれども、その点についてを再度、町長の答弁を求めておきます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)制度全般にわたるようなお話もございましたが、この土地に関して申し上げますと、面積の差異、あるいは地目の問題、あるいは地目の問題から当然、評価の問題も出てくるわけですけれども、こういった点については、できるだけ早くやはり正常な形にすべきであろうというふうに考えております。

先ほども雑種地のお話もございましたが、これも含めて、できるだけ早く、本来の形にしていくということを必要かというふうに思っている次第でございます。

○議長(森隆一君)他に質疑はありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田。先ほどもうちょっと質問しようと思ったら、竹中議員に先を越されて、ちょっとタイミングをずらしたわけですが、再度質問させていただきます。

先ほどの川久保の土地の約4ha、これ141万円余りの委託料と聞いておりますが、これはただ単に耕すだけが141万だと解釈しております。そうすると、4町の、反当に割ると約3万5,000円ほどの金額になります。2回すいたとしても1万7,000~8,000円、非常に高額、我々農家から考えたら高い委託料だなと感じるわけです。

これはいろいろこうあちこちこう値段なり交渉されたのか。どういう算定でこうやって出してきたんか。ましてちょっと今年度もまたこんな状態で委託されるのか。これやと非常にこう、今の緊縮、緊縮と言われながら非常に高いように感じるわけですが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午後1時37分

再開午後2時39分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。管理課長。

○管理課長(北川孝司君)川久保地先の町有地の管理の費用につきまして、内容につきまして説明させていただきます。田んぼの除草・耕起ということで、モア-の粉碎とトラクターによる耕起を1回していただいております。それと、除草ということで、耕起をもう一度していただいております。

それと、秋にコスモス播種ということで、コスモスを播種していただく前に、耕起・整地、それと播種、それと覆土という作業をしていただいております。また、播種する場合、熟田になる場合がありますので、畝立て作業、そして、そのあと除草剤散布、そしてその費用の中には資材費ということで、コスモスの種子代15万500円、それと除草剤の費用7万6,545円が含まれております。また、コスモスの花が終わりました後は刈り取るということで、モア-による刈り取り、その後、トラクターによりすき込みをさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。5番、河村君。

○5番(河村善一君)65ページのところで、そのページの前から負担金補助金及び交付金の中にあるわけですけれども、65ページの2段目のところに、非常に大きい金額ですとお尋ねします。

地方自治研究機構共同調査研究事業負担金として400万円、これは実際に非常に大きい400万円の支出をされているので、これは何にお使いになったのか。それとコミュニティバス運行対策事業補助金965万5,000円という部分、その2つについて、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西俊雄君)まず15日の地方自治研究機構共同調査研究事業負担金400万円の件、内容が

ごさいますけれども、(仮称)湖東三山スマートインターチェンジの設置ということで数年来から進めさせていただいて  
いる中で、この湖東三山インターチェンジが開通しても、この地域の活性化をこのインターを利用してどのようにした  
らいのだろうというようなことを、財団法人地方自治研究機構との共同でビクターズインダストリーによる地域活性化  
の可能性に関する調査研究というのを、地方自治研究機構に委託をしました。その委託に関する町の負担分でごさ  
います。よろしくお願ひします。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)ご質問いただきました2点目のコミュニティバスの運行対策事業でございますが、これに  
つきましては、地方バス路線の存続をするために、県と沿線の関係市町が補助をいたしておるものでございまして、  
それに伴いまして、住民さんの交通手段の確保に努めているところでございます。

町内におきましては角能線と蚊野線に助成をいたしておりまして、県3分の1と町3分の2で欠損額の分の助成をさ  
せていただいたものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)ちょっと地方自治研究機構共同調査研究事業負担金について補足の説明をさせていただきま  
すが、今、調整室長が答えましたように、インターチェンジができれば地域全体の活性化をどう図るのかということで、  
2市4町で取り組んできたものであります。

これはインターチェンジ期成同盟をやっている市町の中から、これは何も愛荘町だけのインターチェンジと違うぞと、  
もちろんそうでございますが、地域全体で地域の活性化をどう図っていくのかというような中から、いろいろと調べま  
して、この地方自治研究機構に共同研究を申し入れようということで、総額は1,000万円だったと思ひます。600万円  
は、この地方自治研究機構が出してくれました。そして400万円は、全額愛荘町ではなしに2市4町で負担をしたわけ  
でございます。

他の愛荘町以外のところからも負担金をいただいて、トータルで400万円を自治研究機構に一部負担として負担をし  
たと。研究成果物も、もう立派にできておりまして、これからのまちづくりにならして、こうというふうにごさ  
います。

○議長(森隆一君)ほかに、竹中議員。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中。61ページ、先ほど久保田議員が町有地の管理業務の委託料、これに関連する質  
問でございますけれども、これは農協の関係のアグセスさんと私は認識させてもらっております。

私がこの質疑の中で言いますのは、川久保地先だけやなしに、ほかにもアグセスさんに委託をしておると。この委託  
についてどうこうか、という問題では申し上げませんが、緊縮の財政というような、いかに財政の取り組みが大  
事であるのかということ、これは執行部はまあもちろんのことだと思ひます。

そういった中で、次年度ですね、いろんなところからの見直しということで、こういうものも愛荘町全体の中で、田んぼ  
ならぬにいろんな携わっている、単純に言いますと地域の組合とか諸々があるということ、執行部の方はもちろん  
ご存知であろうかと思ひます。

できれば、そういう方々に交渉する中で、委託を受ける、受けないはその時の状況下にもよりますけれども、少しでも  
緊縮な予算範囲の中でできるとならば、その予算が安ければ、ほかの教育面なり福祉なりいろいろな面に財源を向  
けてやるのが、執行部の今後の私は、愛荘町を見る中で考えていくのが当然かと、こういうように思っております  
が、その点についてもご答弁を願ひたいと思ひます。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

今年度、特に緊縮財政というようなことで、いろいろな節減策を設けさせていただきましたけれども、必ずしも全体すべ





に殿さんに比べても、ハイハイ目閉症で、セリを言ったので、9、言葉九をフがまんぐいし攻撃されるのにつたつ、ものが言えなくなると、それをちょっと表現する例が非常に極めて適切でなかったということで、取り消しをさせていただきました。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。2番、上林君。

○2番(上林直君)今、町長が認めていただきましたとおり、やはりこの言葉を発せられたということは確かであります。また、私もちょっと文面に用意はいたしましたけれども、町長のおっしゃるとおり、その流れからこの言葉が出たものと思います。大臣の名前を言うのも何ですけれども、先日辞任もされましたが、こうした、何でも語ることは確かにこう大事なことであります。それは否定もしません。けれども、立場と、またそれぞれの責任においての言葉が大事かと思えます。

私も一昨年におきまして、町長に人権尊重につきましての一般質問をさせていただいた中で、一言あったように思いますが、今回もまだそれにちょっとこう思っていただけではないなというところ辺もございましたし、そういうところ辺で、今後において、町長は首長ですので、やはりその責任はとっていただきたいというふうな感じもしますので、そんな感じで十分注意して、心して発言のほうを求めたいと思います。この件につきまして、町長の答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)私は何でも思ったことをつい言うてしまうほうで、わかりやすくというつもりで、できるだけ迫力のある言い方はないのかなというようなことを思っていて、数字を取り上げていつも、単なる方針とかではなしに、できるだけ数字をあげて説得力のある話ができないかなというのが、私のいつもの心情でございまして、ついそれがそんなことにちょっと言い及んだ点については、誠に申し訳ないというふうに思っておりまして、その点については撤回させていただきましたし、今後十分気をつけてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。88ページと89ページの部分で、障害福祉費ということで、これは委託料になると思いますが、日中一時支援事業ということで、そこにかかわった質問をさせていただきます。

18年度まで、障がいを持っている子どもさん、甲良養護学校とか小学校の障がい児学級とかの子どもさんにサマーホリデー事業というのを夏休みに、その子どもさんたちのためにサマーホリデー事業を夏休みに毎年行っていたのですが、いろいろな続けられない理由があったということで、19年度から自立支援法に基づく、先ほども言いました日中一時支援事業の方に移行されたということがあります。

このサマーホリデー事業というのは、本当に保護者の方々、そして子どもさんにとっても大事な取り組みだったと思います。もう去年のその時期には保護者の方は本当に続けられないものかということで、声もお聞きしていました。そういう声はこの場でお伝えしておきます。

そういうことで、移行された日中一時支援の就学児夏期休暇支援型という取り組みに参加した子どもたちがどのような状況だったか、把握されている範囲で答弁をお願いしたいと思います。その取り組みについての成果、また今後の課題についても答弁を求めておきます。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)サマーホリデー事業につきましては、平成18年度まで実施をいただいていたところでございますが、その中核となられる指導員の方々、ずっとお世話になっていた方々ですが、仕事に疲れて残念ながらご協力がいただけなくなったというような中で、やむを得ずこういう形に移行してきたところでございます。自立支援法によるサービス事業という形で、実施をしているわけですし、特に1町だけでなく愛知・犬上郡、それと彦根市の方も実施をされているわけですが、できるだけ圏域で形を合わせてやっていくということで、事前に打ち合わせをして進めているところでございます。

参加の方が少し少ないようでしたが、制度についてはできるだけ利用しやすいものにとということで、また今年

度につきましても少し改めてございます。できるだけご期待にそえるように進めていくべく、日夜勉強をして、改善すべき点は改善していくということで進めておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。当然、私ども毎年度、決算において出していますが、コミュニティづくり実行委員会の補助金で、当然これについて、まともな本当に答弁がないのですよ。いったいこの実行委員会補助金はどういう目的で、何を指して執行しているのか、見えてこない。

だから、その見えてくるものでしっかりと、もう掘出してかなり経つんですよ、旧の愛知川町から見れば。同じ答弁しか返ってきていないということは、実績がないということですよ。積み上げられていないということ。目的に添って、その事業目的に添って執行されていないということですよ。

ですから、再度この場で、この19年度決算においてどういう成果があって、こういう成果をまだ不十分があるから、こういう部分で21年度予算も続けていくと。ただ予算に計上していればいいという問題ではないわけで、自立を促進するためにこうした問題が執行しているはずですよ。

ですから、そうした趣旨に添ってやっていると。事後点検をどのようにされているのか答弁をいただいて、来年度どのようにされていくつもりか。何が弱点があったり、何が補完しなければならないのか。そこを明確に答弁をいただきたい。

○議長(森隆一君)人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)辰己議員のご質問なのですけれども、平成16年6月、そして、平成17年6月にもコミュニティづくり実行委員会の関係の質問がございまして、その時にもお答えをさせていただいております答弁と同じでございます。

やはりコミュニティづくり実行委員会助成金の算出根拠であります。今なお差別が現存しております。同和問題の早期解決には、やはり地区住民の自立、そして自立意欲、そして連帯意識の向上が不可欠かと存じております。そうしたことから、地区住民相互の連帯意識を深めるとともに、人権意識を尊重し、自らの手で魅力ある自治会づくりを積極的に進めたいというふうなことで、コミュニティづくり実行委員会の方に交付をしているものでございます。

そして、差別事件も今なお起こっております。そういうことから、地区住民がそれに対する、負けない力をつけるというふうなことで、やはりこういう事業には補助金を出して、地区住民の参加協力をしていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)今、聞かせていただいていると、差別が確かに、先ほど議会の意思決定で決議というものが行われました。それは当然、考え方の違いも行政のとらえ方も違いがあるということも明らかになりました。それがどうであるのかということには、別に私は言明をする気はありません。

ただ、今言っているのは、どこがどういうふうに変化をきたしてきているのでは。どういう活動をしているから、どうなのだと。これは決算ですからね、どういう事業をやってきたのか。じゃその実行委員会はどういう活動をしているのか。要するに、清掃活動をしたりというのは、過去の答弁ですよ。清掃活動なら、一般の自治会の事業活動と変わらないでしょうと言っているわけです。なぜ、その活動に補助金を出さなければ自立が促進できないのかということですよ。その理論的根拠を持っていないでしょう。同じ答弁の繰り返ししかできていない。

かなりいろいろなことを勉強されている所管がその程度の答弁しかできていないわけですよ。どうやって促進をするのですか。差別に強い人たちを育てると、その説明も非常にこっぴいだと思ふし、だから、再度もう一度、これについては答えられる人が答えてください。

私は昔、旧の愛知川町時代に、同促協という補助金が100万円あったんですよ、確か。これに類推するというか、そういう補助金だという私のとらえ方があるのです。そうした、しっかりとした根拠もない。その当時は昭和53年、60年ぐらい、まさにこれから事業をしていこう、地域の人たちと一体になって事業を完遂していこうという目的の中で、同促協というものは補助金が出されたというふうに記憶しています。

でも、この議会において私が、同促協の拠出根拠はないと言ったら、直ちに次年度に廃止されました。これはそれに僕は類するものだということを指摘しているわけです。だから、同じような答弁なら、やめるべきだ。そして、もっとも地域の人たちに、愛荘町の皆さんの総意をもっともっと力を借りていく、食い尽くしていく。そうした活動の展開を図っていくことだというふうに思うのです。

今言いました指摘したことを、どういう活動をしてきて、何が問題なのか。何がまだ補充していかなければならないか。そのために、補充するためにこの活動補助金が必要なのだということまで、この場で答弁をいただきたい。同じ答弁は結構です。同じ答弁するなら、来年度廃止しますと言ってください。

○議長(森隆一君)人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)お答えさせてもらいたいと思います。コミュニティ事業は、一般に交付されているコミュニティ事業ではございません。やはり、昔から部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向けての事業でございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。5番、河村君。

○5番(河村善一君)83ページの、ちょっと差異というかちょっと、違いがございますので、ちょっとご答弁いただきたい。12役務費の中の通信運搬費、これは長塚が11万2,407円、川久保や山川原と非常に、3倍近く、4倍ですか、費用が出ております。それと14番の使用料及びのところのコピー使用料が10万円近くのところが出ております。非常にほかに比べて金額が出ているわけですが、そのところのご説明をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時10分

再開午後2時26分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)河村議員のご質問ですけれども、お答えさせていただきます。

通信運搬費の長塚11万2,407円の関係なんですけれども、旧秦荘地域の方は有線放送の徴収金がございます。3台ございますので、それが8万1,000円でございます。8万1,000円を差し引いていただきますと3万円ぐらいになりますので、その分が多くなっております。

それと、下の方のコピー使用料のほうなんですけれども、長塚が10万9,255円あるのはなぜかということなんですけれども、山川原と川久保にない自主活動学級というものをさせていただいております。秦荘西小学校の子どもたちが放課後、学校が終わってから館の方に来まして、1年生から6年生までの児童なんですけれども、毎週金曜日に活動をしていただいております。そのコピー等が必要になってきておりますので、その経費でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質問はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。87ページの19の負補交の部分の町シルバー人材センターの運営補助金、これはこんでどうのこうのではないんですけれども、シルバーセンターを育てるために補助金を出しておられるということです。

しかし、いつかは法人化をという話がありましたが、法人化に向けてのご努力と、いつごろの目途かということをお聞きしたいです。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)シルバー人材センターの法人化についてのご質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターの法人化につきましては、今年度の始まるの総会におきまして、来年度から法人化を実施していくというようなことで方向性を打ち出させていただきまして、現在、法人化に向けての提言等からずっと事務的に準備をいたしているところでございます。

そして、それに伴いまして法人化がされますと、財政支援も国の方からもございます。その要望にも、先だって町長とシルバーの理事長さん等と一緒に要望活動も実施をさせていただいたところでございまして、年が明けまして1月早々には、法人化に向けての決定ということをしていきたいというような、そういう意向で事務的にも進めている状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

次に、労働費102ページから消防費129ページまでの質疑に入ります。質疑はありますか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)120・121ページのところ都市計画費のところについて質問します。

委託料で都市計画マスタープラン策定業務委託料というのがあがっていますが、これは決算の概要を見せていただきますと、19年度と20年度で何かマスタープランを策定するようなことが書いておりましたけれども、この19年度時点でどこまでの進捗状況であるのかということと、その概要にも書いていますとおり、まちの将来像・整備方針を示すビジョンということですので、どのような方針で示そうということと考えておられるのかを、見解を求めておきます。

そして、もう1点は、同じここにかかってはですけども、先ほど来も関連としては出ておりますけれども、川久保の東部公園用地を自由に使う、その土地を自由に使うようになるためには、都市公園の網をはずさなければいけないというふうなことでずっときているわけなのでありますが、前にも聞いたわけですが、もう一度確認のため、取り組みの経過と成果、それから今後の見通しについて、答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)今議会の本田議員さんの一般質問の中でお答えをさせていただいておりますけれども、都市計画マスタープランの策定状況でございます。

19年度・20年度ですけども、19年度につきましては、住民アンケートの調査、あるいは現況の把握とか課題の抽出までを終えておまして、20年度は本年6月に第1回の策定委員会を開催させていただき、協議をいただいているところでございます。

現在、現況調査ならびに課題等の結果から全体構想案のまとめ中でございまして、その案をもちまして、10月2日の日に第2回目の策定委員会を開催させていただくことになっております。また、その後の作業ということでは、地区別構想案というのも作成することになっております。作業の進行に合わせて、第3回目以降の策定委員会で協議をさせていただきたいと、このように考えております。

先ほどの川久保の公園用地も含めましてでございますけれども、愛荘町の都市計画マスタープランは、当町における都市計画づくりの将来ビジョンを確立し、整備の方針を定めるためのものがございますから、今後も住民・行政などがビジョンを共有し、協働による都市づくりを進めていくということを目指して、これの実現する手法の一つでございます都市計画の総合的な指針を定めていくということになっておりますので、現在のところ報告させていただくのは、以上のようなところでございますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時35分

再開午後2時35分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)川久保地先の旧の東部公園用地の関係ですけれども、ご質問のように、都市計画区域の決定の網がかかってございます。以前お答えさせていただいたように、今年度中に町の都市計画審議会をかけたまま網をはずすというようなことで考えておりますけれども、あそこの広大な土地利用というものを、やはりそれなりの計画を立てなければならないというようなことで、今進めているわけですけれども、なかなか全体の土地利用が全部決まらないというのが現状でございます。

一定、一部分も含めまして、今年の年末ぐらいから議会の方と相談をさせていただきたいなというようなことで進めさせていただく計画でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。今の都市計画の公園用地の網をはずすための取り組みについてですけど、以前は、愛知川町の時ですけれども、その場所を、みどりの基本計画というのをつくって、その場所を、みどりの基本計画の中の公園用地というのを定めて、そこに網を移さないでだめだというふうに聞いたんですけれども、それだと相当、計画策定とかいろんなところを、それは総合計画にも載っていますけれども、かなり時間がかかるのではないかなと思うんですけれども、何か制度とかそういうものが変わったのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。というのは、今の答弁ですと、今年度中にははずすことができるような答弁でしたので、その点についてお願いします。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)この件につきましては、県の都市計画課と既に協議指導をいただいております。権限移譲の関係もございまして、町の都市計画審議会で審議をいただくというようなことで聞いております。

どの程度どうするかということ、先ほどお答えさせていただいたようなことで進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。113ページの報償費8、下から2番です。街道交流館整備事業検討委員会委員等の謝礼9万5,000円というのがあがっております。昨年は5万5,000円でした。これが人員が多くなったのかどうかという1点をお尋ねしたいのと、この街道交流館の見直し、以前ちょっとそういう話をさせていただいた時に、箱物は今後、経費がかさばるのであまり好ましくないというような意見もお聞きしたように思います。それで、この街道交流館をどのように今後されるのか、あわせてお尋ねいたします。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)街道交流館整備事業の件につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、報酬につきましては、2回しておりますので、その分1回と2回の差でございます。

それから、街道交流館の方向でございますけれども、最終の整備検討委員会で、公設民営で整備していくという原則と、それから、住民参画型の施設運営をしていくということで方向性を決定いただきまして、その時点で整備計画の検討は終わっております。途中で今保留という形でございます。

と言いますのは、現在、この愛荘町全域の「まちじゅうミュージアム構想」というのがございまして、その職員のプロジェクトチームを編成しております。その中で、この街道交流館というものをどういう位置づけをしていくかということで、当然そのミュージアム構想の核となるべき施設でないとききませんので、そのプロジェクトチームの中の検討待ちということで担当課としても注目しております。その結果について注目しておるところでございます。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

○議長(森隆一君)これで質疑を終結します。

次に、教育費128ページから予備費177ページまでの質疑に入ります。質疑はありますか。2番、上林君。

○2番(上林貞一君)2番、上林です。159ページなのですが、公民館費が載っておりますが、その件につきまして質問させていただきます。

この公民館費、私が申し上げますのは秦荘公民館を指しますが、毎年、維持費で大変なお金はずぎ込まれております。昨年までは館長もおられましたし、今年はちょっと事情も変わっておりますが、この公民館につきまして、長年課題となってきたかと思えます。合併協議会におきましても、合併したら検討するという形でとらえておると思うのですが、先ほどからいくつかの件におきましても、まだ見直しがされていないということで、これもたぶん見直しがされていないというふうに思います。

教民の中でもちょっと質問させていただきましたが、その時の答弁、課長によります答弁ですが、「まだこれから地元住民さんと協議する」ということでご答弁いただいたと思うのですけれども、ずっと変わらない答弁で今日に至っているというふうに思うわけです。

事業の概要説明の方におきましても、施策の成果におきましても、この公民館においてはあげられておりません。ハーティーセンターのことにつきましては、その中には、閉館から13年経った経緯による劣化等もあり、修繕に費用が必要となってきたというふうな、平成7年に建ちましたハーティーセンターですらこれくらいの規模で方向性が見い出されていますけれども、秦荘公民館におきましては昭和47年の建築でありまして、以来ずっと大きな改修はなかったように思います。

今の状態ですけれども、秦荘公民館における大ホールにおきましては、音響もなく、また空調機も故障しておりますし、かなり修復にはお金が必要かというふうにも思います。でありますので、このハーティーセンターが建設されました平成7年以降、この公民館におきましてはかなり課題となってきました。もう廃止にするのか、継続するのかというところ辺からまず協議を願いたいというふうに、従来から、私議員をさせていただいております関係上、一般質問にもさせていただきご答弁をお願いしているわけですが、今後におきまして協議したいという今までのご答弁だったと思います。

幸い、今回におきまして、この議会におきましては見直し案が多々ございますので、この公民館におきましても課題としていただき、今後における将来性を即急に検討していただきたいなというふうに思うわけですが、この件につきまして答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)上林議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今ほど議員さんもおっしゃっていただきましたように、先日の教育民生常任委員会でも同じようなご趣旨のご質問をいただいたところでございます。

先日も委員会でも申させていただきましたように、今現在、地元建っています土地の地元を含めましてですね、旧の秦荘地域の公民館の近隣のまず議員さん、それから区長さん等々、先に前もって協議をさせていただきまして、その後ですね、秦荘地域の区長さん等と協議の場を持たせていただきたいという具合に考えているところです。今現在のところはそういうような状況でございますので、よろしく願いをいたしたいという具合に存じます。

○議長(森隆一君)ほかには質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

最後に、会中全般についての質疑に入ります。質疑ありますか。1番、上林君。



○1番(辰己保君)1番、辰己。インターチェンジについて質疑を行います。当然、毎年度拠出をしているわけですが、設置に向けた拠出を行っています。それで、環境問題の観点で1つ聞いておきます。

愛荘町環境基本計画の中に、将来湖東三山インターチェンジが整備されると一層の土地集積が進むことが予測され、新たな環境問題の発生や立木環境への影響が懸念されますというふうに記述しています。

要するに、先ほどの質疑の中で、自治研究事業との説明がされました。どのように地域の活性化を図るのかということが、その2市4町での活性化が同時に議論されるのだと言え、逆に言えば、湖東三山全体が環境問題でも同じように議論はされているのかどうかはわからないにしても、当然考慮されざるを得ないというふうに思います。

そこで、課長に、まずこうした基本計画に載っているところで湖東三山インターチェンジ設置に向けた取り組みが行われているわけですが、環境保全を守るというか、保全する立場で所管でありますので、こういうものについて、インターチェンジの設置でどのような見識をもっておられるのかを答弁をいただきます。

そして、町長には当然、設置するために、私にしてみれば「カッコ付きの尽力」ということになるわけですが、環境問題についてどういうふうに位置づけてこの問題に取り組んでいるのかということをお尋ねするとともに、先ほど町長自らが、今ほど自治研のことを説明されました。総額1,000万円だと。そのうち400万円は2市4町で負担すると、600万円は自治研が持つということですので、600万円を持つというのは、県の組織になるのかなという思いがちょっとしたもので、その自治研が600万円を持つということの意味がもう少し説明をいただきたい。環境問題と自治研の問題の答弁を町長から求めます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、インターチェンジに関します環境問題ですね。直接的には、あれだけの大道路の環境問題というのは非常に大きな問題がもちろんあると思います。CO2対策とか、一日5万台も6万台も走る道路ですから、このことについては、もう既に環境アセスメントは、もう事実上なされているのと同じで、はるか何十年も前から走っているわけですが、ここでインターチェンジができることによって、地元への環境がどうなるのかということになりますと、やっぱり交通問題が一番大きいかなというふうに感じるところであります。

それでも、今の307号、相当今、交通量が増えている様子ですが、さらにまた、あれがまた開通してフルになりますと、想定で一日1,700台というふうに言われているのですが、その交通安全上の問題は、307号周辺の今の整備についても、もう既にいろいろと検討協議を進めておりますし、万全を期す、今警察当局との協議もつい先日整ったところでございます。

そういうことで、またさらには、8号線からのアクセス道路、これも当然整備をしていかなければなりません。そうしますと沿線の交通量も増えるし、また歩道設置もやっていかなければならないということになります。これも、県の当局と、今、国8号とインターチェンジを結ぶ道路については、ぜひ県の方でお願いをしたいということも、もう今から要望にあげているところでございます。

そのほかの環境問題と言いますと、これは産業立地がどんどん環境に影響を及ぼすほど産業立地が進めば、これ一方ではありがたい話ですが、急激にそうなることも考えられませんが、また開発等についても十分これは考慮をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから、先ほどの自治研究機構の負担金のところで、自治研究機構が600万円負担したということでございますが、これは、もう全く県とは関係ありません。これは確か笹川財団だったかなと思うのですが、どこかその財源を、この自治研究機構財団が何億か受けて、そしてそれぞれの国からの、国じゃない全国から要望・計画を受けて審査して、地域振興にかかるそのプロジェクト、あるいは調査研究に共同研究という形で調査研究すると、こういうことで主体は自治研究機構がやったところでございます。

もう既に成果物もできておまして、今その取り組みに向けて2市4町の期成同盟の中に地域振興の幹事会的なも

のを立ち上げて、これからインターチェンジの目的を達成すれば、次に地域振興にその中で取り組んでいこうと、こんなことになっているところでございます。県費は1銭も出ておりません。以上です。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)辰己議員の質問で、湖東三山の環境問題のことでお答えしたいと思います。

環境問題につきましては、必要に応じまして県と協議しながら、騒音・水・大気などについて調査するなり必要な措置を講じていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中。全般的な質疑でございますので、再度、私から1、2点、執行部の方に求めてまいりたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

最初の質問の中で、収納管理主監の答弁にもございましたように、この見直しについては時間等々がかかるというような、おおまかにそのように受けとめた。また、土地の平米数ですね、これについても誤差があるということも認めたと。また、賃借契約についても、継続としながらも5年ないし10年の契約については怠っておったと、また継続ということについては何ら問題がないかというものでございませぬので、その点についても怠っておったと。先ほど申し上げましたようにそういうふうに答弁を願ったと。

そこで、私がここで申し上げるのは、そういうようなことは何かにつけても税収、収納ですね、これにつながってくるということになっていこうかと、こういうふうに思っておるわけでございます。

これについても、旧の愛知川町の私の記憶では、税の見直し等々については、なるほど計画の中で3年ほどかかったという記憶もしております。なかなか件数ならびに大変な作業だというのは認識をしております。ただし、格差があまりにもあり過ぎるから、私は早急な見直しが必要ではないかという質問をさせてもらっておるわけでございます。これは、時間がかかればかかるほど格差がひどくなっていくと。ひどくなるという言い方が正しいのか、その点について、即急な再度見直しに入っていくのか、いかないのか。もう次年度が目の前に来ているんですよ。12月1日から前年度の税の課税なりがかかっていくのですよ。そういうことを考えた上で、その作業について、再度、即急に取り組むのか、組まないのか、その点を再度、答弁を願います。

これは町長自らのがいいだろうと、ざっと全般的、これは高い、これは安いということも、町長自らも述べておりますので、その点もあわせて、答弁を願います。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)特に税のあり方について、やはり格差とか不公平感があっては、これはもう決してあってはならないことだと思いますし、納税者にとって安心して納税してもらえるシステム、信頼してもらえる税制度、これをうまく運用することは何よりの基本というふうに考えておまして、幸か不幸か、合併することによってそういったものが発見できたと言いますか、新たな問題を提起できた、そういうふうに前向きに理解をいたしまして、これはやはりそういうものは早急に見直しをしていくべきものというふうに思っております。

かなり膨大な作業になろうかと思ひますし、拙速にやって、また新たな差がでたりしては信頼を失うことにもなります。そうかと言って、ゆっくりとやっているわけにもいきません。素早く手をつけて、きちんと少し時間をいただきたいと思ひますけれども、早々に手をつけていきたいと考えているところでございます。どうかご理解のほど賜りたいと思ひます。

○議長(森隆一君)前般の質問に引き続いての内容ですので、ここでは歳出全般についての質問のみを受けていることにしておりますので、本来は認められませんけれども、もう少しあるというのなら、もう1問だけ。竹中議員。

○9番(竹中秀夫君)今ほどは、議長さんに暖かいお言葉をいただきました。大変ありがたく思っております。

町長、難しい問題でもございませぬので、ごく簡単に、明瞭に質問をさせていただきたいと思ひます。町の予算は住

氏の場合によつて、いつかは寺々によつて祖んでいく。当初予算は、平成計画の中。

そういった中で、できるだけ早くという言葉もいただきました。次年度の当初予算には、その辺も踏まえた中で十分な  
また予算を組んでいただくことを特にお願いをしたいと、その点についても町長の答弁をもらっておきたいと思いま  
す。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)20年度、もう既に9月が終わろうといたしております、上半期が終わって、あと下半期でござ  
います、大きなこの問題、次年度の予算にどういったものが反映できるのか、ちょっと今私もすぐには即答しかね  
ますけれども、とにかく、この税にかかる公正な取り扱いについての作業に取りかかるというふうに、それはもうこの  
次年度からではなしに、明日からでも具体的に、どういうことをやっていったらいいか議論を始めたいというふうと思  
っております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。2番、上林君。

〔7番小川勇議員退席〕

○2番(上林貞君)2番、上林。今回の議第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定、反対の討論を  
行います。

ただいま議題となっております議第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場か  
ら討論を行います。

一般会計の歳入全般について、町税をはじめとする自主財源の確保等、また地方債の借入れについても起債残  
高の縮小に努めるなど、一定の評価をするところであります。

しかしながら、現状の厳しい財政環境から見ると、経常経費や一般行政経費等について、節減の足跡は見受けられ  
るものの、まだまだ節減すべき事項が散見されます。

特に1つには、使われていない公有財産についてであります、遊休資産の処分にかかる基本方針等の検討を進  
め、町営住宅跡地等、大きな面積を有する土地については、町有地有効活用検討委員会の意見を受け、決定して  
いくとされております。

歳入歳出決算書180ページの財産に関する調書を見ると、雑種地・山林・宅地等、遊休地と見られる土地がありま  
す。これら土地の管理については、周辺土地所有者に雑草等でご迷惑がかからないよう各事業別に管理経費を計  
上し、適正な管理に努められていることと思料しますが、その管理にあたって、委託先の選定や委託料の額等にお  
いて工夫が足りず、経費の節減が見受けられない状況にあります。

また、歳入歳出決算書61ページの使用料及び賃借料のうち、職員駐車場用地借地料といたしまして、秦荘庁舎の駐  
車場を指しておりますが、210万9,883円について、この駐車場はハーティーセンターや町役場、中学校等への来庁  
者の駐車場、公用車の車庫、資機材倉庫などとして、平成6年7月15日、土地賃貸借契約をお2人の土地所有者と  
締結し、その後、農業振興地域の整備に関する法律等の手続きを経て、造成をされております。

土地賃貸借契約には、第4条に賃借料を1㎡当たり450円と定め、但し書に、「単価については、近隣の地価公示価  
格等経済情勢を鑑み5年ごとに甲乙協議する」と定められておりますが、決算書を見る限り、平成19年度も1㎡当  
たり単価は450円で支出されており、5年ごとの甲乙協議がなされていない状況であります。

当該地番での地価公示はありませんが、近隣における住宅地の地価公示価格によりますと、平成9年度から平成  
19年度までで約9%の地下の下落となっております。このようなことから、契約当初1㎡当たり450円の賃貸料

が、現時点で適正なのか、見直す必要があるものと考えます。

このことから土地の賃貸料1㎡当たり450円から考えると、固定資産税の地目評価が適正に評価され課税されていればよいが、農地あるいは農地に類する地目、例えば雑種地で評価されているとすれば、疑問が残るところであります。

土地賃貸借契約締結後約13年が経過しておりますが、契約条項に基づき、見直すべきものは早急に見直し、適正な賃貸料で借用し、経費の節減を図る必要があると考えます。

したがって、当然、履行することが履行されていない支出は原則認めることができないため、議第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定については、今回発覚しましたこれらの件におきまして、総合的に反対するものであります。以上です。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)今ほどの認定について、賛成討論を行います。

まず1点目、26日に公表されました県下26市町の財政分析結果では、将来負担すべき将来負担比率では、本町は137%であります。不交付団体でありました栗東市が336%、高島市が227.1%、破産前段階と言うべきイエローカードが出されるのが、ガイドラインが350%ではありますが、そこは至らなかったというものの、極めて放漫経営であったと、このように思います。

さらに、知事の許可がないと地方債の発行ができない実質公債費比率18%を超えるものが余呉町で21.3%、西浅井町が20.6%、彦根市が20%、先ほど将来負担比率であげさせていただきました高島市が19.1%、本町は15%であります。これらの指数は、昨年19年6月に成立した地方公共団体の財政健全化法によるものであり、本町は今ほどお聞きいただきましたように、極めて健全な財政運営であると判断をいたしております。

2点目であります。決算の内容について逐一ご審議をいただき、目を通させていただきましたが、まず各項目にわたって事業内容と成果・課題について詳細・明解なカード式説明書を工夫され、その一事を見ましても、ひとまず適切な決算が粛々となされていると判断をいたしました。

3点目であります。いいことばかりは言えんで、ちょっと苦言をいいます。本日の会議でも竹中議員が詳細にわたって質問され明らかになった秦荘庁舎の駐車場賃貸契約についてであります。この件については、既に一般質問なり昨日の全員協議会にも議事させていただきました。特に本日この席で明らかになったように、台帳面積と実測面積が500㎡食い違っているということ。さらに、このことは19年度のこの決算書においても、数字は若干なりとも変更はせざるを得ないものと思う。そのみでなく、歳入につきましても、税収が地目宅地課税と雑種地との課税率が異なるため、税収についても、歳入につきましても食い違いが起こってくるやに推察されるわけであります。

さらに、この案件にとどまらず、ほかにも契約案件は多数あるわけであります。これらについて厳正に精査され適切な決算がなされることを条件として、本決算認定について同意し、賛成討論といたします。以上であります。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。同時に議案第70号・議案第71号・議案第73号についても反対を表明します。

平成19年度は、小泉元首相のもとで策定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太方針の歳出歳入の一体改革内容が、町民の暮らしを直撃した年でした。骨太の方針2006は、2006年以後5年間の歳出削減のうち、国と地方の合計約1兆6,000億円を社会保障関係費の削減で対応するとしました。

介護保険制度は、施設利用における給食費・居住費を保険給付の対象からはずし、全額自己負担とし、また軽度の要介護認定者に対しては介護の取り上げを行い、負担増と必要な介護が受けられない状況が生まれました。

障害者自立支援法においては、国民の運動によって、平成19年度に少し改善されたものの、応益負担は解消されず、障がい者の方の負担増と施設の経営難を生みました。

医療制度改革法は、平成20年度から実施された75歳で医療を差別する後期高齢者医療制度や、住民健診そのものを抜本的に改悪した特定健診を導入し、平成19年度では、その準備が行われています。

町民は、所得税の定率減税の廃止、高齢者控除の廃止などで税負担の増となりました。また、税源移譲による住民税率10%の引き上げは、低所得者・高齢者に重い住民税負担となっています。平成19年度決算においても、以上のような国の悪政による町民の生活苦が反映されていることを指摘します。

先に申し上げましたような税制度のもとで、愛荘町は固定資産税の同和減免を廃止せず、町民への不均衡税制を続けていることによって、町民格差を広げています。来年度からの廃止を訴えます。

行政は、町民の暮らしを守る、弱者を支援することが政治の役割です。緊急緊縮財政になれば、無駄な税金の使い方は改めなければなりません。当然、自治会への補助金は公平・公正に使ってこそ、人権尊重のまちづくりになるのです。しかし、愛荘町は拠出根拠のないコミュニティづくり実行委員会活動補助金を、川久保・山川原・長塚地区に50万円拠出しています。昔の同促協補助金だと言われても仕方ありません。部落解放人権政策確立要求郡実行委員会負担金とあわせて、来年度からの廃止を訴えます。

愛荘町の健全な行財政運営を行う上で、無駄な税金の使い方が随所にあります。湖東三山インターチェンジは、今日までの答弁からも、国および中日本高速道路の責任で設置するのが道理であり、既存国道・県道、地域連携軸および生活道路の整備を重点に切り替えることを訴えます。

行政は、緊縮財政対策として財政調整基金の取り崩しや町債の発行を余儀なくされました。緊急財政対策の観点および自然環境保護の観点からも、スマートインターチェンジの設置は不要だと言わなければなりません。

先ほどから言われておりますけれども、緊急財政対策の問題提起として、今議会、議員から職員駐車場用地借地料等についての指摘がありました。合併2年度にわたって予算執行されています。当該事案は、平成6年、旧秦荘町が借地契約を締結しました。そして、平成17年合併する前年度に契約更新されています。旧秦荘町議会の議経緯がある中で、瑕疵があるならば十分な説明をすべきであり、改善すべき点は直ちに改善すべきです。

新町になり、事業執行の適否の観点から言うならば、旧愛知川町の東部公園用地買収も問題となります。都市計画区域の規制を除外しなければ、ほかの目的用地として活用できない状況での管理費155万円および償還費と利子合わせて約5,019万円は、公園用地を買収しなければ必要のない予算執行となるからです。この用地を何にでも利活用できるようにしていくことが急務です。

今、私たちに課せられているのは、旧町から引き継いだ課題や瑕疵に対して、一刻も早く是正処理していくことです。緊急緊縮財政対策は、前述したように、税の不均衡を改善すること、一方、公平・公正な予算執行かどうか、そして税金の無駄使い事業について総点検することを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)賛成少数です。着席してください。よって、議案第67号平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、否決されました。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午後3時19分

再開午後3時31分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第68号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第68号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第69号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。歳入の27ページの不納欠損額、これが年々やまら多くなっております。それでいろいろ対処されておられると思いますが、そこで、どうしても払えない人と払わない人の区別をしつつ、督促なり何なりとされておられますが、そのご努力というものは感謝しますが、この払えない、払わない人の対応の仕方、あるいはまた、その善後策と言いますか、今後の対応策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 今のご質問にお答えをさせていただきます。

払えるのに払わないというふうな状況で、税務課の方から国保税という形で課税させていただいたわけですが、未納等に関しましては、先ほど来申し上げておりますような督促あるいは催告状・差し押さえ予告等の事務をさせていただいて、そういった事務等をさせていただいております。そういった状況の中で、納付相談等がある者につきましては、分割納付なり、そういった形で、できるだけ完納に向けてご努力をいただいているところでございます。ところが、そういった状況で相談等も一切ない、連絡もない者につきましては、住民課とも連携をとりまして、短期資格証明書等の検討を進めさせていただいて、既にご承知のとおり、平成20年度から短期証明というふうな形で取り組みをさせていただいて、今後その方法につきましても、資格証明書に切り替える者、短期の証明書に切り替える者、あるいは「税」と申し上げておりますので、差し押さえさせていただく者、そういったものを区別させていただいて、この不納欠損というふうな形で数字があがったわけですが、いわゆるこの中には死亡されて相続人がおられない、あるいは財産権がないというふうな、そういったことも含まれておりますので、そういったものの区別だけもさせていただいて、今後、今ほど申し上げました住民課との連携をとりまして積極的な推進を図っていき、より税の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(森隆一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第70号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第71号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。  
これより、議案第72号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第72号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。  
これより、議案第73号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第73号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森隆一君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成20年度9月愛荘町議会定例会を閉会します。町長。

閉会午後3時40分

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会は提案させていただきました案件は、追加提案も含めまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて2件、財政健全化にかかる報告案件1件、条例の制定および改正が8件、字の区域および名称の変更議決案件1件、平成20年度一般会計および特別会計の補正予算案件が6件、平成19年度愛荘町一般会計歳入歳出決算承認案件7件、合わせて合計25案件につきまして慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

19年度一般会計の決算につきましては、認めていただけなかったことは残念でございますけれども、議会中にいただきましたご指摘、ご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。少しお時間をいただいて、所信を述べさせていただきますと思います。

まず、今後の財政運営につきましては、諸情勢に最新の注意を払い、アンテナを高くして対応が遅れることのないよう、万全を期したいと考えているところでございますが、特に県の状況につきまじ、造林公舎債務の返済に要する財政負担は、今後40年間にわたって毎年20億円が重くのしかかってきております。さらに、側聞するところによりますと、今年の法人県民税が我が町と同様に、数10億円の大幅減額と、さらに還付金が生じている模様でございますが、来月中旬に予定されております市町長会議で来年度の財政方針が示されることになっておりますが、市町へのさらなる影響が心配であります。今後、みんなで痛みを分かち合うことが必要になってくることも、十分予想されるところであります。

さて、6月議会に申し述べましたが、住民サービスの向上と行政の効率化を目指し、窓口業務の委託化、あるいは旅券発行業務の受託化について検討を続けております。とりわけ、パスポートの発行業務につきましては、平成18年に国会の議員立法により、県から市町への委託が可能となりました。この結果、現在、国内で委託を受けた市町数は15都道府県で220市町に及んでおりまして、うち3県にありましては、それぞれの県内のすべての市町に委託をしているところもございます。

この背景には日本人の海外渡航者の激増があります。今や日本から海外へ、年間1,700万人もの人が出かけます。日本の人口の13.5%、滋賀県からの渡航者は年19万人、人口の13.6%であります。愛荘町からの渡航者はこの率を掛けた推計で、およそ年間2,700人が海外へ出かけていることとなります。このうち、平成19年にパスポートを申請した人は、滋賀県で5万8,000人、愛荘町で680人です。

特に、愛荘町では前年より100人増加いたしております。愛荘町の住民が役場へ届け出られた19年度の出生者、生まれた子どもの届が231人、死亡届175人、婚姻届109件、合わせて約500人ですから、パスポートを申請される件数の方がはるかに多い状況であります。現在、ちなみパスポートを持っている人は、県下で37万1,000人、人口の26.5%であります。愛荘町では推計で5,300人ぐらいがパスポートを持っておられると考えられます。

この事務を同町が受託するには、対象住民を当町に住民登録している人に限ることを条件にいたすべきと思っております。一方、デメリットは米原・大津では申請できなくなることがありますが、パスポートの申請には戸籍抄本の添付が必要であり、これまで米原・大津へ行く前に、役場の窓口でこれを取りに来られる必要があります。当町の住民の皆さんが米原へ出向くことなく当町の窓口で申請交付ができれば、多くの方は利便性を感じていただくと考えております。今後も窓口業務の効率化とあわせ、検討体制を整え、具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

今後さらなる行政改革を進めつつ、住民に奉仕する地方自治体として、町民の皆さんの期待に応えられるよう、簡素の中にも温かいサービスが提供できるよう、工夫をしてまいりたいと考えております。

最後に、愛荘町への朗報であります。昨日、湖東三山インターチェンジ設置協議で、残されておりました交通安全上の細部協議が、警察当局ならびに中日本高速と、いずれもすべて解決したと県から連絡がありました。今後、先に設置いたしました準備会を地域協議会に切り替え、いよいよ建設に向けて、まずは地元関係者および地権者の皆さんへ、本格的に協議のお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

、今後とも変わらぬご指導、ご支援をお願いいたしまして、9月議会閉会にあたり

ましての御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(森隆一君)閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成20年9月定例会を9月17日に開会させていただき、14日間の会期を持たせていただきました。その間、19日からは各常任委員会協議会・特別委員会協議会を開催いただき、各所管から平成19年度決算についての概要、主要施策の成果についての説明に対し、熱心に協議をいただきました。

本日、最終日を迎え、今期定例会に上程されましたすべての議案をあらゆる角度から熱心なご審議のうえ議了していただきましたことに対し、高段からではございますが、厚くお礼申しあげます。執行機関各位におきましては、審議の間、常に真摯にご協力いただき、そのご労苦に対しまして厚くお礼申しあげます。

今期定例会を通じて、議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などにつきましては、今後の町政執行や予算執行などの行政運営に際しまして、十分反映されるよう強く要望する次第であります。

おわりに、今期定例会に寄せられました議員各位、理事者をはじめ執行機関皆様のご協力に対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、健康に留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申しあげまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。